十年前に萌芽せりとの普通に行はるゝ謬見に對し、吾人は特に其無稽なるを警告せざるべからず。思ふに彼の皮相の觀察者が我文明を以て殊に急遽速成の文明と爲し、其眞價を甄別せんとせば、之を將來の事件に徵せざるべからざる一種疑問の文明と見做すが如きは、實に這般謬見に基くものにあらずや。約言せば我文明を以て速成皮相の文明に過ぎずと見做すものあるは、職として此謬見に由らずんばあらず。余は我國民が幾時代、幾世紀の間、最も高等の德育及び情育を享けつゝありと云ふを以て、決して誇張の言にあらざるを信ず。支那、印度の全盛時代に於ける哲學及び歷史上の實例に據りて得たる種々の大理想は、其他各種の學藝の如く孰れも日本化せられ、『武士道』なる概括的名稱の下に、因習の久しき幾百年を經て益〻發達し、益〻醇化し、遂に吾人に道德の偉大なる標準を供し、敎育ある社會の日常生活に於て、嚴に强行せられたり。而して其結果は舊日本を知る者の何人も首肯する如く、スパルタの剛毅質樸なる氣風及び犧牲的精神とアゼンス流の優美なる文化及び洗鍊したる知能とを兼備せんことを務めたる一種の敎育となるに至りたり。即ち優美なる感情と美術心とに富み、道德及び哲學の高尚なる理想を抱

き、且つ忠勇義俠の精神を有するを以て士人となし、苟も士人たる者は一人にして悉く之を兼ねざるべからずとなし、吾人も亦是等の學問、技藝を調和、包有するを以て完全なる人物となし、專ら之に重きを置きたり。而して是等諸學藝の調和的發達よりは、寧ろ個々特別の學藝に熟達するを以て必要となすに至れるは、僅に近代專門的科學の輸入せられたる以後の事に屬す。序ながら余はこゝに一言すべし。我發達せる赤十字社の博愛的事業、及び沈沒軍艦リューリック號の將に溺死せんとせる乘組員を我海軍の救助せる仁慈的行爲の如きは、決して世人の想像するが如く、我國の採用せる新文明の結果にあらずして、是れ實に泰西の服裝に包まれたる我國古來の封建的義俠心の發現に外ならず。實に古來我國の有名なる軍人、政治家が或は書畫、詩歌の上に、或は宗敎、道德及び哲學の上に留むる所の遺物は、其高尚にして偉大なる、蓋し他國の封建制度に於て、多く其類を見ざる所ならん。是に由つて之を觀れば、維新前に於て我國民に缺くる所のものは、精神上若くは道德上の要素にあらずして、寧ろ近代文明の科學的、技術的及び物質的方面にありしことを知るべし。故に外國の觀察者が往々信ずる如く、維新前後に於ける我國の事業は、

教化の發達

從來我國に無かりし所の文明を移植したるにはあらずして、既に存在せる強健なる性格に、新奇の教養を加へたるに過ぎざるを覺らざるべからず。而して當時忠勇義俠の精神を有せる者は、單に上流の士人たるに止まらず、所謂平民も亦上流社會の中に流行せる理想の感化を被りしことは明かなる事實なり。即ち平民と雖、正直勤勉にして、其隣保の爲に、殊に其鄉邑の爲に、自家の利害を犧牲に供するを躊躇せず、溫和從順にして人生を重んじ、同胞を信じ、能く法律を遵守し、且つ優美の情操と高尚なる道德觀念とを理解したりしなり。國民の狀態既に斯の如くなりしを以て、若し之を適當に指導し、敎育して近代物質的文明の要求に應ずるを得しめば、强固なる國民を構成するに十分の材料たるを得べかりしなり。是に於て乎、當時の政府は我古代敎育の不完全なる方面を補足するに孳々として日も尙ほ給らず、其全力を傾注して新進の靑年に智力上の武器を供し、以て近代の生存競爭に應じ、雄を世界に爭ふの準備に努めたり。政府は斯の如くにして國民の敎育に力を致すと共に、近代の政治思想に慣熟せしむる爲に、國民を訓練するを怠らず、其結果地方人民も亦其眼界を鄉黨以外に放ち、單に一身一家を以て念とせず、一郡一縣の事を以て自家の事となし、延いて國家の休戚を重んずること、鄉黨の利害を重んずるよりも大なるに至れり。明治十三年(一千八百八十年)府縣會に關する法律及び行政權分掌に關する法律發布せられ、同年地方自治を基礎とせる郡區町村の編制法亦發布せられ、而して是より先き明治六年(一千八百七十三年)徵兵制度を定め、國民皆兵の制により、帝國の防衛は一般國民の義務にして亦權利と定められ、其他同性質の重要なる政策も漸次採用せらるゝ事となりぬ。是等は皆國民をして國民たるの任務を盡し、以て國家共同の事業に參與せしむるが爲の素地ならざるはなし。十四年(一千八百八十一年)に至り、天皇陛下は代議政治の基礎に於て立憲政體を採用するの告旨を發するの時機熟せりとなし、立憲豫約の詔勅を發布し給へり。以上說く所により、元年(一千八百六十八年)誓勅發布の當時より今日に至る迄、我天皇の守持し給へる終始一貫の御政策は、

法律の進歩

御政策

第一　國民を敎育して立憲國の必要に應ぜしむること、

第二　國民をして近代文明の精華を收めて其用に供せしむること、

第三　斯くして國家の富强、人文の進歩を圖り、世界最强の文明國と伍して同等

の位置を得しむることにありしを知るべきなり。

國民的精神

我叡聖文武なる天皇陛下が四十年間毅然として守持し給へる如上の政策が、如何なる結果を收むべきかは、世界萬國の現に環視しつゝある所なり。即ち日本全國民が今方に干戈を執つて、從來殆ど世界に最強國と見做されたる國民に對し、我國の名譽及び利益を防衛するが爲に、勇敢なる戰爭に從事しつゝあるを見て、明かに之を說明するを得べし。蓋し此戰爭の終局の結果如何は姑く之を舍き、茲に明言して毫も誤らざるもの一事あり、他なし、日本全國民は此戰爭を以て國民的事業となし、苟も國民たるものは其共同目的を達するが爲には、敢て其一切を犧牲に供せざるべからずとの觀念を有すること是れなり。即ち一兵卒と雖、我國民的使命及び國民的運命の何たるを自覺し、亦我國が能く此使命を果し、如何なる運命に達すべきやに關して固く自信を懷き、隨つて其成敗に就き利害の念甚だ深きを見る。此戰爭や實に往昔に於けるが如く、互に睽離反目せる隣邑又は異種族に對して人一家一族の防衛を事とするの戰爭にあらず、實に國民各自の義務を覺知し、自から進んで之を遂行せんとするの戰爭なり、況んや國民皆其義務を遂行するを以て國家に對する名譽と信じ、權利と信ずるに於てをや。蓋し斯くの如きは專制君主國に於て到底見る能はざるの事實たり、何となれば專制國に於ては、被治者は唯々として治者に從ひ、治者の事業に於ける一個柔順の器具たるに過ぎず、隨つて國家に對する義務の觀念の如きは毫も有ること無く、之を果すを以て名譽となし、權利となすが如きこと亦決して是れ無ければなり。以上述ぶる所により、余は我皇が着々として我國を立憲化し給へる其政策の赫々たる成効を疑ふもの、恐らく一人も之あるべからざるを信ぜんと欲す。

憲法制定の準備

蓋し我國に於て憲法を制定して以て解釋すべき問題及び遂行すべき目的は、單に國內各種階級の利害を調和し、融解するのみならず、更に亦立憲政治に依つて國民の公的生活に新元氣と新勢力を扶植するにあり。換言せば他の立憲君主國の多數に於けるが如く、單に國內各種人民の利害を調和するの外、更に國家其者の職分に生々の元氣、勢力を與へんとするにあり。然りと雖、此事たる言ふは易くして、行ふは實に難し。既に前に述べたるが如く、十四年(一千八百八十一年)を以て天皇

陛下は近き將來に於て立憲政治を採用するの告示を發し給へり。此時陛下は爾後九箇年を以て其準備に充て給へり。而して此聖諭は單に國民に對して將來國政に參與するの準備をなすべきを警告し給へるのみにあらずして、更に亦國家大小の行政機關に警告を與へたるものにして、中央政府をして能く近代立憲法治國の思想と調和し、以て百司の準備を怠らざらしむるにあり。是に於て乎、國民及び政府は共に聖諭を奉戴して、此九箇年の準備期間を利用するに努め、國內到處に政黨は組織せられたりしが、就中大隈、板垣兩氏（現今伯爵）の活動は最も人目を惹くに値するものあり、實に兩氏の如きは近代の意味に於ける日本政黨の創立者と目するを得べきものとす。

行政司法の改革

一方に於て政府は行政上の大改革を斷行せり。既に前に述べたる如く、政府は地方自治の基礎に於て行政權を分割し、行政部を改造し、中央諸省の責任範圍を明定し、高等の敎育を有する人材を擧げて各省局の終身官となし、之に行政事務を委任し、裁判所構成法を定め、判事の權限を明かにし、專門の敎育ある者を以て之に任ずるの制を立つる等、行政上及び司法上に於て種々の大改革を決行せり。然るに

當時極端なる民主的思想を懷き、政府の施設に對し、是非を問はず、不平を抱く者ありしかば、政府は之に對し、行政の効價を保護する爲に、種々の豫防策を講せざるべからざるの境遇に立てり。蓋し日本は其面積狹く、人口寡なるが故に、國家の富强を圖らんと欲せば、先づ國民の結合を鞏固にし、行政の効力を確實ならしめ、以て人口、面積の不足を補ふ所なかるべからず、是れ極端なる民主思想の跳梁を制せざるべからざりし所以なり。

明治十五年（一千八百八十二年）三月陛下余に命じ給ふに、憲法草案の起稿を以てせらる。余乃ち大命を拜し、直に其事に從ふ。因て泰西立憲制度の實際の運用及び其憲法上の種々の規定並に立憲國に於ける有力なる人士の實際懷抱せる學理及び意見に關し、出來得る限り周到の研究を遂げんが爲、同月十五日を以て我國を發し、泰西に向へり。而して當時余は共に研究をなすの便を圖り、國中の少壯俊才を伴ひ、俱に歐洲に留まること殆ど一年有半なりき。此短日月に於て出來得る限り必要の材料を蒐輯し、二十一年（一千八百八十八年）九月歸朝し、其後直に憲法の起草に從事せり。當時余を輔くるの書記官數多ありしが、其最も著しき者を故子爵

國家の特質

井上毅、伊東、金子の兩男爵となす。外國人は則ち博士ロエスレル及びビゴット氏其他數名なり。然り而して余が帝國憲法を起草するに當りては、單に外邦の憲法を摸寫するのみを以て足れりとすべからざるは、當初より既に明かなる所なり。我國には自から固有の特質あり、決して之を度外視し得べきにあらず。例へば我國に於て皇位は他國に於けるよりも、更に深く國史上に一種の根柢を有し、亦國民の腦裡に一種の印象を有す。我國の未だ立憲政體とならず、封建制度行はれずして尚ほ神權的國家たりし時代に於ては、皇位は實に國家の眞髓たり、中樞たり。故に新憲法に於て其大權の制限を鹽梅するに當つてや、吾人は特に將來此大權の實在則ち効力を擁護し、以て皇位をして一種の虚飾たらしめざるに意を用ひざるべからず。同時に立憲政治の實を擧げんと欲せば、國民の名譽、自由及び生命、財産の安固を保護せざるべからず。人民の名譽、自由及び生命、財産の安固を保護せんと欲せば、必ずや一方に於て天皇の大權に種々の重要なる制限を加へざるべからず。然らずんば立憲政體は如何なる形體を以てすとも、竟に得て之を樹立すべからざるなり。此外更に吾人の商量を加へざるべからざるものあり、封建諸侯即

ち是れなり。而して諸侯の中親疎はありとも、皇室と血緣の關係を有する者尠からず、且つ近年に至る迄實際國土人民を支配せる所の實權者にして、今尚ほ多數人民の尊崇を受くる稱呼を有する者亦鮮しとせず。新憲法の制定に於ては是等諸侯の權力も大に商量する所なかるべからざるものあり、他なし、憲法に據りて國民は種々の權利を賦與せられたりと雖、他國に於けるが如く、君主より是等憲法上の權利を强奪したるものにあらず、則ち日本の新政體は國民將來の繁榮の爲に、君主の任意を以て之を國民に賦與し給へる所なり。更に亦之を稽ふるに、維新前に於ける我國の社會には、他の文明國に其比類を見る能はざる特殊の狀態あり。古來我國民は人種、宗教、言語、感情を同じうし、永く海外諸國と隔絶して、獨り幾百年來の傳說及び封建制度の惰力を繼承し、一家親族の關係甚しく錯綜して、社會組織の樞軸を成し、加ふるに宗教及び道德上の主義、信仰は、君臣、父子、兄弟、朋友の間に、仁義、忠信、孝悌等の德を强ふること極めて嚴なりしかば、日本臣民は此間に於て恰も一大鄉黨の形を成し、從つて國民擧げて家族相親むの狀態を呈し、政治上及び社會上の事物を自家の利害に照らして冷靜に打

算商量するの風は、鄉黨間の情義の爲に自から制限せられ、寧ろ往々にして妨害せられたるを見る。例せば我國に於て商業界の恐慌を起せる場合を觀察したる者は、其冷靜に自家の利害を打算するの外、他念なかるべき場合に於て、我國商賈の之に處する態度の頗る他國に於ける同一の場合と異なる所あるを覺るべし。外國に在りては商業界の危機は却つて商界掃淸の効を奏し、確實なる事業は動搖を免れて、獨り投機的事業のみ仆れ、以て商界の空氣を一洗することあり。然りと雖、我國に於ては必ずしも其軌を同じうせず、則ち斯かる場合に於ては道德的、義俠的元素活動し、商界の健者と病者とは互に相憐み、相救ふの情起り、確實なる事業家も敢て恐慌の渦中に投ずるを辭せず、投機的事業も爲に溺沒を免かるゝことあり、之れが爲一般商業界の景氣は一時不振を來すべしと雖、其全體の組織は爲に大動搖を免かるゝを得べし。而して此氣風は工業界にも亦之を見る所にして、近年我國に於ける製造工業の發達驚くべきものありと雖、我勞働者は他國に於けるが如く、精神死滅の動物たるに至らず、今日に於ても尙ほ資本家と勞働者との間には、保護者、被保護者の溫情ある關係自から存するを見る。我國に於て社會主義的思想の侵

潤に對し、將來健剛なる障壁となるべきものは、實に此溫情なり。日本の社會が海外諸國と其趣を異にして、一種の特質を有すること其れ斯の如し。而して此等の特質が我國家社會に幾多の好影響を及ぼしたるは勿論なりとす、則ち社會に於ける各種機關の緩和劑を供して、其衝突、軋轢を調和し、同胞相助の德義を實際に行ふに於て有力の材料となりしが如き是れなり。然りと雖、此等の特質も之を約束して折衷其宜しきを得しむるにあらずんば、社會に惡影響を及ぼすなきを保すべからず。蓋し冷靜なる知識よりは寧ろ情義を重んずるの鄉黨に於ては、一事を處理するに當り、情義に殉へて自由討論を壓し去るの風あるを免れず。從つて鄉事を處するの權力を與奪するに當りて、所在豪族獨り其意を恣にし、一鄉の行政は一家の私事と擇ぶ所なきに至るを免れざることあり。果して斯の如くんば、立憲政治の實行は到底得て望むべからず、何となれば代議政治に於ては人民共同の福利を企圖するの手段方法の如き、自由に公明に討論するを以て最大必要の條件となし、私人の感情若くは情義に至つては、之を一擲して國家共通の幸福利益を冷靜に商量するを以て本義と爲さゞるべからず。從つて國家の爲には刎頸の友を舍て、人

材を擧げざるべからず。斯の如きは專ら情義を重んずる鄕黨的社會に於ては、決して之を望むべきにあらず。且つ夫れ鄕黨的社會に於ては自由に其意見を吐露し、不平を訴ふるの途なきより、兄弟、親族間の不和も或は之を融解するの機なく、單に意見の扞格に止まらずして、遂に劇烈なる蕭牆の爭鬪となり、爲に往々不測の禍害を釀成すること無きを保せず。

以上說ける如く、日本社會の特質には善惡兩面あり、是に於て吾人は其善方面は勉めて之を維持し、惡方面は勉めて之を防禦するに力を致さゞるべからず。而して我國實際の事情に適合すべき憲法を採定せんと欲せば、前述の如き我社會上の特質を斟酌すること最も丁寧親切なるを要す。此外更に我憲法制定に關して重大なる困難の存せしを見る。顧れば當時我國は方に舊を送り、新を迎ふる過渡の時代にあり、從つて國內の議論は多岐複雜、甚しきは是非の意見全く相反するものさへ往々これなきにあらず。一方に於ては前代の遺老にして尙ほ天皇神權の思想を懷き、苟も天皇の大權を制限せんとするが如きは、其罪叛逆に等しと信ずる者あり。他方に於ては彼のマンチェスター派の論議が全盛の時代に於て敎育を受け、

極端なる自由思想を懷抱せる有力なる多數の少壯者あり。政府の官僚が彼の反動時代に於ける獨逸學者の學說に耳を傾くるに反し、民間の政治家は未だ實際政治の責任を解せずして、徒にモンテスキウ、ルーソー等佛蘭西學者の痛快の學說、奇警の言論に心醉して揚々たるものあり。且つバックルの著文明史緖論と題する一書は、總べての政體を以て無用有害の長物と罵倒せるものなるが、當時我國の學界は之を珍重すること甚だしく、大學を首め、各高等學校の學生相競うて之を誦讀するに至れり。然れども是等の學生は學校に於て之を誦讀すと雖、家に歸りて守舊家たる父兄の前にバックルの學說を喋々するの勇氣とては之れ無かりき。蓋し當時に於ては我國民の智識未だ以て政府當局の政策に反對することゝ、國家既定の秩序を紊亂する反逆との間には、自ら截然たる區別あることを知了するの程度に達せざりしなり。故に憲法の圓滑なる運用に必要なる識量、例へば言論の自由を愛し、議事の公開を愛し、若くは自家に反對の意見を寬容するの精神の如きは、更に幾多の經驗を積み、然る後始めて之を得べきものなり。

帝國憲法の草案成り、之を天皇陛下に捧呈したる當時の國情は、方に斯の如きも

のありしなり。陛下即ち之を樞密院の審議に付し給へり。樞密院の討議に於ては陛下親しく之を統理し給ひしかば、陛下は院内に起れる種々の意見を聽き、之に叡慮を煩はし給ふの機會を得させ給へり。隨つて當時院内に唱道せらるゝ保守自由の諸說に接して、適宜の商量を加へ給ふの機會を得させ給へり。而して當時院の内外に於て極端なる保守主義の暗流存せしにも拘はらず、陛下の聖斷は殆ど常に自由、進歩の思想に傾き給ひしを以て、我國民は遂に現在の憲法を仰ぐを得るに至れり。此を思ひ彼を憶へば、日本國民たるもの、誰か又我叡聖文武なる天皇陛下の聖明に感激せざるものあらんや。

明治二十二年（一千八百八十九年）最も莊嚴なる儀式を以て帝國憲法の發布式を行はせ給へり。爾來今日に至る迄、我憲法に關する事は世人の洽く知る所なり、故に余は敢て爰に之を贅せず。但其實際の運用に關しては、尙ほ二三の言ふべきものあり。憲法政治の始めて施行せらるゝや、官僚政治と民主的分子との軋轢は豫期の如く激烈を極めたり、蓋し當時憲政草創の際なりしかば、政府、國民共に立法、行政の兩機關互に協力して以て政務を運行するの識量を備へず、加ふるに當時兩者

間の衝突を緩和すべき社會上の素因も亦存せず、是を以て政府軍及び民軍ともに其權利を防禦するの念は甚だ固く、相持して下らざりき。是れ蓋し兩者協力して憲政の運用をなすに必要なる機略及び經驗を缺きたるに職由するものにして、實に止むを得ざりしなり。然れども其後數年の衝突を重ぬ、辛辣の經驗を積みたる後、兩者共に憲法政治の運用を完うし、其結果を收めんと欲せば、互に寬容調和の精神を抱き、國民の利益幸福を以て、黨略若くは黨派心の上に置くべからざる所以を覺悟し、竟に能く立憲政治の妙用を解するに至りしは、頗る我國民の誇るに足るべきものとす。實に吾人は憲法施行以來の十六年間を回顧して、我憲法政治の實驗が其種々の缺點あるにも拘はらず、全體に於て成功の域に達せしを感ぜざるを得ず。而して此れ余の竊に快心に堪へざる所なり。要するに我國が夙に立憲代議の制を敷き、國民をして國家の公事に參與するの慣習に熟せしむること徹りせば、夫の曠古未曾有の大役に處する國民の意氣感情焉んぞ能く斯の如くなるを得んや。然るに當時田夫野人も尙ほ能く事の重大なるを知り、之を以て國民的大事業となすと共に、又之を以て自家と密接の關係あるものとなし、擧國一致以て強固な

結辭

る輿論を作興し、政府の後援を爲すを怠らざりしは、畢竟立憲政體の効果なりと謂ふも、敢て誣言にあらざるべしと信ず。

余は茲に我憲法の條項を略說するが如きことは、故らに之を避けたり、何となれば我憲法の規定を研究せんと欲する者あらば、何人も容易に其書を得べければなり。故に茲には單に憲法制定當時に於ける過去の追懷を一言せるのみ。以て我國が立憲政體を採用せる目的、及び其實行に伴へる困難の說明に資する所あらば則ち足らんのみ。

開國事歷

島田三郎

序詞

我日本が今や一新紀元を開き、世界的帝國として列強と並立し、馳驟を共にするに至れるは、實に五十年前米國と通交の條約を結びたる當時に歩を起せり。此五十年間に日本の舊態を一變して、殆ど別社會を現出せしは、特り列國人の奇異として驚嘆する所なるのみならず、邦人中にも亦意外の感想に打たるゝものなくんばあらず。故に內外の形勢を對照し、以て之を說明するにあらずんば、恐らくは適當の理由を領得し難かるべし。

彼理提督の來朝

米人が荷蘭船に便乘して我港灣に入り、米國の漁船が難風に遭ひて我海岸に漂着し、或は漂流せる我國人を護送し、機を見て貿易の許可を得んと試みしことあれども、米國政府が公然其全權使節を派して、日本に開國を促したるは、我嘉永六年即

ち西曆紀元一千八百五十三年に在り。同年六月三日(陽曆七月八日)ペリー提督戰艦『サスクエハンナ』『ミスシッピー』『快走艦『サラトガ』『プリマウス』の四隻を率ゐて、相模國浦賀港に入り、將軍の政府に對して通交を求めたり。當時政府は江戸に入り來る船舶を檢し、防禦を嚴にするが爲に、浦賀奉行を此地に置きたれども、外國船は使節船と雖長崎港を除き、其他に於ては之と應接するを許さず。貿易の如きも長崎港に限りて、唯支那、荷蘭の二國のみに特許し、且つ嚴重の制限を立て、之を取締りたるに拘はらず、米國軍艦の突然浦賀に入り來れるは、政府の驚駭せる所にして、上下動搖し、殆ど外寇の襲來するものゝ如く、因つて諸侯に命じて事變に備へしめ、當局の官吏は威容を修め、嚴然としてペリー提督と會見せり。

抑〻ペリー提督は日本に來るに先ち、充分に日本の國情を調査したり。日本が長崎に於て外人を接待し、他の諸港には之を許さゞることを熟知せり。且つ久しく長崎に居りて、荷蘭の通商を助力せしドクトル・シーボルドは曾てペリーに告げて曰く、貴下にして長崎に來らば、余は敢て日本政府に紹介するの勞を取らんと。然れどもペリーは胸中自ら成竹の在るあり、特に長崎を避けて浦賀に來りしなり。

提督の胸算

提督の用意

蓋し彼が希望は從來荷蘭の服從的先蹤を追ふを好まず、直接に中央政府に談判して、新なる基礎の上に對等の交際を開かんとするに在るは勿論なるが、尚ほ此破格の談判は政府の容易に應ぜざるべきを知るが故に、軍艦を率ゐて威嚇的に浦賀に進入したるなり。

ペリー提督は一方に示威的準備を爲しゝと雖他方には寬大の方法を取れり。又交際の便宜を計らんが爲に、荷蘭語及び支那文を解する譯官を伴ひ來れり。果して提督の豫想に違はず、浦賀奉行は將軍の命を以て、長崎に回航せよと言ひしかども、提督は聽かざりき。萬國の交際は人間自然の通則たるのみならず、且つ天意にして、世界の變遷は最早一國の鎖港を許容せざることを述べ、若し之をも認諾せざるに於ては、大に決心する所あるべしとの意を示せり。然るに政府は明かに之を峻拒せず、國法の禁ずる交際を開くは、重大の事件たるのみならず、此際將軍家慶薨じ、其喪を秘して發せざる時なれば、將軍疾重くして、交通の諾否の如き大事を速決し難しと答へたるに、ペリーは明年再び渡來せん、其れ迄に確たる國是を定めて答へられたしと約し、米國大統領の國書等を奉行に交付して去れり。一方に示威

露國交通を求む

外情の不通

的談判を爲すと同時に、考慮の時日を取ることを諾して去りしは、提督熟慮の結果にして、緩急其中を得たりといふべし

此際交通を請ひたるは、唯北米合衆國のみならず、嘉永六年七月十七日(西暦一千八百五十三年八月二十一日)露國全權プーチャチン提督亦軍艦四隻を率ゐて長崎に來り、日露兩國の交通を開き、併せて樺太の經界を議定せんと請求し、國書を呈して、幕府の派遣せんとする全權の西下するを此地に待受けしが、屢次上陸を請へどもも允されざりしを以て、同年十月二十三日(十一月二十三日)一旦南方に向つて航行し去れり。

當時日本は荷蘭人に由りて、海外の事情を知るのみにして、蘭書を讀む者及び荷蘭人の密告に由りて外交機密を知る官吏の外は、海外の事を知る者極めて稀なり。而して此等の人と雖、多くは精しく外交の何者たるを知らず、謂へらく、一旦米國の使節去りたり、其本國は數千里の外に在るを以て、明年再來すと言へども、果して能く來るや否やを知らず、然れども萬一彼が再來せば、決答如何すべきかと。即ち和戰の意見を徧く大小名に諮詢したるに、是非紛々歸着する所なく、且つ此際將軍家

定襲職等の爲、內政繁忙にして、確たる政策を定むるの暇なかりき。然るに一旦浦賀を去りたるペリー提督は南に航して琉球那覇に向ひ、更に上海に停船し、一艦を歸して應接の模樣を本國政府に報告し、且つ日本の容易に之に應ぜざるべきを察し、更に軍艦を增加して明年即ち安政元年正月再び浦賀灣に來りしが、其地の中央政府に遠くして不便なるを感じ、江戶灣に駛入して小柴に碇泊し、昨年通告したる趣意に由り、和親通交の條約を結ばんと嚴重の談判を開きしが、政府は種々の故障を陳べ、且つ談判は江戶灣に於てするを拒み、昨年の如く浦賀に於て開かんと答へしが、ペリーは一切聽容れず、强ひて請求して遂に橫濱を談判地となし、此に始めて日米和親通交條約を定む、所謂ペリー神奈川條約是れなり。時に安政元年三月三日(一千八百五十四年三月三十一日)にして、日本の新紀元は實に此時より開けたり。此際特に一事の揷記すべきものあり。去年十一月長崎を去りて南航したる露國全權プーチャチン提督は上海に赴き、ペリー提督と此地に會見し、協同の力を以て日本に開港を迫らんと言ひしが、ペリーは之に應ぜずして、單獨に江戶灣に來航し、此條約を訂結したるなり。其後露使再び長崎に來り、安政元年秋に及びて、伊豆國

日露條約

下田港に入り、同五年七月十一日(一千八百五十八年八月七日)纔に江戸に於て米國に準ずる條約を結べり。此の如くにして、米國は露國に先ち日本を開くの名譽を獨占し、日本は特に米國に親しむの緣故を得たり。此際の進退こそペリー提督の功妙なる懸引と評すべけれ。

日米條約の內容

神奈川條約は十二箇條より成る、極めて簡易のものにして、貿易の事を明記せず、單に下田、箱館の二港を開きて米人の來航を許し、且つ長崎に於ける荷蘭人の如く禁錮に等しき待遇を爲さず、日米兩國の人民親睦交際して、貴賤高下の別を盡せず、平等の待遇を爲し、難破船を救ひ、其船員乘客を惠み、必要の物品を購ふ自由を得しむといふに在り。蓋し貿易は當時日本の特に避けんとする所なれども、遭難の人を救濟する如きは、鎖國主義の國と雖、苟も仁の一字を解する者の拒む能はざる所なり。ペリー此要點を把へて日本に要求し、煩錯解し難きの個條を挿入せず、以て速に其開港の目的を達す。既に楔子を一角に打込む以上は、他の部分は自然に分解せらるべく、一の端緒を捉ふる以上は、亂絲も容易に之を整齊するを得ん。神奈川條約は簡易の點に於て、米人勝利の功を收め得たるものなり。

外交の忌避

當時の日本は何故に是の如く外交を忌避して、鎖國政策を固執せし乎、國人野蠻にして、普通の交道を理會せざりしに由る乎、若し此の如き固陋の國民なりしとせば、其後數年を出でずして大に外國と折衝し、今日一躍して世界の公舞臺に乘り出だし、遂に通交に、貿易に、先進の稱ある支那を凌駕して、近くは內部に變化を起し、遠くは外方に勢力を展ぶるに至りしは、果して何等の原因に歸すべき乎。是れ一大疑問にして、外人より之を見れば、殆ど解答に苦しまん。然れども日本の過去を回顧して、當時の狀態を概說するときは、渙然として氷釋するものあらん。請ふ、姑く筆を既往に遡らしめよ。

鎖國の原因

日本は二千餘年の歷史を有し、夙に東洋大陸に開けたる文明を輸入して、特に日本的進步を爲せり。支那、印度、朝鮮の學藝、技術は中古以後日本に入りて、日本的學藝、技術となりたるが如く、其思想も亦大陸の感化を受けて、大陸に異なる特色を發揮せり。兎に角米人渡來の頃には宗教、倫理、文學、政治、法制、美術、工業皆相當の程度に進步せるものにして、歐人が過ちて南洋島嶼と同視せしが如き者にあらざりき。然らば何故に特り外交の一事のみ鎖國の陋策を執り、殆ど人類の交道を知らざる

が如き所爲に出でし乎。曰く、是れ日本人の責任にあらずして、近古歐人の失計に原因す。歐人が初めて日本に入りたるは、近く五十年前にあらずして、遠く三百六十餘年の往時に在り。天文十年(一千五百四十一年)葡萄牙人我九州の一島に來りてより、引續きて西班牙人來り、又荷蘭人、英吉利人相繼いで來り、或は貿易し、或は布教せしが、其多くは葡萄牙、西班牙二國人にして、有名なるザヴィエー教師の如きは、深く日本人の親和すべきを稱揚したり。日本人は曾て貿易を拒まず、又布教を疾まざりしが、不幸にして葡、西の布教者其信徒の間に得たる權力を濫用し、政權を冒して、國土侵略の嫌疑を被むるべき危險の兆候を示したり。彼等の或者は愛の教によりて人民を化するを努めずして、我寺院を破り、堂社を壞つの擧に出で、舊來の宗教と衝突し、又其勢力を濫用し、政權を冒すの故を以て、當時の政府と衝突せり。此れより政府は漸く『ゼスウイット』教徒の隱謀を畏るゝに至れり。荷蘭人は其本國に於て西班牙と鬪ひ、印度及び南洋に於て貿易を葡萄牙、西班牙と競ひ、特に基督新教を奉ずるを以て、羅馬教徒と相善からざれば、日本政府に羅馬教徒の畏るべき謀計あるを告げ、之によりて葡萄牙人等を斥け、日本の貿易を擧げて其手に收むるを

西教者の失計

蘭、葡、西の衝突

貿易の不平均

得たり。此の如くにして羅馬教徒に對する迫害起り、其反動は政治の反徒となり、一大擾亂を生じたるを以て、日本政府は斷然羅馬教を禁止し、其危險を防遏せんが爲に、唯荷蘭、支那兩國人の長崎に來航するを許し、他國に對して一切の外交と貿易とを禁ずるに至れるなり。

日本鎖國の初志は貿易を禁ずるの趣意にあらず、又一切の外人を拒むの趣意にもあらず、羅馬教の危險を防遏するの餘勢遂に此に至りしに過ぎざるなり。夫の二百五十年前の日本政府が貿易の特許狀を南洋諸島に與へ、又支那、荷蘭と始終貿易を繼續し、歸化の英人ウイルリアム・アダムス(三浦安針)を登用して、造船、航海術を習へる如き、決して海外の交通を拒絕するものにあらざるを證すべし。日本の基督教を峻拒せしは、『ゼスウイット』の危險に對する餘勢にして、英の女王エリサベスが西班牙の來襲を擊退して、『ゼスウイット』を禁ぜしと、秀吉、家康が『ゼスウイット』の隱謀を疾みて、葡萄牙、西班牙人等を放逐せしとは、其跡を異にして、其意を同じうするものなり。況んや當時の貿易たる、輸入貿易のみにして、輸出物品なく、葡、西商客等の主眼は、專ら金銀を獲得するに在りければ、爲に日本の金銀は非常の巨額を流

出し、到底日本の利益にあらずとの感覺は、識者の間に起り、遂に其貿易を停止し、若しくは省減するの方針を執るに至るに於てをや。此の如くにして國を鎖すこと二百餘年、新敎の寵兒、新思想の急先鋒なる米人が、太平洋を渡りて日本の門戶を開くに至れるは、豈日本をして其間に諸般事業の爲に準備する所あり、以て其時を待たしめたるにあらざるなきを得んや。

安政元年以來、日米條約締結に引續きて起れる幾多の事件と、其結果今日を致せる所以の理由とを解せんと欲せば、當時の政體、國狀、幷に其海外智識の系統を知るを要す。然らずんば其曲折の如き遂に曉る可からざるなり。夫の外人が日本の變化を評するも、多く其肯綮を得ざるは是を以ての故のみ。今を距る大凡七百有餘年前源賴朝征夷大將軍となり、天皇に代りて日本政治の實權を握り、天皇の朝廷以外、別に實力政府を立てゝ、部下の將士を全國に封じ、彼等をして各州の政治を掌らしめ、將軍之を總括して、文武の全權を專らにせり。是れ封建制度の基始にして、其後數回の變革に遭ひて、興亡治亂相繼ぎ、將軍の系統は幾回の變更ありしと雖、名分上の眞の主權者なる天皇は、二千五百有餘年間、一系相承け、金甌の缺けたる

ことなし。最初の日米條約はペリー提督と江戶の將軍政府との間に締結せられしものにして、當時の將軍は德川氏の系統なりき。將軍の上には天皇京都に居させ給ひ、大小三百の諸侯は將軍の下に日本を分領して、儼然たる封建制度を組織せり。是れ今より五十年前に於ける我國の狀態なりき。

德川氏の系統日本の政權を執ること二百五十年、此間僅に一回羅馬敎徒の反亂ありしのみにて、全國太平を樂しみたること、古今東西の史上其例を見ず。其結果上下逸樂に耽り、將軍の武力大に衰へたるに際し、外國の威迫を受けて、外交を遽に開きしかば、全國驚擾して、何故に將軍は從來の國是を變じて外夷に親しみ、久しく禁止せる貿易を許して、國家を危險の位置に投ずるやなど論ずる者四方に起れり。是れ二百有餘年間外交中絕して、海外の知識は少數者の間に止まり、一般の國民は僅に支那の書を讀みて、孤立自尊の學問に支配せられし結果なり。當時將軍の閣員中には、偶〻長崎を透して荷蘭人の報告を聞き、歐米の形勢を理會せし者ありしと雖、一般の反對を制するの實力なくして、又公然外交を開くの得策を明言する自信、勇斷なく、徒に開鎖の間に彷徨して、大事を決すること能はざりき。此時に當り、米

幕府の苦境

國總領事ハリスは條約改訂の全權を帶びて下田に來り、安政三年彼のペリーの神奈川條約に續いで、純然たる和親、貿易、航海の條約を結び、大に日本を外國に開かんことを請求し、其翌年末を以て江戸に出府し、將軍に謁見し、閣老に面談し、遂に安政五年の江戸條約の談判を開くに至れり。而して國論の之に反對するや最も激烈を極めたりき。是に於てか將軍政府は諸侯及び國論の反對を制せんが爲に、京都に使を發して、天皇の許可を得んと試みしに、京都の朝廷は久しく實地の政務に遠かりて、海外の變化を解するものなく、且つ勢力ある諸侯は京都の廷議によりて、將軍の開交政略を拒み、以て舊體を維持せんとせしかば、將軍の使者は京都に失敗して、空しく江戸に歸るに至れり。此の如くにして將軍の政府は、此過渡の時期に於て、非常の困難に陷りたり。上は政務の實行に慣はざる京都朝廷の拒絶に遭ひ、下は世界の變遷に通ぜずして舊見を守る諸侯及び國人の非難を受くれども、將軍の武力衰頽して、上下の反對を制することを能はず、外は曩に假に訂結せる條約を確定して開港を迫り來る歐米列國あり。國の必要を覺りたりと雖、公々然之を上下に說明して多數の意見を制し、以て國論

外交當事者

を一定するの實力を缺きたり。故に此間に盡力して困難と鬪ひ、其身を犧牲に供するものあり。今其事件の顯著なるものと、人物の最も秀拔なるものゝみとを此に記せん。米使ペリーの浦賀に來りて開交を求めし時の將軍德川家慶は恰も其時に病死して、其子家定位を繼ぎしが、政務に慣れず、且つ數年にして逝き、幼年の家茂支系より入りて將軍職を相續せり、此間十餘年(嘉永六年米使來る、此年家慶薨ず、安政五年家定薨ず、慶應二年家茂薨ず、此間前後を通じて十四年)。此の如く將軍屢〻代りて、實際の政務は閣臣に委任せられたり。此間外交の衝に當りて、責任を取り、し閣臣の重なる者を阿部伊勢守正弘、堀田備中守正睦、井伊掃部頭直弼、安藤對馬守信睦と爲す、此四人は困難の外交を處理して、其責任を盡したり。阿部は心を海外の事情に用ひ、夙に開交の已む可からざるを曉りて、神奈川條約を締び、又蘭書の講習を勵まし、陸海軍の操練を蘭人に傳習せしめたり。此人過勞の爲に病みて劇職に堪へず、堀田を薦めて外交に勤めしむ。幾時ならずして阿部歿せしかば、堀田專ら此任に當れり。堀田は自ら蘭書を讀む能はざりしと雖、其臣に蘭書を學習せしめ、其說を聽きて海外の事情に通ぜしを以て、親しく米國總領事タウンセンド・ハリ

井伊の英斷

條約の内容

ス（初め總領事、後に公使）と應接し、國交、通商二條約案を草定せり。此人の下に立ちて、外交の事實を精査し、能く之を理會して種々の疑問を解釋し、反對の論を辯駁するの能力ありし外交官中、岩瀬肥後守忠震、井上信濃守清直、川路左衞門尉聖謨等あり、皆外交の才幹智力を有せしが、岩瀬は其最にして、博學能文、且つ辯才あり、安政年間締結せし江戸條約の草案は、此人の稿に成るもの多し。堀田の時代にハリスとの應接纏まりたりと雖、京都に赴きて天皇の勅許を得んとして失敗し、次に將軍相續論の爲に、堀田を始め彼と同論の諸人は權力を失ひ、條約未決の儘にして、井伊掃部頭全權攝政の首相となり、幼年の將軍家茂を輔けて局に當ることゝなれり。此時京都及び國人の反對論熾に起り、談判纏まらんとせし條約殆ど破却せられんとせしに、井伊は閣老松平伊賀守忠優と謀り、責任を一身に引受けて、安政五年六月斷然之を締結す、所謂江戸條約是れなり。此條約は其後海關稅率に變更ありしと雖、大體は明治二十七年改正の時迄引續けるものにして、相續いて我國と條約を結べる列國、皆此日米條約を標準となしたるものなるが故に、本條約の締結は我開國史中の最も顯著なる事件と云ふべし。其主なる個條は日米兩國の親睦を厚くし、且

つ兩國互に公使館、領事館を設置し、曩に開ける箱館港の外に、神奈川、長崎、新潟、兵庫の四港を期限を定めて開くべきこと、又江戸、大阪に商人の居留を許すこと、米人遊歩の限界を畫して、大體十里と定めたること（神奈川は六鄕川を限り、兵庫は京都を距る十里外に畫る等の個條を特定せり）、領事裁判を設け、又居留地内に宗教禮拜の自由を許すこと等にして、其議定以後百七十一箇月に至り、兩政府一箇年前に通知して、改正の提議を爲すを得とせり。此條約は我安政六年六月五日を以て之を實施し、當時締約諸國は亞米利加、英吉利、露西亞、佛蘭西及び和蘭の五箇國なりければ、之を條約五箇國と名けたり。此條約たる今より之を見るに、極めて制限多きものの如しと雖、當時の日本國人は之を以て國法破壞の一大變革として、之を斷行せる大臣を尤め、全國爲に沸騰せり。且つ前に堀田が京都に赴きて、天皇の勅許を得んとして失敗せしに、之に繼げる井伊が幼年將軍の大老として、京都の勅許を待たず、擅に其職權を以て條約を訂結し、後に之を京都に上奏せるは、是れ天皇に對する尊敬を失ひ、幼年の將軍を不義に陷るゝ專斷の擧動なりとし、井伊を攻擊すること甚しく、反對の氣燄は四方に揚れり。井伊は之を抑へんとし、劇しく爭ひ、之が爲に多

くの國事犯人を出だしゝが、萬延元年三月三日井伊の將軍に謁見せんとして、櫻田門に近ける時、暴徒十餘人彼を途上に襲撃して刺殺せり。抑〻日本が列國と交際通商の條約を訂結せるは、日米條約に始まりて、日米條約を立案せるは、堀田の時に在り。堀田は之が爲に京都に失敗して權力を失ひ、其未決の草案を是認して之を斷行せし井伊は、遂に身を殺すに至れり。是れ皆國家進歩の爲に餘儀なき犧牲にして、日本今日の變化は是等犧牲の集まりて成れる結果と云ふべし。

條約の進行

勇敢果斷の大老刺殺せられてより、將軍政府の威權も亦これと共に著しく衰へ、列國は米國の例に倣ひて條約を要求し、國論は益〻開國の政策に反對し、將軍政府は此間に困難せしに、世運の大勢は一時の反對の爲に左右せらる可きにあらず、將軍は内部の反對を受けつゝも、尋いで葡萄牙と同一條約を訂結したり。上文に其名を記したる安藤對馬守信睦は、此困難の際に外交の局に當り、遂に普漏士と條約を訂結したり。當時國内の反對益〻劇しく、曩に言論を以てしたるもの、井伊の暗殺以後は屢〻暴力を用ふるに至り、外人の襲撃せらるゝこと亦少からず。此の如き時期に際して、能く列國の交誼を繋ぎたるは、一に安藤の盡力に由れり。彼は我外交史

安藤の苦衷

上有功者の一人なりしが、亦暴徒の襲撃に遭ひて刃傷を受け、纔に死を免れ、尋いで其職を罷めたり。遡りて當時國勢の由來を考ふるに、日本の外人を拒絶する一日にあらず、將軍政府は嚴に其交際を禁じ、之を犯す者は重刑に處し、特に文政年間に出だしゝ攘夷令にては、外船の沿海に來るを見ば、直に之を撃退せよと命じ、以て外人憎惡の念を養成し、其後頗る之を緩和したりと雖久しく此氣風を養ひ來りしに、今や忽然外人の强請に遭ひ、日米條約を訂結したるが故に、曾て自ら外交を禁じたる政府は、實地の應接によりて鎖攘の容易に行はる可からざるを覺りたれども、局外の諸侯と國民とは直接此機に觸れざるが故に、時運の變化を覺らずして、如上の反對を生じたるものなり。故に反對黨は將軍政府の外交を破らんと、强大なる諸侯の領地に集まりて天皇に請ひ、將軍政府の外に獨立して、自ら外人を攘斥せんとする者あり。又は外人を襲撃し、將軍政府をして餘儀なく開戰せしめんと計る者あり。儒教主義の教育を受けたる結果、外人を夷狄禽獸と同視して之を輕蔑し、自尊の心より外人を襲撃する者あり。外人も亦日本の風俗に慣れず、日本人の怒を激して、種々の混雜を生ぜしが、文久三年英國艦隊鹿兒島を砲撃し、元治元年英、佛、米、

外人の挑發

蘭四國の聯合艦隊下關を砲撃したり。此二箇所の砲撃は理に於て是認す可からずと雖、之に由りて強大なる薩長の二藩をして外人の攘斥し難きを覺らしめ、却つて親睦修交の必要を感ずるに至らしめ、延いて全國鎖攘の氣勢を消盡するの端を啓きたり。

日米條約以後引續きて生じたる外交上の出來事と、此間に盡力せし人物の行爲とを一々詳記するは、本篇の目的にあらず、故に將軍政府の外務當局者數人及び之を補けて初期の外交を處理せし有功の數人を限りて、之を上文に擧げしが、此他海外に使して、其時代の不十分なる智識を以て、能く外交の困難に當りたる人あり。サガリーン（樺太島）は原來日本の所領なるに、當時封建の世、諸侯其領地以外の事に注目せず、將軍政府遠地の政治を忽諸に附せしかば、露西亞人次第にサガリーンに移住し、日露條約を訂結せし頃（安政元年）には既に此島の中央に進み來り、日本に對して其境界を定めんと申込みたれども、相互の意見合はず、數回の談判常に要領を得ずして延引せしが、文久二年重要の事務を帶びて歐洲列國に赴ける日本の使節は露國に到りて、樺太境界を畫定するの談判を開けり。此一行の中に松平（後に松井石見守康直）外國奉行兼神奈川奉行ありて、此人年尚ほ壯にして、機智に富める有力の外交家なり。彼は飽くまでも日本政府が從來固持せる如く、サガリーンの五十度以南を日本領と主張せしと雖、露國の應接官イグナチーフ將軍は耳を此說に傾けず、主張して曰く、抑〻此說たるブーチャチンが始めて日本に使せしとき、偶〻其艦室に掲げたる英國出版地圖に五十度を以て色を分け、日露兩國の國界とせるが故に、日本全權が之を口實としたるに過ぎず、百年前の日本たるもの、豈緯度に由りて其國領の經界を定むるの事實あらんや、若し夫れ地圖の色分を證とせば、我露國にも亦全島を露領に彩色せる地圖ありと。數日の後に彼は全島を青色にしたる地圖を携帶し來り示して曰く、是れ現に露國官版の地圖なれば、該島の經界に一定の說なき是の如し、要するに地理學者の定むる所は、政治上の證左とするに足らざるなりと以て五十度說を論破せり。松平は強ひて之を爭はず、其後數日露國官立の天文臺を觀覽せしに、臺上に備附けたる地球儀は該島五十度の所を以て着色を分ち、其以南を日本に屬したり。松平は同行のイグナチーフに之を指示し、露國官版にも亦此分界圖あるにあらずやと詰問したり。是に於てイグナチーフは到底詭辯

を以て日本使節を瞞着すべきにあらざるを覺り、是れより遂に眞面目の談判に移り、畢竟ずるに五十度の經界は地理學者の說に過ぎざれば、以て標準とするに適當ならず、斯る境界を定めんは、他日紛議を招くべき厲階たるを以て、寧ろ之を定めざるに若かず、然れども露國は日本に滿足を與へんと願ふが故に、幸に該島北緯四十八度乃至四十七度の所に、山河の形勢自ら境界に適當の地あり、此所を以て兩國の境界に定むるを諾すべしと發議せり。松平は此機逸す可からず、直に定界の談判に進みて、之を議定せんと主張し、之を同僚及び隨行員の會議に謀りたるに、隨行員の多數は松平の提議を是とするに拘はらず、同僚使節は其政府の訓令に違背するを以て不可なりと抗議したれば、松平は之を斷行するに力無く、此上は彼我兩國より委員を該島に簡派せしめ、實地に就きて境界を査定せしむべしと約したりき。此後十餘年即ち明治八年露國蠶食の結果、千島と交換の名を以て、樺太を露國に讓與するに至れりと雖、曩に一旦樺太の奪略を防ぎたるは、松平石見守の機智に是れ由れり。

此紛々たる內訌外難の爲に、將軍政府は益〻權力を失へり。慶應二年家茂薨ぜしかば、慶喜支系より入り、德川の本統を承けて將軍となる。此時期に至りて國論大に變じ、日本國內に名分實力の二政府を並立せしめて、政令二途に出づるが如き畸形の國體は、鎖國の時期に於て之を維持するを得べしと雖、一國の主權者が他國の主權者に交際する時期に之を存立するを容さず、故に外國に對立して和戰一定の國是を定めんには、先づ政權を天皇に奉還し、以て國內を統一するの外ある可からずとせり。當時有力の人々此議を首唱し、強大の諸侯之に同意せしかば、將軍遂に此議を納れ、大英斷を以て其政權を天皇に返還したり。是れ慶應三年に現はれたる一大變革にして、之に由りて全國は天皇直轄政治の下に歸し、竟に今日の新政府を開くに至りしが、曩に將軍政府と條約を締結せし列國は前約に準據して、天皇直轄の新政府と交際を繼續し、日本國人は此變革を經て、上下擧つて開國の必要を認めたり。少數の異論者尙ほ舊見を守りて反對を唱へ、或は暴力に訴へて交際を峻拒せんとせしが、新政府は斷然開國の國是を定めて異論を鎭壓し、爾後益〻一歩を此方針に進め、條約を改正して萬國同等の位置に進めんと欲し、其準備として庶政を改革し、明治四年封建を廢し、武士を罷め、引續き敎育令を出だし、徵兵令を布き、着々諸

般の制を改め、遂に二十三年憲法を實行し、議會を開設し、二十七年更に條約を改正して帝國の全部を外人に開放したり。

我國五十年間內國幾多の變化は、直接外交に關せざるが如しと雖、帝政の回復も、封建の廢止も、文武庶政の改革も、憲法の設定も、國會の開設も、悉く嘉永六年ペリー提督の渡來に其間接の端を發せり。故に開國の事件に附帶して、之を記するにあらずんば、開國の顚末を知ること能はず。

開國の効果

我國が歐米に交際するに由りて受けたる變革は、得失を剩除するに、得る所甚だ多くして、失ふ所極めて寡し。之を約言するに、鎖國孤立の日本を變じて、萬國友侶の日本を現出せしは、條約訂結、交際開通の致す所なり。此五十年間、內に幾多の變動を生じ、多數志士の血を濺ぎたれども、結局良好の結果を得たり。又外より受けたる困難甚大なりしは言ふを俟たずと雖、其助力を得たること亦少小にあらず。就中開港の初期に當り、合衆國の我に與へし助力は、特に之を附記する價値を有す。ペリー提督が外に威力を示したるに關はらず、內に滿腔の懇情を有し、荷蘭の屈從に倣はざれども、露西亞の威壓に同意せざりしは、巧妙にして情義ある外交と云ふべし。ハリス公使が外交に慣れざる幕府の官吏に懇說し其れをして貿易條約訂結の利益を覺らしめ、阿片禁止の必要を說示し、以て日本をして永く此禍害を免れしめ、暴人が米國公使附屬譯官エー・エス・ヒュースケンを襲殺せしに、列國公使激怒して、日本政府の保護不行屆を詰責せんと提議したれども、ハリスは內情の困難と政府の誠意とを諒して、之を不問に附し、他國公使は國旗を撤して橫濱に去りしと雖、ハリス獨り江戶に留まりて動かざりき。此他一般米人が日本の文明を裨補したる大小の助力は、一々擧示することを難し。合衆國は國交不慣熟の日本國人を開誘するに、每事機會を捕へて失はざりき。安政六年日本使節が條約書交換の爲に合衆國に赴くや、特に軍艦を出だして送迎し、國會の議決を以て國賓の待遇を爲せり。此日本使節の一行が好感情を懷きて歸國せしは、後來の國交を進步せしむる一大助力となりぬ。此行に隨ひし者の中に、後來日本の史上に痕跡を留めたる者二人あり、卽ち勝麟太郎、福澤諭吉是れなり。一は維新の際に平和說を固執して、帝政の恢復と、日本の統一とを助け、一は歐米の敎育を輸入して、偉大の感化を日本に與へたり。是れ共に米國觀光の餘澤に出でしものと謂ふべし。日本人が歐米に

合衆國の好意

英國の好意

往き、歐米人が日本に來り、此往來交通によりて、日本人が世界的智識を得、近世の文藝、學業を學べるは、均しく列國人に負へる所なれども、英米二國人の我に與へたる助力を最も多しとす。開國の初期に於てペリー提督、ハリス公使の二人が、日本に對して好意を表したるは、既に前述の如し。其後期に移りて、英國公使ルーサーフオルド・オルコック貨幣改鑄の勸告は、ハリスの第一期に於ける阿片禁制の忠言に比するを得べし。初め日米貨幣の比價を定むるに當り、日本銀貨の重量を計りて、之を米國の銀貨に對比し、我壹步銀三箇を以て米國の弗銀一箇に當てたるが、我內國の金銀貨幣の比價は壹步銀四箇を以て、小判金一枚(即ち金一兩)に代ふるを得るが故に、外人は米貨一弗四分の一を以て、我金貨一兩を買ひ得るに至れり。之が爲に我金貨の海外に流出すること夥多なりしかば、國人驚愕して爲す所を知らず、外交を非難する論者は、益〻貿易の國家に害あるを說き、以て政府攻擊の勢力を加へたり。然れども外商は之を以て奇利を贏得するを喜び、盛んに銀を輸入して、金を取り去らんとせしかば、英公使オルコック日本の爲に深く之を憂ひ、我政府に忠告し、速に金銀を改鑄せよと勸說したり。安政年間將軍政府が小形の金貨を鑄造したるは、オ

ルコックの說を容れたるものにして、之が爲に日本は非常の損失を免るゝを得たり。然れども後日維新の際に於ける英公使ハリー・パークスの活眼と決斷とを以て、能く新政府の創立を扶持したるは、其功迥に金貨改鑄の助言に過ぐるものありといふべし。

慶應三年の末將軍慶喜政權を天皇に奉還し、天皇政府は將軍政府の訂結せし條約を其儘に受け續ぎて交際を修むべしと列國公使に告げたるが、此際適〻東西兩地を畫して對立せる勢力の衝突起り、關東、奧羽の平定に數箇月を經過し、函館の亂は一箇年を經て纔に止みたり。此の如く國內の人心未だ新政府に歸服せずして、一統の業未だ全く成らず、外人の舊政府に對する感情依然として斷續するに際し、首として新政府の正統の主權を認めたるは、英國公使パークスにして、列國公使相繼ぎて之に同意せしかば、新政府の對外關係遂に此に確定せり。パークスの決斷は其活眼日本變革の眞相を看破せしによると雖、之を助けたるは其下に働ける書記官アーネスト・サトーの日本の歷史的知識によるものなり。サトーは日本の言語を習ひて通譯の任に當り、又廣く有志家に交際して我國情に通じ、餘力我文學、歷史

宗教の自由

に渉りて、能く之を解せしを以て、我將軍政府は中世國勢の變化より起れる假現の實力政府にして、其上に名分の政府あり、主權は終始天皇にあるを認識し、此見地より觀察して、維新の變革を革命と看做さず、而して帝權の實力を恢復する運動と認めたり。英公使の發議は列國公使の同意を得て、新政府の爲に一大有力の援助なりき。之を要するに、開國の當初に於ける米國の友情と、維新の際會に於ける英國の好意とは、五十年間日本の變化を助けたる二大要件にして、永く國民の胸底に記憶せらるべし、蓋し英國は政治の關係に於て日本の開明を助けたるものなり。

抑〻支那が廣東地方に貿易を行ひしは、年代甚だ久しくして、三百年間曾て絶ゆることなし。日本は僅に蘭人に制限ある貿易を長崎に特許し、且つ二百餘年間前ゼスウイット教徒の危險に懲りて、基督教の勵禁至嚴なりき。然るに五十年間に宗教の自由を許し、歐米の進歩を受け入れて、其利益を被り、以て今日の狀を現出せしは何による乎。支那には目下尚ほ教案の難問題あり、教匪の擾亂あり、其基督教に對する觀念は甚だ良好ならざるに、之に反して日本人が前日の惡感を一掃して、基督

蘭學の影響

基督教の感化

教的文明を歡迎するに至りしは抑〻何の故による乎。是れ一個の疑問なり。而して之に對する解說は要するに內外二者に分つべし。一は日本が未だ廣く歐米に交通せずして、僅に長崎を開きたる時代より、學を好み、國を愛するの士ありて、蘭書を習讀し、兵學、砲術、藥學、醫學、數學、天文學、博物學、化學等の諸科を研究せり。遠識ある政治家は夙に其研究の必要を知れり。百六十年前漢學者青木文藏は將軍の命を受けて、其文字を習へり。百三十年前蘭學者前野良澤、杉田玄白は其醫書を譯出せり。文學家、政治家は是等醫家の手を藉りて、西洋の文に通じ、縱令文に通ぜずとも、其學科を習ひ、其形勢を聞けり。故に五十年前米人の來航せし時、一般多數は夷狄の來襲となして之に反對したりと雖、一部の有識社會は早く既に其然らざるを洞見し、開戰不可の說となり、數年の後に時勢と共に進歩して、採長補短の言となり、國論を一變せしは、少數の識者先づ覺りて、多數の國民を指導せしものにして、是れ內より生じたる變化の原因なり。然れども基督教に對する一般の反感は尚ほ大なるものありき　幸にして米國の宣教師及び教育家は善き感化を我國民に與へたり。其人甚多くして枚擧に遑あらずと雖、此に最も著しき初期渡來の諸人を記

せん。フルベッキ、ウイリアムス、ヘボン、ブラウン、ゼンス、クラーク等の諸氏は其熱誠と忍耐とに由りて、彼等に接する者の心を和らげ、日本國人をして基督教師の人格親しむべく、愛すべきを感ぜしめ、其人にして斯の若くんば、其教決して畏るべく、忌むべきにあらずと想はしむるに至れり。且つフルベッキは當時特に俊秀の人物に接するの便宜ありき。愛國有志の青年長崎に赴きて、歐米の事情を知らんとする者は、蘭書を讀まざる人少かりしが、フルベッキは米國に移住せし蘭人にして、天性語學の才能を有せしを以て、彼等はフルベッキに就きて得る所多かりき。帝政恢復の際に顯著の活動を爲せる壯年中、大隈伯、故副島伯、故後藤伯の如きも、亦其中に在り。此他類似の關係を以て、宗教以外の事業に於て、間接に日本の進歩を裨益せし者、亦基督教師の中に多し。ヘボンの醫術及び文學に於ける、ブラウン、クラーク、ゼンス等の教育に於ける、皆好感情を日本社會に開拓せし者にして、是等の多くは初期渡來の米人なり。此に至つて日本人が基督教に對する感情一變し、漸く宗教自由の風を生じ、此間に幾多の信徒を出だすに至りて遂に今日の狀を現せり、是れ所謂外より來れる所の原因なり。

日本が政治的に社會的に列國の友交を厚くせし初期の事情概略此の如し。其各科に涉るものは、特に其篇目に就きて知ることを要す。

ペルリ提督饗應の圖

本圖は嘉永六年六月三日米使ペルリ提督浦賀に來りし時、幕府應接官を定め、久里濱に假屋を設けて、同月九日之を饗せる所なり。右方の幕打ちたるは貴賓室にして、米國側の最右に在るは即ち提督なり。次は副使アダムス及びペルリの嗣子、蘭語通譯者ポルトメン並に船長等とす。ペルリに對座せる者は我應接官大學頭林健にして、次は町奉行井戸對馬守、浦賀奉行伊澤美作守、御目附鵜殿民部少輔、儒者松崎滿太郎純儉等なり。此時幕府高川文筌に命じて其光景を畫かしめ、以て應接官たりし五名に下賜す。此原圖は即ち其一にして、松崎氏の曾孫同姓純男氏の所藏に係る。

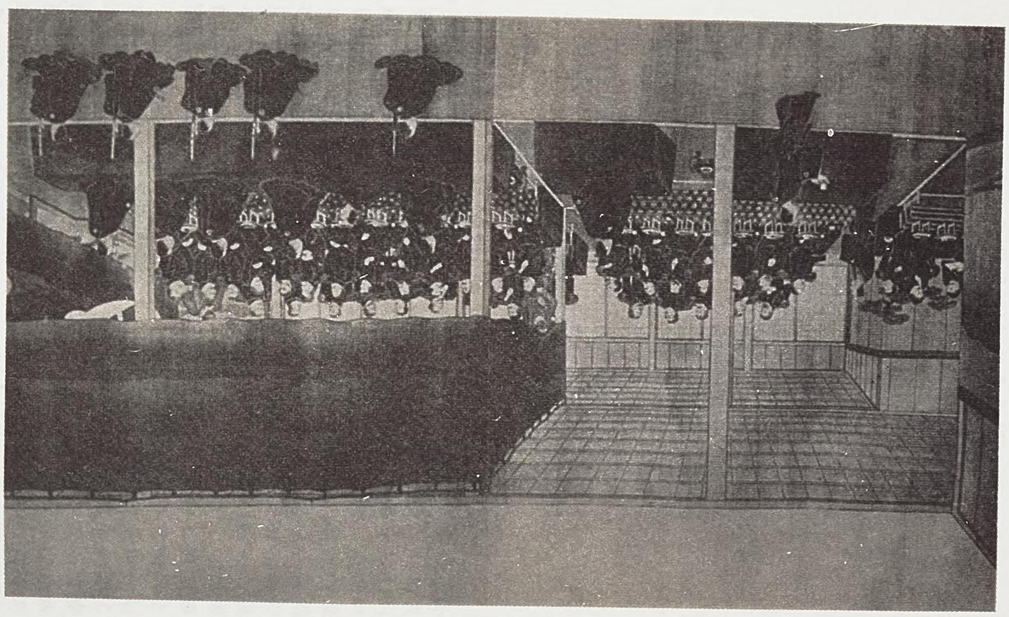

ペルリ提督

徳川幕府は切支丹宗門を恐れしが爲、和蘭及び支那、朝鮮の外、外國との交通を嚴禁し、長崎の一港を限りて、右數箇國との貿易を許したり。然るに海外の形勢の變化は、我國のみ永く鎖國の制を固執するを許さず。殊にペルリ提督は嘉永六年、安政元年の兩度米國の使節として來朝し、開國を促し、以て我國史に一新紀元を劃せしめ、今日の隆運を見るに至らしめたり。

ハリス

ハリスは米國の總領事として安政三年に來朝し、我當局者と往復辯論して、外國貿易の利益を說き、初めて通商條約を締結せしめたり。其後公使として多年我邦に駐在し、我國情に通曉し、幕府の當局と列國公使との間に居りて、忠告援助の勞を執り、よく我の爲に好意を盡したり。

バークス

バークスは英國の人なり、早く領事として支那に駐在し、敏腕なる人物として知らる、尋いで我國の公使に榮轉し、慶應元年に來朝す。バークスは深く當時の我國情を察し、他の外國公使と聯合して、兵庫、大阪の開港、及び先きに締結せる條約の批准等を朝廷に迫り、其目的を達せり。明治の御世となりて後も、バークスは久しく本邦に在りて、我政府の事業を輔翼し、我の開發に力を盡せり。

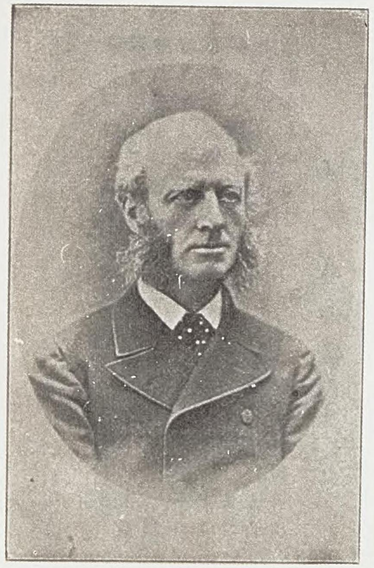

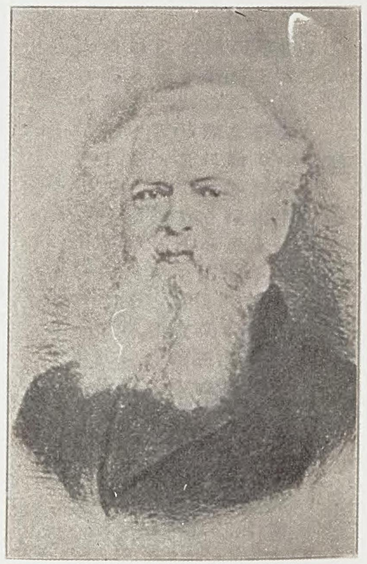

井伊直弼

井伊氏は徳川幕府譜代の大名の最も主要なる者にして近江彦根の城主たり。直弼は開港攘夷の議の盛んなるに當り、擧げられて幕府の大老となる。この時アメリカの使節ハリス通商條約の調印を求むること急なり、直弼は開國の利を曉れるにより、斷然之を許し、尋いで露英、佛、蘭の諸國とも條約を締結せり。之が爲に攘夷黨の憎惡を受け、又將軍繼嗣の議によりて、反對黨の怨を買へり。是に於て直弼はまた反對黨の人々を捕へて刑に處したりしが、遂に水戸浪士の爲に途に要擊せられて其命を殞せり。

（伯爵井伊直忠氏藏）

鍋島直正（閑叟）

肥前佐賀の藩主にして、夙にその藩政の改革と、海防の整備とを以て令聞あり。早く西洋の文物を採用して、武備を充實し、以て維新の際に重きを爲し、又王政復古の議にあづかりて力あり。佐賀藩の當時四强藩の一に數へられしもの、多くは直正の力に因るといふ。維新後要職に居り、又薩、長、土の諸藩主と共に、率先して版籍奉還の議を上れり。

（侯爵鍋島直大氏藏）

松平慶永（春嶽）

越前福井の城主にして、夙に賢明の聞えあり、安政以降外交に關して、朝議屢〻幕政と扞格す。慶永深く之を憂ひ、朝旨を奉じ、また幕府を扶翼せんとせしに、却つて忌まれて蟄居せしめらる。後朝命によりて、幕府の總裁職となり、公武の一和に苦心せり。維新の際に及んでは王事に勤め、爾來邦家の爲に獻替する處多かりき。

（侯爵松平康荘氏藏）

明治の外交

伯爵　副島種臣

總論

西力の東漸

歐洲大陸の形勢

我邦輓近五十年間に於ける長足の進歩は、諸外國人の齊しく驚歎する所にして由來一民族の活動此の如く劇甚なりしは、有史以降未だ曾て其比を見ざる所なり。蓋し第十九世紀初半期に於ける西力東漸の一大刺戟、就中露西亞の勢力西伯利亞を通じて、日本海及び太平洋に發展し來れる事實に職由せずんばあらず。而して今茲に我邦現時外交の趨勢及び由來を叙述せんとするに先ち、第十九世紀初葉に於ける歐米の形勢並に東洋の大勢より筆を起さゞるべからず。

熟ら第十九世紀に於ける歐洲大陸の形勢を觀察するに、ナポレオン戰後に於け

東方問題

る大問題は、實に國民主義の運動と、東方問題との二者なりき。而して宇內的帝國てふ理想は、夫の英雄ナポレオンの如きを以てさへ、遂に之を放棄するに至れり。爾來國民主義は眞箇政見の基礎たるべきものと認定せられ、曾てナポレオンの抱懷せる世界一統帝國の雄圖が、端なく失敗に了りたるも、要するに其政略の國民主義と枘鑿相容れざりしに由らずんばあらず。而して此國民主義及び立憲自由主義の運動は、漸次其勢力を歐洲大陸に振ひ、殊に以太利及び獨逸をして強固なる國民的統一を企圖するに汲々たらしめぬ。

西曆一千八百二十七年(文政十年)希臘が土耳其帝國の羈軛を脫して、狹小ながらも一王國を建設せるあり、而して此獨立の影響する所、東方問題は更に其勢力を加へ來り、遂に一千八百五十四年(安政元年)に及んでクリミヤの大戰を誘起したり。此戰爭は同五十六年巴里の平和條約を以て其局を結び、土耳其の獨立は保全せられ、黑海は遂に中立區域となれり。而して東方問題の性質は、是より先き既に歐洲政治家の思想中に變化するの徵候なきにしもあらざりき。第十九世紀の中葉に至るまでは、土耳其及び地中海は宇內政策の燒點たりしと雖、汽船及び汽車等交通

機關の新發明は、歐米の注意を一轉して太平洋に向はしめたるのみならず、之に加ふるに人口の急速なる繁殖は、領土の擴張を必要となし、爲に文明の程度劣等にして、心力薄弱なる民族の在る所は、彼等列強の爭奪地となりたり。且つ又之と聯關して此に特記すべきは、器械の發明に伴ふ生產の增加は、所謂生產超過てふ經濟上の不幸を招き、從つて世界の主要なる商業國は、自國の領國以外に市場を求むるの止むを得ざるに至りたること是れなり。此等の數原因は遂に其主動力となり、海上の覇權を掌握せる英、佛兩國は、新たに海洋の彼岸に通商市場を開拓し、特に露西亞は北西大陸より雪崩の如く東洋の諸弱邦を侵略し、掃蕩剩す所なくして、遂に日本海に迫り來れり。

一千八百四十二年(天保十三年)八月二十九日英、淸の南京條約締結せられ、支那の門戶は茲に開放せられ、列國をして其意を日本に傾注せしむるの一因をなしたり。即ち佛蘭西の印度支那を經略して、遂に一千八百四十四年(弘化元年)淸國との通商條約を締結したるが如き、又カリフォルニヤ州の發達、及び一千八百四十八年(嘉永元年)に於ける同州の大金坑發見は、米國の商業に一大刺戟を與へて、其結果桑港と支

國民の特性

那要港との間に汽船の航路を開通せしむるに至れるが如き、各種の出來事は世界の耳目を地中海並に太西洋より一轉して、遂に太平洋に向はしむるの動機となり、從つて日本開國の外因とはなりぬ。

今日の日本帝國は維新以後三十七年來の苦艱なる試驗に耐へて、能く其眞價を發揮し來り、國礎は益〻鞏固を加へ、泰然として動かず。是れ固より我叡聖文武なる天皇陛下の俊德雍治の賜たるは勿論、而も亦大に國民智能の優秀にして、能く外來の文化を咀嚼消化するの能力に職由せずんばあらず。第十六世紀の中葉に至り、西班牙人、葡萄牙人及び和蘭人の相尋いで富源を尋ねて本邦に來るや、我は許すに交易の自由を以てせしのみならず、又宗教の弘布を允可し、久しからずして彼の文化を採りて我に同化せしめんとしたり。然るに不幸にも一派葡人の禍心と、商業上葡人と相敵視せし蘭人の嫉妬とは、曩に快意開放したる我門戸をして、再び閉鎖するの止むを得ざるに至らしめたり。爾來寡少の支那人及び蘭人を除くの外、外人の國內に居住するを禁じ、基督敎を法度し、又邦人の蕃書を讀むを許さず、且つや此排外新政策を有力ならしめんが爲に、大船の築造を禁止するに至れり。

然るに幸にして第十八世紀の初葉に至り、幕政少しく變化を呈し來り、將軍吉宗は令して、本邦傳來の思想と制度とを害せざる限り、洋書の講讀を許可せしかば、學者の海外事情に通ずる者漸く起り、外人を敵視せしことは變じて、窃に彼等の物質的文明を敬畏することゝなれり。然れども眞に當時我國民に裨益を與へたるものは、醫學の一科に過ぎざりき。且つ其說く所は、斬新奇拔にして、能く世人の耳目を聳動せしめたり。されば此際率先して幕府の固執せし鎖國主義の遂に行はるべからざるを洞見し、逆流に立つて開國論を唱へたる者は、多く此新醫學の徒に出でたり。又一方には學者の古典に據りて王權恢復を唱ふる者起りしかば、幕府は國論の分裂を慮り、極力之を壓迫せんとしたれども、奈何せん曾て無限の權勢を有せし將軍も、飜然として遂に人民の思潮に反抗するの不可なるを識るに至れり。

第十九世紀の中葉に於ける我邦の形勢は、頗る憂慮に堪へざるものありしなり。正統の君主たる天皇は京都に在りて、萬機を聽き給ひしと雖、浮雲其光を蔽ひて下土を照さず、實際の覇主たる將軍は江戸に在りて政柄を執りしと雖、威信地に墜ちて漸く瓦解の兆あり。而して嘉永六年(一千八百五十三年)水師提督ペルリ黑船の

條約反對論

一隊を率ゐて江戸灣に來り、幕府を要して米國との和親條約を締結せしめ、以て其國を開放せしめんことを迫るや、人心洶々湧くが如く、識者と雖亦容易に斷ずる能はざるものありき。而して幕府は開國、鎖港二者其一を選ぶとも、終極の結果甚だ戒心すべきものあるを危惧し、宿年の獨裁主義を放擲して、遂に善後の處置を諸侯に諮詢するに至れり。諸侯中多くは外人の請求を斥け、直に武備を振作して、自から防衛すべしとの說を持したり。然れども幕府は遂に外人の強請を拒否する能はずして開港を許可し、下田に米國領事館を設立せしむるに至れり。安政三年(一千八百五十六年)タウンセンド・ハリスの始めて米國領事として來朝するや、時の大老井伊直弼は勅許を俟たずして通商條約を締結し、尋いで佛、英、露其他強國との締約を見るに至りたり。

幕府の此措置は上下の憤懣を來し、此れより國論鼎沸し、尊王、攘夷の兩主義相結びて、王政復古を企圖する者踵を接して起りしに、井伊大老は目して處士横議の徒と做し、之に臨むに嚴刑峻法を以てせしかば、萬延元年(一千八百六十年)自から兇刃に斃れたり。然れども其主義は共に亡びずして、志士亦漸く夫の鋭利強力なる武

露艦の對馬占領

條約反對の結果

器を有する列國に抗するの不可なるを認むるに至れり。翌文久元年(一千八百六十一年)露國は我內訌に乘じて、太平洋艦隊の根據地となすの目的を以て、突然對馬を占領するや、幕府切に退去を命ずれども聽かず、故に之を英國公使サー・ルザフォード・オルコックに謀り、其支那艦隊司令長官ポープを以て交涉せしめ、半歲の後纔に之を退去せしむるを得たり。然るに幕府が外援を借りたる一事は、端なく不平の徒の反抗を招致し、因つて外人を敵視するの觀念は更に其氣焰を高めたり。

不平の徒は刃劍を以て口舌に代へ、啻に開國黨を斬り、佐幕論者を殪したるのみならず亦幾多の外國人を害せし結果、文久三年(一千八百六十三年)八月に於ける英國艦隊の鹿兒島灣砲擊となり、又翌元治元年九月に於ける英、米、佛、蘭聯合艦隊の下關砲擊となりぬ。斯く再次外力の爲に神州の沿海を蹂躙せらるゝの不幸を見たりと雖、一面に於ては最も極端なる攘夷家も、爲に外人の精銳なる武器に抵抗するの難きを認むると同時に、他の一面に於ては更に二大惡果を生じて、多年我國威を毀損するに至れり。即ち英、佛兩國が公使館保護の爲に其兵を上陸せしめたること是れ其一にして、條約上の既得權を減殺せられしもの少からざること是れ其二

條約の勅許

大政奉還

なり。

慶應元年(一千八百六十五年)サー・ハーリー・パークス曩に支那に於て揮ひたる大手腕を提げて江戸に來り、英國公使の任に當るや、列國が畢竟天皇の一吏員に過ぎざる將軍と條約を締結するの姑息手段を不可となし、公使團體を促し、將軍に迫りて勅許を受け、以て條約を有効ならしめんとて、同年十月二十三日遂に條約勅許となり、尋いで使節等の謁見となるに至りしが、是に於て攘夷思想は漸く鎭壓せられ、本邦革新の曙光は啓かれたり。

翌年將軍家茂薨じ、更に翌年孝明天皇崩御せらるゝあり、而して今上天皇の踐祚は、啻に我邦に害毒を流したる排外思想を減殺せしのみならず、又帝國の一統を確立せしむるに至れり。即位の後直に外國との條約は勅許を經たるを以て、爾後外人に危害を加ふる者は、法に處せらるべきを令し、同時に將軍の權限を明白に規定するの勅令となり、尋いで將軍慶喜は大義に仗つて文武の大權を奉還し、諸侯の多數は直に幕府を去つて天皇に歸順し、只少數の朝廷に背叛せしものありしと雖、幾ならずして官軍の爲に平定せらる、是に於てか大權は全く正統の君主に歸するに

明治維新

外交の勝利

至れり。

慶應三年十二月九日(一千八百六十八年一月三日)有栖川宮熾仁親王を總裁として新政府を組織し、翌年一月諸外國公使に大政復古の旨を通じ、幕府と各國政府との間に締結せられたる條約は、之を履行すべきを告げ、翌月を以て天皇親しく諸外國公使に謁を賜へり。

秘魯問題

明治政府に至りて起りたる最初の重要なる外交問題は秘魯事件なりき。五年秘魯船マリア・ルーズ號清國澳門より二百餘人の支那奴隷を乘せて橫濱に來りしが、彼等は苛虐に耐へず其一人窃に脫れて、窮を我政府に訴へ救を求む。因つて政府は直に同船を捕獲し、支那人を解放したるが、是れより日、秘兩政府間の外交問題となり、遂に仲裁を露帝亞歷山第二世に託して、我政府の勝利に歸したり。僅に世界諸國の伍班に加はりたる我邦が、此人道問題をも含みたる爭議に於て勝利を制したるより、一箇獨立國たるの體面を鞏固にし、且つ世界の賞讚を博せり。

樺太問題

之に次ぎて重大なる事件は、樺太島に關する露國との交渉なりしが、結局該島を擧げてモスコヴァイト帝國に讓與するの悔を遺したり。

蝦夷島は夙に松前氏の藩鎭たりしと雖、其地邊陬に在るを以て、多く王化に霑はず、松前侯は纔に蝦夷島各部、千島列島並に樺太南部のアイヌ酋長より、時に貢物を徵して彼等の統治者たるを示すの外、何等の着手する所なかりしが、第十八世紀の初年よりして、露人はカムチャツカ半島より南下して、漸く其近海に出沒し、松前氏の微力爲すなきに乘じ、一百年にして殆ど千島を占領し、尙ほも進んで樺太を覬覦し、爲に我蝦夷地方の警備隊と露人との間には屢〻衝突を生じ、或は露人にして我の捕虜となれるものあり、船長ゴロウィンの如きは文化八年(一千八百十一年)より三年の日月を松前の獄窓に送り、後に其有名なる日本紀行を著はせり。此後日、露の間には少康ありしが、樺太の問題は依然として其儘に放棄せられしかば、安政元年(一千八百五十四年)露國がペルリの使命に倣ひて、プーチャチン提督を我に派し來るや、

該問題は再び當時の外交談判に上りしが、我全權の迂濶なる、其主張する所の五十度分界說を貫徹すること能はずして、姑息の協定に安んじ、樺太には日露の間に界を分たず、從來仕來りの通りたるべしと約するに至りたりき。然れども千島はいざ知らず、樺太に至つては實際之が探檢に向ひ、先鞭をつけたるは我國人にして、寬永の初年即ち一千六百二十年代には、松前侯の家臣等既に同地に越年したることあり。又文化五年(一千八百六年)には間宮林藏なる探檢家は單身間宮海峽を北航して滿洲大陸に渡り、黑龍江を遡りて滿洲人の定期市場たるデレンに到り、再び江を下りて河口に達し、樺太の全く半島にあらざることを確めたり。彼の紀行は後フィリップ・フォン・シーボルドによりて獨逸譯せられ、其日本紀行中に收められたること人の知る所なり。

露國の樺太經營はムラヴィヨフ・アムールスキーが一千八百五十八年(安政五年)清國と愛琿條約を締結して、新に黑龍江流域の地を略するに至りしより、急速の進歩を遂げ、ムラヴィヨフは翌年を以て艦隊を率ゐて品川灣に來り、ラ・ペルーズ海峽を以て日露帝國の境界と定めんことを要求し、我が拒絕する所となるや、露國は更に多

使節の派遣

數の移民を樺太に送りて、異日協商の際に主張すべき權利の根柢を鞏固にすべき手段を執りたり。露人の此侵入に驚きたる幕府は、即ち文久元年(一千八百六十一年)松平石見守を露都に差遣し、北緯五十度を以て相互の境界を分たんことを提議せしめたるが、議遂に成らず。後慶應二年(一千八百六十六年)函館奉行小出大和守を露都に使せしが、該國政府は強硬主義を持せしが爲に、協商再び調はざりき。維新以後五年(一千八百七十二年)に及びて、我政府は二百萬圓を以て同島の北部を買收せんことを提議し、彼亦之に同意して商議を開きし時、會〻開拓使次官黑田氏政府に建議して、無用の一島を所有するの不利を論じ、政府之を納れて商議遂に破れ、後三年を經て(明治八年五月七日)曾て露國の有にあらずして判然我有たりし千島と交換の名目を以て、全然樺太を彼に交付したり。

樺太千島の交換

琉球問題

琉球の併有

次ぎに記すべきは琉球諸島の合併なり。抑〻琉球島民は血統上本邦人と密接なる關係を有し、永萬元年(一千百六十五年源爲朝伊豆諸島より之に渡航し、土人の女を娶りて子舜天王を生めりこれ後に琉球王となれる者なり。後文中元年(一千三百七十二年)丙亂ありて此國終に支那明朝の附庸となりたるが、德川氏の覇府を開くに及び、島津氏は慶長十四年(一千六百九年)を以て、遂に遠征して之を降し、此より琉球は一方に於ては薩摩の屬國となりながら、一方に於ては私かに支那に通じて、其官祿を受けたりき。明治四年新政府は琉球藩主を東京に迎へて、之を華族に列し、同島を收めて一縣となし、沖繩縣と稱するに至れり。

領土確定

小笠原島問題

東經百四十度伊豆七島の南、夏至線の北に當りて、小笠原群島あり、北米より南清地方への航路に位するを以て、夙に歐米航海者の注目する所となり、文政十年(一千八百二十七年)英國の一船長其國旗を樹てたることあり。後嘉永六年(一千八百五十三年)水師提督ペルリも亦其米領たるを宣言せり。然れども此島の發見者は我國人小笠原貞賴にして、時は實に文祿二年(一千五百九十三年)にあり、其の小笠原の稱あるは是を以ての故なり。然るに後德川氏が鎖國主義を執り、大船の製造を禁

ぜしより、遂に此地に移住する者なきに至りしが、第十九世紀の中葉以來英、米人の移住する者漸く其數を加へしかば、幕府は之を憂ひて官吏を置き、且つ移民を送致せり。其後米國の抗議ありしと雖、明治八年(一千八百七十五年)確然我版圖たるに決したり。

臺灣問題

琉球問題と密接聯關したるは臺灣問題なりき。明治五年一隻の琉球船臺灣の沿岸に於て難破したるや、上陸せる乘組員の多くは、該地生蕃の虐殺する所となりたり。是に於て我邦は琉球の我領土たるを主張し、清國に向つて蕃民の處分を要請したりしに、清國は琉球の我領土たるを認めず、且つ關係疎隔せる臺灣生蕃の行爲に對して、責任を帶びざる旨を答へたり。我政府は夫の抗議に對して確答を與へざる支那傳來の曖昧なる政策に憤懣し、遂に征臺の師を起せり。然るに清國は是に於て抗議を提起し來り、兩國間の平和將に破裂せんとするに至りしが、幸に時の在北京英國公使トマス・ウェードの居中調停するありて、我は征臺の軍を撤し、彼は

償金を納れ、其事遂に落著せり。

條約改正問題

維新改革の後既に四年、我邦も著しき發達進歩を見たるを以て、夫の安政年間に幕府が締結せる屈辱的條約を改正すべきは、正に國家の威嚴を維持せんが爲に、必要なるを證するに至れり。爾來時に或は内治緊急事件のため、或は韓國問題等の爲に、屢〻阻害せられしと雖此條約改正問題は、恰も英國に於ける愛蘭自治問題の如くに、我政治上の一大難關たりしなり。民心之が爲に幾回か動搖し、内閣は之が爲に數次更迭し、或は元老内閣と爲り、或は人才内閣と爲りしと雖、曾て此問題を解決、處理すること能はざりき。

抑〻曩に幕府が締結したる通商航海條約に於ては、開港場に居留地を設け、治外法權の制を定めたり。今其條約中頗る我に不利なりし箇條を擧げなば、概ね左の如し。

一　通商、居留のため横濱、神戸、大阪、長崎、新潟、函館の六港並に東京を開放するこ

と。

二　治外法權即ち日本法廷は外人を審判するを得ざるの制を許容すること。

三　輸入稅は最低額なるべきこと。

以上の如き條件は永久保留すべきものにあらざることを認めたる諸國は、其條約に於て明治五年以降相互締盟國の承認を經て、條約の改正を爲すを得べき一箇條を附加したりき。而して其期既に至りしと雖、條約諸國は孰れも改正の準備をなさず、要は日本が對等なる條件の下に、基督敎主義列國の間に伍するの適否如何と云ふにありき。明治四年岩倉大使一行の歐米に赴きしは、列國と天皇の一吏員たる將軍との間に締結せられたる不正不法の條約を改正せんとの目的に出でしものなりしが、不幸にして其素懷は破れたり。而して我政府は國家の法律、習慣の未だ完備せざるが爲に、條約改正の保障たらしむべきものなきを認めたり。然るに又一方に於ては締盟十八箇國が聯合商議を約したるに、彼等は商議の根本となすべき共通問題を得るに困しみ、遂に某々國は低額輸入稅を主張し、又某々國は日本法律の治下に其國民を置くを快とせずと云ふにありき。然るに獨り米國は別箇

に條約を締結せんことを諾し、而して爭議の箇條は讓步せしと雖、猶ほ其新條約は各條約國との改正條約總べて成立せし後、同時に實行せんことを要求せしが爲に、談判遂に調はず。斯の如くして條約改正の業は依然として寸效を擧ぐること能はざりき。

今茲に條約改正に對する彼我要求の梗概を敘述するに、亦必ずしも徒爾なりとせず。抑、我邦は列國より多大の國威を損傷せられ、爲に其生得權を奪取せられたることを主張して、今や其生得權なる法、稅兩權を恢復せんことを要求し、自己の領內に外人の法廷を有し、又自から稅率を定むることを掣肘せらるゝは、獨立文明國の體面を毀損するものなるを主張し、若し列國が此二點に於て讓步せんには、我は之に換ふるに全國を開放して、外人の旅行、商業に自由ならしめんと欲せり。然るに列國は日本が全國を開放すとも、商業上何等の大利益を生ぜざるべきが故に、其殆ど無用なるを抗言し、又領事裁判の撤去に反對したり。固より日本法官の伎倆と品性とに充分の信用を置けども、歐洲法官の有するが如き、習慣と地位とに缺くる所あるを唱へ、加ふるに日本の現法律は、歐洲人の見地よりすれば不完全にして、日

本法官の無經驗なるが爲に、或は法の錯用を爲すなきやを恐れたり。蓋し列國は南米諸共和國に移住せる自國民が、其所在地の法律に服從せることを忘却したりしなり。

改訂の困難

爾來我邦に於ける條約改正の歷史は、明治二十七年に至るまで、實に失望と煩悶とを以て充たされたるものにして、同年始めて英國ローズベリー內閣の卓見なるあり、挺然能く本問題解決の主動者と爲り、遂に四十年間我邦が蒙りたる損害、屈辱は幸に一掃せらるゝに至りたり。而して改正事件の此に至れるには、締盟諸國との交涉を重ぬること前後六回に及べり。最初の二回は僅に簡短なる交涉を試みしに過ぎざるが故に、今茲に記述するの必要なしと雖、夫の井上伯及び其後繼者が數次の折衝によりて、遂に其良果を收めし由來を略敘せんとす。

井上伯の談判

明治十五年井上伯は英國政府に向つて交涉を試み、商議の基礎を決定せんが爲に豫備談判を開けり。即ち日本政府は日本新民法の英譯發刊せらるゝと共に、居留地外の領事裁判制度を撤去し、且つ又三年以後に於て居留地の領事裁判をも廢止し、之に代ふるに二人の外國法官を日本法廷に置き、立合裁判の制を設置するの

議を提供し、又稅率を五分より一割に引上げ、法律の改正を豫約して、其草案は締盟各國の承認を受くることを條件としたり。是に於て豫備談判は着々進捗して、既に終結談判となり、其會議には各締盟國の代表者參列し、英國及び獨逸は主動者となりて、最後の條約案を唱へ、而して大に我に讓歩するの意を示したり。然るに此終結談判たるべかりしものは、其結果甚だ宜しからず、井上伯は十九年五月一日より翌年四月二十二日に至るまで、外國使臣と談判を上下すること前後二十八回の多きに及び、同一事を屢〻反覆論辯し、又同時に條件の世間に漏洩するありて、輿論の反抗を招き、加ふるに十九年十月英船ノルマントン號の紀州沖に於て難破するや、船長及び乘組員等は纔に身を以て免れしと雖、我同胞乘客の一人をだに救はず、而も幾多の同胞は艙內に幽閉せられしまゝ、船と共に海底深く沈沒せしめられしとの悲報さへ傳はりしかば、國民の憤激甚しく、一般の排外思想は頓に昂騰し、政府は之が爲に適當なる時機に達するまで、條約改正を延期するの止むを得ざるに至り、外相は遂に其職を辭せり。

輿論の反抗

大隈伯の談判

二十一年二月大隈伯代つて外相の椅子に就くや、前任者の失敗に屆せず、新たに

改正談判を開始したり。伯は諸條約國と折衝するに先ち、本邦在留の外人をして改正の必要を認めしめんとの政策を執り、彼等に對するに高手的手段を用ひ、且つ前任者の執りたる聯合談判を避けて國別談判となし、以て大に列國公使等の勢力を減殺せんと計り、先づ通商上に利害關係を有せず、又一人の我邦に居住せるものなき墨西其國と交渉を開き、或は唯大審院に外人法官を任命し、外人に關する事件に關與せしむるの一事を讓歩するのみ、殊に制定を約せる新法律の實施後三年を俟つて、治外法權を撤去する等の條件を以て、日墨條約は調印せられ、尋いで米、獨、露等に及ぼして、明治二十三年二月十一日を以て實施の期限となしたり。而して將に佛國と調印せんとし、他列國の同意は勿論、我邦に於て商業上の利害關係最も多大なるを以て、此改正問題の仲裁者たりし英國も亦同じく之に倣はんとしたりしに、俄然として輿論の反抗大に起り、外人法官の任命を非難し、終に伯は一兇漢の要撃する所となり、其隻脚を失ふに至れり。是に於て多年我政治家を苦慮せしめ、國民を煩悶せしめたる條約改正の問題は、再び徒勢に歸せしが如しと雖、更に一年の後再び之が解決を試むるに至れり。

國別談判

伯の遭難

大隈伯に代りたる青木外相は再び茲に改正談判を開始し、前案に修正を加へて、左の七箇條を提案とせり。

一　治外法權は向後五箇年間之を居留地に限りて存置し、居留地以外は一切日本の裁判權に服せしむること。

二　土地所有權及び鐵道、鑛山、株券等の所有を外人に許さゞること。

三　外人を法官に任用するの約を立てざること。

四　沿岸貿易を許さゞること。

五　法典編纂の豫約をなさゞること。

六　內地を開放すること。

七　稅權は酒、煙草、油、醬油の四種に就きては、任意課稅し得べく、其他の輸入品には、平均一割一二分の標準を以て此提議を容れたるに、山縣首相異議を唱へて其職を辭し、松方藏相之に代りたるに、偶〻來遊中の露國皇太子大津に遭難せらるゝありて、青木外相は其責を負ひて辭職し、榎本子之に代り、法典の實施を以て幸にも時の英國保守黨內閣は善意を以て

青木氏の談判

榎本子の談判

權恢復の條件となし、改正談判に當りしが、時に會〻豫算案に於て議會と衝突し松方内閣は爲に辭職するに至れり。

二十六年二月衆議院は十二の多數を以て、條約改正問題に關する上奏案を可決したり。其上奏案は、日本は稅法の二權を剝奪せられたる不法なる條約の改正に失敗したり、然るに治外法權の制度は我國家の體面を毀損すること少からず、加ふるに關稅に關して日本は國家の權利を行ふこと能はざるに反して、外國は我輸出品に禁止稅を課して、我商工業の發達を妨ぐるものなり、因つて衆議院議員は

一　領事裁判制度を撤去すべし。

二　稅權を回復すべし。

三　沿岸貿易を禁止すべし。

との三條を具陳して上奏すと云ふにありき。政府は今や啻に外列國に對するのみならず、又內は輿論の强力なる後援を有せる帝國議會に對せざるべからざるに至れり。而して議會及び世論は內地雜居及び外人土地所有權に反對すること甚しく、爲に條約改正の前途は望洋の感あるに至りたり。然れど事情此の如くなりしに拘はらず、政府は ローズベリー 內閣の提唱によりて、英國と交涉を開始したり。而して帝國議會の態度が談判を不調に了らしめんことを慮り、內閣は英斷を以て之を解散し、民論を制縛したる間に、明治二十七年(一千八百九十四年)七月十六日遂に倫敦に於て ローズベリー 卿及び青木子は新條約に調印を了して、茲に四十年間の久しき我邦をして煩悶焦慮せしめたる問題は、終に陸奧外相に及びて、其解決を見るに至れり。

日清戰爭の海陸に於て勝利を獲たるより、我邦に對する列國の信望頻に高まり、又條約國は遂に不法なる條約を改正すべき時機の到達したるを認識して、其事業は着々進捗し、米、伊、露、獨、佛、墺、匈等皆英國の列に倣つて條約を改正し、三十年(一千八百九十七年)の末には歐洲の主要國は皆日本と對等條約の調印を了れり。

以上は條約改正の小史を記したるに過ぎず、予は猶ほ此問題を捉へて、改正條約の功過を論ぜんと欲したりと雖、紙數に限あるを以て之を措き、更に進んで一層必要なる朝鮮問題を說明し、且つ其延いて日露戰爭を生ずるに至りたる次第を敘述する所あらんとす。

朝鮮問題

歷史上の朝鮮

朝鮮は數世紀の間屢〻王統を代へて統治せられたりと雖、要するに殆ど常に半は支那若くは日本の附庸國たるの實あり。史に徵するに我邦との關係は支那よりも古く、西曆第三世紀の頃神功皇后の王師を率ゐて之を征服し給ひしより、久しく我に隷屬せしが、後また支那に附從したり。降つて文祿年中第十六世紀の末葉豐臣秀吉の遠征ありしが、秀吉の後を承けて興りたる德川家康は、平和の主義を以て朝鮮に臨み、彼に諭して慶長十二年(一千六百七年)再び舊交を我に修めしめ、爾來將軍襲職の時に當りて、修好使來朝の例となりたり。されば王政維新の政變あるや、明治元年我政府は使臣を遣はして之を通告せしめ、以て舊交を新にせんことを求めたりしに、韓國政府は之を拒斥し、痛く我を凌辱せしかば、志士大に憤激し、所謂征韓論なるもの起りて、朝野之を論ずるの聲囂々たりしが、結局外征論者は志を得ずして、西鄕隆盛以下の參議五人は袂を聯ねて野に下るに至りたり、此れ實に明治六年秋の事なりき。後明治八年我一軍艦江華灣に於て砲撃せられたるを以て、我政

征韓論

江華灣事件

十五年の變

府は遂に直接韓國政府と交涉して、修好條規を締結したり。該條約の第一款には『朝鮮國は自主の邦にして、日本國と平等の權を保有せり云々』とあり。是に於て乎曖昧なる朝鮮國の地位は始めて明確なるを得たり。

日本が開國以來僅に十三年を經ざるに、また夫の『隱者國』の門戸を開放することゝなり、明治十三年始めて日本公使館を京城に置きしが、韓國には依然として頑冥保守の徒多く、兩國の親交は外交上の紛擾によりて忽ち阻止せらるゝに至りたり。十五年攝政大院君の煽動に由り、頑冥の暴徒等故なきに帝國公使館を襲ひて之を燒き、館員等纔に身を以て仁川に免れ、英國砲艦に助けられて長崎に歸るを得たり。因つて井上外務卿其急に赴き、遂に韓廷をして屈服せしめ、償金五十萬圓を約せしめたり。

天津條約

此時謝罪使として來朝せる朴泳孝は、大に我國情に鑑みる所あり、爾來我に信賴して改革を唱へ、我政府も大に之を嘉し、十七年曩に約したる償金の殘額四十萬圓を韓國に與へ、これよりして京城に於ける日本の勢力は漸くにして昻昇せり。此年十二月四日夫の宮中に大宴會あり、貴紳大官之に列す、會了るや、事大黨の首領閔

氏は卒然暗殺せられ、數名の同黨亦厄難を共にし、京城爲に鼎沸し、物情洶々たり。日本黨等乃ち帝國公使に急を告げしかば、軍隊を以て宮城を警衞せしめしに、京城に於ける清國公使袁世凱二千餘の兵を提げて宮城を襲ひしかば、我兵衆寡敵せず、國王は遁れて清軍に投じ、我兵は公使館に退きしに、館亦次いで燒かれたり。事聞ゆるや、我主戰論大に起り、佛國亦協力事を爲さんことを提議せしが、我政府は平和主義を執りて、遂に天津條約の締結を見るに至れり。

日清兩國の撤兵

伊藤伯及び李鴻章の間に締結せられたる此條約に由り、兩調印國は互に韓國より撤兵し、且つ將來互に通牒することなくして出兵する能はざるを約したり。又帝國は韓國より償金を徴し、元兇を罰し、帝國公使館を再築すべきことを約せしめたり。

日清戰役の遠因

天津條約は一見我外交的勝利の如き觀あり、我の韓國に於て多年確收せんとしたる對等の權利は、之を占有することを得たりと雖、後清國をして該半島に勢力の隆大なるを致さしむるの動機となりて、遂に二十七年に至り、日、清兩國兵を構ふるの遠因となりぬ。

露國の勢力

朝鮮は幾世紀の間日本及び支那兩國紛爭の骨子たりしが、明治十四年に至り鷸蚌の鬪を機とし、こゝに漁夫の利を私せんとする者出で來りしかば、半島の問題は更に重大を加ふるに至りぬ。同年六月露國は韓國と通商條約を締結し、而して彼の少壯有爲の外交家パヴロフ來りて京城駐在公使となりたり。二十年に至り露國政府は更に韓國と有名なる陸路通商條約を結びて、茲に北韓侵略の野心の伏線を設けたり。

清國の優勢

以上三國の韓國に於て互に權勢を爭ふに際し、清國は常に優勢を占めたり。其原因や固より明白にして、既に數世紀の間該半島の宗主權を占むと稱し、而して之に臨むに恩威を以てしたるが故に、韓國亦之に依賴し、北方に於ける多毛の外夷、或は東方の倭人とて之を侮蔑するの傾向ありき。而して日本が國內に於て憲法の發布、政府對議會の軋轢及び條約改正等に匆忙なりしは、清國に與ふるに乘ずべき機會を以てし、清國公使たる袁世凱は、明治二十七年に至るまで半島の實權者たりき。是より先き韓國革新黨の首領にして數年我國に亡命の客たりし金玉均は、韓王の命を帶べりと謂ふ洪鐘宇の爲に、年の三月上海に誘殺せられたるあり。此事

金玉均の誘殺

小なるに似て實は然らず、日清の衝突をして急ならしめしも、職として此れに由れり。清國は軍艦を以て金の屍體を韓國に送致し、其四肢は遂に斷たれて、市に曝されしのみならず、三族亦夷せられたり。之に反して暗殺者は歸國の後多大の名譽を博し、人民の敬畏を受けたり。以上の事件は我邦人をして大に憤激せしめ、其復讐を叫ばしめぬ。而して有志者の間に『對韓同志會』なるもの起りて、我政府の對外軟を極力攻撃したり。

東學黨

次いで五月韓國に東學黨蜂起し、奸吏を殺戮し、弊政の改革を圖る。是時日本駐劄清國公使汪鳳藻と清國公使袁世凱とは、我內政の衝突は以て外に出兵することと爲して、李鴻章に謀るに清兵の派遣を以てせり。李も初めは多少躊躇する所ありしが、遂に三千の兵を威海衞より韓國牙山に無かるべきを臆斷し、奇貨居くべしと爲して、急行せしめたり。而して天津條約に據り、清國は正式に出兵の事を帝國政府に通告せしかば、我も亦同條約の明文に據りて、同一の擧に出づるに決し、茲に八千人より成れる一混成旅團を派遣し、京城に入らしめたり。清國時に我撤兵を要求せり。然るに我政府は清國と共に韓國の改革をなすの必要を以て之に應へ、清國之を拒

日清兩國の出兵

絶せしかば、我は自から改革案を作成して、韓國政府に迫るに其遂行を以てしたるに、彼は我撤兵の後にあらずんば、何等の改革をも行はざる旨を以て答へたり。事茲に至りては、帝國は自由行動に訴ふるの外なく、更に清國政府の決心を促したり。是より先き露國は我政府に通告すらく、若し日本直に半島より撤兵することなくんば、平和を破るの責は日本に在るべしと。而して我之に應ふるや、其理を盡せり。是に至りて我政府は尙ほ更に平和人道の大義に依り、清廷に議るに彼我兩國協同して韓國の善後を處理せんことを以てせしに、清廷の答ふる所更に要領を得ず。是に於て我政府は遂に獨力事に當るの止むを得ざるに至れり。

露國の通告

七月二十五日偵察の目的を以て派遣せられたる我一遊撃艦隊は、豐島附近に於て清國の二軍艦と戰ひて之を走らせ、又英國旗を揭げたる運送船高陞號の清兵を載せて牙山に赴かんとするに會するや、我命に從はざるの故を以て、浪速艦長東郷大佐（今の大將）終に之を轟沈せしめたり、是れ實に日清開戰の號砲なりき。此轟沈は英國の言論界に是非の批評を喚起し、事態容易ならざるの觀ありたるが、幸にも高陞號船長ガルスウォルジー氏の明確なる陳述と、ホルランド及びウェストレーキ兩教

高陞號の撃沈

宣戰の布告

馬關條約

三國干涉

授の如き公法學泰斗の公平なる判斷は、一時猛烈なりし英人の激昂を鎭靜したり。

七月二十九日我軍は淸兵を牙山に破り、八月一日に至りて、東京及び北京に於て宣戰の布告を見たり。

日淸戰役は上述の如き事態より破裂して、遂に翌二十八年四月十四日に調印せられたる馬關條約によりて、其局を結びたり。其規約せし所左の如し。

一　淸國は韓國の獨立を承認すること。

二　遼東半島及び其沿海を日本に割讓すること。

三　臺灣及び澎湖島を日本に割讓すること。

四　二億兩の償金を日本に支拂ふこと。

五　沙市、重慶、蘇州、杭州等を開港場となすこと

六　楊子江の航行を自由となすこと。

條約の調印後六日、當時傳ふる所に由れば、露國は獨逸の後援と、佛國の贊同とによりて、我政府に左の忠告書を送致せり。

露西亞皇帝陛下の政府は、日本が淸國に提供したる平和の條約を見るに、日本の要求せる遼東半島の領有は、絕えず北京を威壓し、且つ又韓國の獨立を空文となし、從つて絕東に於ける永遠の平和を害するものなりと認む。故に皇帝陛下の政府は、日本皇帝陛下の政府に對し、誠實なる友誼を保つの證憑として、遼東半島を確有するなからんことを勸告するものなり。

日本は實に當時此等三大强國の抑壓に屈せざるを得ざりしなり。日本は遼東半島及び其沿海を還附したる報酬として、所謂三國の友誼の力によりて、淸國より三千萬兩を收めたり。

日淸戰役の終局と共に、井上伯は公使として韓國京城に赴任し、其特有なる精力を以て直に韓國の改革を企て、其軍隊は日本を模範として改造し、地方政府の組織も亦革新せられたり。されど二十八年九月井上伯の韓國を去りて、三浦中將の之に代はるや、日ならずして紛擾起り、韓國暴徒等は數多の日本壯士と結託して王城に闖入し、遂に閔妃を弑したり。是に於て我政府は三浦中將を招還して、極力此暴擧に由つて失ひたる既得權の恢復を計りたりと雖、如何にせん京城に於ける我威信は全く地に墜ちたり。露國公使館は禮を厚うして國王を館內に迎へ、是より韓

國の政柄は露公使の左右する所となれり。

露國の跋扈

爾來露國は或は韓國軍隊の日本教官を罷めしめて、之に代ふるに自國の將校を以てし、或は各所の森林伐採權を攫取し、而も加ふるに滿洲鐵道を半島内に延長するの特權を獲たり。是より我政府は大に戒心する所ありて、二十九年五月山縣元帥は陛下の御名代として露國に差遣せられたる伏見宮殿下に隨行し、ニコラス第二世の戴冠式に參列したるを機として、我政府のため彼の外相ロバノフと交渉したる結果、有名なる山縣、ロバノフ日露協商に調印したり。本協商の主旨として、兩國は韓國に於ける對等の居住權を有し、又同國の財政を鞏固ならしむる目的を以て、共に顧問權を有することに同意し、且つ秩序の恢復と共に國王を王宮に還幸せしむることに決したり。

日露協商

露國の專横

韓國のため並に絶東の平和と富盛との爲、幸にも日本は過去の失政を認めて、直に協商の主旨に遵ひて行動せり。然りと雖露國は此協商を見ること恰も死文の如く、而して韓國に於ける天然上及び財政上の富源は露國の掌握する所となり、加之宮廷に於ける露國の隱謀は更に一層の甚しきを加へたり。然れども日本は決

してこれが爲に排斥せられたるものにあらず、斷乎として其權利を主張し、露國政府に迫りて、兩國均等の權限と機會とを以てすべき新協商を締結せんことを要求して、數回の商議を重ねたる末、西、ローゼン協商は調印せられたり。本協商により て兩國は韓國の獨立を承認し、而して兵學教官及び財務顧問の應聘には、兩國政府豫め協議を遂ぐべきことを約し、又露國は韓國に於ける我商工業の計畫に對して、其發達を妨碍せざることに同意せり。

日露新協商

明治三十二年日本は京釜鐵道建設の計畫を立てたり。其他に重要なる事件としては起らざりしが、露國の隱謀は久しからずして日本と干戈相見るを免れしめざるべしと、頻りに蒼說は傳へられぬ。

日露衝突の風說

日露戰爭

日露戰爭の遠因

朝鮮を始め、東洋の主權に關する紛爭の原因を論ずるに先ち、今茲に擧匪暴擧の由來する所を略敘するの要あるべし。蓋し支那及び朝鮮に於ける過去數年間の事態は、實に今次大戰爭の直接又間接の起因をなせるものなり。

清人の排外思想

列強の對清要求

拳匪の亂

日清戰爭の結果、支那は其眞價を世界に表白せしを以て、列強は忽ち之に乘じて、各其利權を占斷せんと欲し、六年の後遂に夫の拳匪の排外的暴動を誘起するに至りたり。

遼東還附の後幾も無くして露國は其野心の嚆矢たる、遂に清國と秘密條約を締結して、西伯利亞鐵道を滿洲南部にまで延長するの權利を收めたり。三十一年に及んで獨逸は卒然膠州灣に占據し、而して九十九年間の租借權を獲たり。尋いで一箇月の後露國太平洋艦隊は俄然旅順の軍港に入り、清廷に迫りて遼東半島及び其沿海の二十五箇年間租借を諾せしめたり。英國亦忽ち露國の例に倣ひて、威海衞同灣周圍の地十英里及び劉公島を遼東に於けると同等の條件の下に租借し、佛國は二十五箇年間を期として廣州灣を租借したり。

歐洲諸強國の支那に垂涎するに當りて、支那政府の無能なるは、其志士をして憤激せしめ、遂に明治三十三年五月に至りて直隸省南部に爭亂起り、拳匪黨の秘密結社成れり。北京、天津間の通路急に絕え、獨逸公使及び帝國公使館書記生要擊せられて遂に死し、北京は拳匪の包圍する所となり、而して各國公使及び其夫人等皆共

露國の滿洲占領

英獨協商

露清密約

に殺害せられたりとの報さへ傳はるに至りたり。是に於て露國を除くの外、諸外國は帝國政府に求むるに應急の救助を以てし、我政府は直に之に應じて出兵し、列國亦相踵いで出兵し、尋いで八月に至り北京は救援せられ、而して諸外國及び支那の間に平和の條約は締結せられたり。

拳匪の爭亂は列國共に清國の爲に之を悲しみしと雖、獨り露國に至りては此機を利し、滿洲の地を變じて自己の領土と爲さんと欲し、露清鐵道の危地に陷るを名として、大軍を滿洲に派遣し、忽ち該地を軍事的に占領したり。

十月英獨兩國協商して、孰れの國も支那又は他國の利益に害ある行動を執るの目的を以て、支那領土内の擾亂を利用するものある時は、兩國は自國の利權を保護せんが爲に、必要なる行動をなすべきを約したり。列國皆本協商の精神に贊同して、支那保全を稱し、而して從來此方針を守りたる帝國も亦本協商に加はりたり。

十二月倫敦『タイムス』の北京通信員として、辣腕の聞えあるモリソン博士が其本社への打電は、實に世界の視聽を驚かしめたり。其電報は即ち關東總督代理コ

ロストウイッチと奉天將軍增祺との間に締結せられたる露清密約の要旨を傳へたるものなり。抑〻此密約たるや、露國をして滿洲の主たらしむるものにして、露國の此行動は東洋に對して列國の共同的行動を執るの主義に反したるを以て、帝國及び英、米兩國は、清廷に迫りて本密約を承認せざらんことを警告し、同時に帝國は露國に向つて抗議を送りしかば、機變に富みたる露國の外交も其策を失ひ、一時此密約を撤回するの止むを得ざるに至りたり。

日英米の抗議

露國密約の連敗

然りと雖露國の野心は尙ほ遠し、之が爲に決して挫敗すべきにあらず、爾後清廷と密約を締結せんとせしこと再三に及べり。而して毎時列國の觀破する所となりて、毎に不成功に了りたり。

日英同盟

三十五年の初め露帝國の侵略を防遏せんが爲に、清、韓兩國を永遠に保全すべき一事件は起りたり。是より先き北清事變の際、日、英兩國は其利害を共にして、共同運動を爲したるは有利の素地を作し、遂に三十五年一月三十日に至りて、我林公使と英國外相ランスダウン卿との間に日、英同盟締結せられ、其條約文は二月十二日東京及び倫敦に於て公布せられたり。其プレアンブルを見れば、則ち本同盟の全然平和的なるを知るべきなり。曰く、

日本國政府及び大不列顛國政府は偏に極東に於て現狀及び全局の平和を維持することを希望し、且つ清帝國及び韓帝國の獨立と領土保全とを維持すること、及び該二國に於て各國の商工業をして均等の機會を得しむることに關し、特に利益關係を有するを以て、茲に下の如く約定せり。（本文省略）

露佛同盟の擴張

本同盟は支那及び朝鮮に利害關係を有する殆ど凡ての列國より、熱心なる賞讃を受けたり。而して之と同時に露、佛の二國も直に倫敦及び東京に移牒して、露、佛同盟は自今絕東を包含することを宣言せり。

佛國が絕東に於ける露國の野心を助成せるは、間接に日露の葛藤を早からしめたるに與りて力ありたることは、既に爭ふべからざる事實なりとす。蓋し露國は將來絕東に事を構ふるの日、必ずや其敵手の單獨ならざるべきを覺りしが故に、其同盟國たる佛國の援助と、獨逸の默認とを得て、清廷に強ふる所ありしと雖、日、英、米三國の清廷に警告せることの有力なる、終に露國をして大に讓歩せしめ、滿洲還附條約の締結を見るに至りたり。此條約は三十五年四月二日に成り、是によりて露

滿洲還附條約

露國の對清新要求

國は向ふ六箇月以内に一部の撤兵をなし、更に爾後六箇月以内に他の一部に及ぼし、後更に六箇月の間に殘餘の軍隊を撤退すべきを約したり。此撤兵てふ表面上の讓歩を除きては、滿洲全土は露國の掌裡に放任せらるゝに至りたるなり。

日月の旋轉は速なり、初六箇月は早く既に經過しぬ、而して露國は第一期撤兵の約を履行し、關外鐵道線路は支那に還附せられたり。然るに迅雷乎、疾風乎、露國は突如として清廷に向ひ、滿洲の撤兵を條件として、強ふるに七箇條の新要求を以てせり、即ち左の如し。

一　清國に於ける撤兵地に自由港を開かざること。
二　清國は北部の公務に關して、露國以外の外人を傭聘せざること。
三　牛莊は露國の支配下に在るべきこと。
四　露清銀行は從前の如く關稅の收入を司ること。
五　滿洲の衞生事項は露國の支配を受くべきこと。
六　露國は滿洲に於ける清國布設の電信線を使用し得ること。
七　滿洲を決して他外國に割讓せざること。

日英米の再抗議

是に於てか英、米兩國及び帝國は直に北京政府に移牒して、露國の要求を制限するに於ては、必ず合同して助力を與ふべしと曰ひ、帝國は聖彼得堡政府に强力なる抗議を送り、同時に英國外相ランスダウン卿は東京なるマクドナルド公使に打電して、此事件に關し日本と同一の步調を執るべき旨を告げたり。然るに露國は滿洲の占領を以て猶ほ足れりとせず、更に韓國に對して侵略の方針を執り、多數の露兵は假裝して龍巖浦に在留するに至りたり。

國民の激昂

事既に茲に至る、我國民は頗る激昂する所あり、主戰の聲四方に起れり。然りと雖政府は平和手段に訴ふるの決心を以て、駐露栗野公使に打電し、滿洲及び朝鮮に於ける日露相互の特殊利權の範圍を確定するの目的を以て、露政府と商議すべき旨を訓令したり。而して帝國の要求する所は、要するに左の如きものなりき。

帝國の對露要求

一　清國並に韓國の獨立及び其領土保全を敬重すること。
二　帝國は韓國に特殊の利益を有し、露國は滿洲に特殊の利益を有するものなることを相互に承認すること。

帝國の讓歩

然るに露國は言を左右に託し、力めて談判を遷延し、却つてアレキシェフを極東太守

に任じて、談判地を東京に移さんと試みたり。帝國政府は友誼的に此紛糾を斷ぜんことに焦慮せしを以て、露國の請求を容れたり。是に於て三十六年九月在東京露國公使ローゼン男は、大守アレキシェフと商議せんが爲に旅順に赴き、其歸京するや、日本政府に提供するに、左の二箇條を以てせり。

露國の提議

一　日本は滿洲及び其沿岸の全然日本の利益範圍以外に在ることを承認すること。

帝國の再讓歩

二　鴨綠江以南北緯三十九度に至る間を以て、韓國の中立地帶と定むること。

當時露國の暴慢なる、我に答ふるに此侮辱的要求を以てす。國民の憤慨如何ぞ。其頂點に達せずして止むべき。然りと雖政府は猶ほも武力に訴ふることなく、樽俎の間に此問題を解決せんと欲し、遂に滿洲及び其沿岸を我利益範圍以外に置くことを承認するに至りたり。然るに露國は此談判を破裂せしめんとし、我政府の依然として平和手段に出づるを見るや、更に一歩を進めて、日本は韓國の東南岸に武備を修むるなからんことを求めたり。帝國は熟慮精議、和協の主意を以て之に應へたりと雖、露國は閧として復答へず。而して彼は陸續大兵を滿洲に送り、軍艦

露國の增兵

をバルチック海より極東に派遣したり。是に於てか帝國は勢ひ談判を中止して、外交關係を絕たざるべからざるに至れり。

帝國の宣戰布告

明治三十七年二月十日宣戰は布告せられたり。

新交の希望

今次の戰ある甚だ悲しむべし、然れども是れ亦實に止むを得ざるなり。夫れ韓國の保全は帝國存立の運命に繫り、僅に一葦帶水を隔てたる該半島の安危如何は、我國境の安全と密接なる關係を有するものなり。而して今や此戰爭終局の勝利の歸する所は、既に火を睹るよりも明かなるの時、望むらくは極東の妖雲速に散じ、兩交戰國が互に其交情を溫め、再び善隣の誼を復するの日の到來せんことを。

（明治三十七年十二月稿）

帝國財政

侯爵 松方正義

總論

序詞

舊時代の財政

開國五十年間我帝國財政の變遷は、此年間に於ける最も顯著なる記念の一に位すべきものなり。蓋し近年帝國財政の進歩は、最近五十年間に於ける日本人民の辛苦經營せる進歩的事業の一にして、舊日本時代の制度を全く一洗し、文明的新基礎の上に組織したるものなり。

維新前即ち明治元年以前に於ける舊時代の財政制度は、神武以來漸次變遷し來りたる我國固有の制度に、朝鮮、支那就中唐、宋時代の制度を幾分か混入し、慶長以來德川氏の鞏固に樹立したる封建制度の下に、特色の發達を爲したるものにして、維

財政の紊亂

幕末の國勢

米納制度

新後歐米の文物制度に基き、新たに組織したるものと全く其趣を異にす。

德川時代の日本財政制度は甚だ複雜を極めたるものにして、開國の際に於ては、既に種々の弊害を生じ、維新前に於ては甚だしく紊亂の狀態に陷り、德川政府の勢力も此財政の紊亂と共に、漸次衰頹を來したり。請ふ、其概畧を述べん。

德川時代に在つては、日本は德川幕府統治の下に數百藩に分れ、純然たる封建制度存立し、是が爲に全國を通じて統一せる財政の制度を見ること能はざりしは勿論なり。殊に數百年間殆ど諸外國との交通を杜絶し、支那、和蘭に對し僅少なる貿易を許可せしに止まるを以て、外國に對する貿易機關即ち稅關の制度、外國爲替、保險業等の如きは殆ど全く其發達を爲さゞりき。斯る有樣の下に突然米艦の渡來となり、頓に開國の方針を執りたるが故に、其混雜名狀すべからず。同時に內國に於ては鎖國論と開國論との大衝突を來し、憂國勤王の士各藩に奮起し、德川政府の紀綱解弛し、政令行はれず、一層非常の混雜を極めたり。

當時の歲入は米納を基礎としたるものにして、歲出中俸祿の如きも、多くは物品を以て之を給せり、故に當時に在つては未だ物品經濟の域を脫せざりしものなり。

貨幣制度の不備

財政革新

而して其米納たる租稅の制度に至つても各藩區々にして非常の厚薄あり、其他諸種の雜稅に至るまで、區々複雜を極めたり。之に加ふるに領主の任意に出でたる御用金の賦課あり、夫役あり、中には甚しき腐敗、秕政に陷りたるものあり。

又貨幣の制度に至つては、慶長の頃（西曆第十七世紀の初葉）德川政府に於て定めたるものありしが、其制漸くに紊れ、殊に維新前に於ては非常の亂雜に陷り、之に加ふるに內國に於ける金銀の比價は、外國に於ける金銀の比價に比し、頗る其權衡を失せるが爲、巨額の金貨濫出となり、內國の金銀價格に大なる變動を來し、且つ德川政府は財政困難の爲、自から粗惡なる貨幣を鑄造、發行し、諸藩も亦種々の貨幣を發行し、益、物價を混亂せしめたり。又諸藩に於ては藩札を濫發し、藩債を增加し、實に開國後維新迄の間に於ける我國財政の狀態は、寒心に堪へざるものありき。

斯る際に於て維新の戰爭となり、明治政府は舊日本時代の財政制度を革新して、舊日本時代の財政制度を樹立し、之を發達、完成すべきの任務を帶びたるものにして、德川政府の最も混亂せる財政を引繼ぎ、經營慘憺爾來三十有七年、能く進步の方針を誤らず、國家富强の基礎を樹立し、以て今日の盛況を見るに至りたるものなり。

歲計

明治年間歲計比較

明治政府初年即ち明治元年(一千八百六十七年——八年)の歲計は其歲入僅に三千三百餘萬圓にして、此內經常部三百餘萬圓、臨時部二千九百餘萬圓なり。臨時歲入の主なるものは紙幣の發行、借入金等なり。又其歲出は三千餘萬圓にして、此內經常部五百餘萬圓、臨時部二千四百餘萬圓なり。臨時歲出中には明治初年の戰爭に關する費用を包含す。今之を明治三十七年(一千九百四年——五年)の歲計に比較するに、三十七年の歲入は二億二千九百餘萬圓にして、此內經常部二億一千七百餘萬圓、臨時部一千二百餘萬圓なり、又其歲出は二億二千三百餘萬圓にして、此內經常部一億七千一百餘萬圓、臨時部五千一百餘萬圓なり。此外に今年日露戰爭の爲に要する臨時費は五億七千五百萬圓なり。即ち日露戰爭に關する臨時費を除き、經常歲入は七十二倍の增加を爲し、臨時歲入は却て二分の一を減少せり、是れ豈非常なる進步發達にあらずや。尤も明治元年は舊政府より新政府に遷れる過渡の時代にして、戰亂の餘、庶政未だ緖に就かず、諸藩の歲入は勿論、德川政府直轄の歲入も

歲計の發達

亦多くは新政府の歲入に包含せられざるが故に、明治元年の計數は未だ以て日本全國の歲計を示すものとは謂ふべからざるなり。然れども此計數たる、新政府の金庫に收納したる最初の歲計として、比較論究する上に於て差支あることなし。

此非常なる歲計の發達は決して一朝一夕に成りたるものにあらず、要するに三十七年間の刻苦經營の結果に外ならず。諸般制度の改革、產業の奬勵、發達は大に國家經濟の進運を促し、從つて歲入增加の大なる原因を爲したるものなり。其他歲出の增加は戰爭の結果に基く所勘からず。今其變遷の大要を述べん。

明治の最初四年間は舊政府時代より受繼ぎたる封建の制度存在し、國內數百藩に分れ、中央政府の權力は尙ほ微弱にして、充分に鞏固なりとは謂ひ難かりしが、四年七月に至りて廢藩置縣となり、茲に始めて全國統一の制度を施行するの時期到來せり。是に於て政府は汲々として財政の統一、整理に從事し、先づ以て貨幣の制度を改良し、租稅の制度に大改革を加へ、地租改正の大事業を斷行し、人民の土地所有權を認め、地租の均一ならざるものを衡平ならしめ、尋いて米納の制を改めて金納と爲したり。又舊政府以來引繼き各地方に行はれたる雜稅二千餘種を全廢せ

り。其他德川政府並に諸藩の負債を整理し、諸藩發行の藩札を處分し、華、士族に給與せる家祿の米給を貨幣に改め、尋いで之を公債處分に附せり。又國庫出納の制度に改革を加へ、出納の法規を設け、會計年度及び豫算、決算の制を創定せり。凡そ是等諸般の事業は明治八、九年までに稍〻一段落を告げたり。

十一年後の發達

十年に至り西南戰爭あり、巨額の軍費を要し、其結果紙幣の增發となり、是が爲に紙幣の價格に下落を來せり。十一年より十九年に至るの間は、紙幣の整理處分及び朝鮮問題に關し、陸海軍備の擴張、鐵道開通等の爲、歲計の增加を來せること勘からず、從つて新たなる租稅を起し、公債を募集する等の必要を生ぜり。此間又國庫出納の制度、豫算、決算に關する會計の法規、公債の制度、銀行の制度等改良進歩の見るべきもの勘からず。

十九年後の發達

十九年より二十六年に至るの間は、我國憲法政治創始の時期に屬し、二十三年より帝國議會の開設を見るべきが故に、一般の人心、殊に政府の施設專ら諸般制度の不備を改良、整理するを以て目的とし、歲計上著しき增加を見ず、寧ろ此間に於ては、帝國議會は常に消極の主義に傾きたるを以て、歲出は削減せられ、歲入は自然の增加を來し、其結果年々巨額の剩餘を生ずるに至れり。明治十九年以來政府は紙幣の

交換を開始し、金融市場は頗る順調に赴き、金利は低落し、五分利付以上の公債は續續五分利付公債に整理、償還せらるゝに至れり。又政府は全國田畑の地價を修正し、地價の不平均を矯正し、其結果地租は數百萬圓の減少となれり。此年間は實に財政上に於ては最も豐かなる時期なりとす。

二十七年以後の歲計膨脹

二十七年日清兩國の間に戰端を開き、其結果財政に一大變動を及ぼし、爾來歲計は急激の膨脹を來せり。尋いで三十三年北淸團匪の事件起り、再び歲計に膨脹を來し、以て今日に至れり。實に二十七、八年以來は淸國より請取りたる賠償金の收入あり、事業公債及び鐵道公債の募集あり、又數回の增稅あり、歲入は急激なる增加を爲せると同時に、歲出も亦陸海軍備の擴張、交通機關及び敎育制度の擴張、臺灣の經營、製鐵事業其他種々重大なる事業勃興せるにより、巨額の增加を來せるものとす。之を局外より見るときは、歲計の膨脹は急激冒進に失するの感あるべしと雖、明治元年以來一定の方針を以て庶政を改良し、國力を培養し、殊に十九年以來最も商工業の發達に盡力せる經過に就き て考ふれば、歲計の急激なる膨脹に對し、國力上に於て影響如何を顧みれば、尙ほ綽綽として餘地あることを知るべし。而して我帝國が特り今日巨額なる日露の戰

費に堪へたるのみならず、尚ほ將來に於ける戰爭の結果を處理し、東洋に一大帝國として世界の平和と文明の進歩とに貢献するの資力を有するや明かなり。今左に明治元年以降三十七年間に於ける歲入、歲出一覽表を掲示す。

維新以後歲出入統計

年次	歲入 經常部	歲入 臨時部	歲入 合計	歲出 經常部	歲出 臨時部	歲出 合計	比較 超過	比較 不足
慶應三年―明治元年(第一期)	三,六六四,七八〇	二九,四二四,五三三	三三,〇八九,三一三	五,五〇六,二五三	二四,九九八,八三三	三〇,五〇五,〇八六	二,五八四,二二七	
明治二年(第二期)	四,六六六,〇五六	二九,七七二,三四九	三四,四三八,四〇五	九,三六〇,二三一	一一,四二五,六〇九	二〇,七八五,八四〇	一三,六五二,五六五	
二年―三年(第三期)	一〇,〇四三,六二八	一〇,九一五,八七一	二〇,九五九,四九九	九,七五〇,〇〇三	一〇,三五七,六六九	二〇,一〇七,六七二	八五一,八二六	
三年―四年(第四期)	一五,三四〇,九二二	六,八〇三,六七六	二二,一四四,五九八	一二,二二六,三八二	七,〇〇八,七七六	一九,二三五,一五八	二,九〇九,四四〇	
四年―五年(第五期)	二四,四二三,七四二	二六,〇二一,四三一	五〇,四四五,一七三	四二,四七四,九一九	一五,二五五,一〇六	五七,七三〇,〇二五		七,二八四,八五二
六年(第六期)	七〇,五六一,六八八	一四,九四五,五五七	八五,五〇七,二四五	五〇,六三九,五五三	一二,〇三九,〇四八	六二,六七八,六〇一	二二,八二八,六四四	
七年(第七期)	七一,〇九〇,四八一	二,三五五,〇六三	七三,四四五,五四四	六〇,〇〇一,九一六	二二,二六七,六一二	八二,二六九,五二八		八,八二三,九八四
八年(第八期)	八三,〇八〇,五七五	三,二四〇,五〇二	八六,三二一,〇七七	五三,八四二,三四八	一三,二九二,四二四	六六,一三四,七七二	二〇,一八六,三〇五	
八年―九年	六三,七八六,五八七	五,六九六,〇九〇	六九,四八二,六七七	五六,六一三,〇三七	一二,五九〇,二〇五	六九,二〇三,二四二	二七九,四三四	
九年―十年	五五,六八四,九九七	三,七九六,〇三九	五九,四八一,〇三六	五六,八一五,三二六	二,四九三,六三一	五九,三〇八,九五六	一七二,〇八〇	
十年―十一年	四九,九六七,七二三	二,三七〇,四一〇	五二,三三八,一三三	四五,三四四,二一六	三,〇八四,一〇九	四八,四二八,三二五	三,九〇九,八〇八	
十一年―十二年	五三,五五八,一一七	八,八八五,六三三	六二,四四三,七五〇	五五,九八六,七一〇	四,九五四,六二六	六〇,九四一,三三六	一,五〇二,四一四	
十二年―十三年	五七,七一六,三三三	四,四三五,四二〇	六二,一五一,七五三	五五,二〇五,五三八	五,一一二,〇四〇	六〇,三一七,五七八	一,八三四,一七五	
十三年―十四年	五八,〇三六,五七四	五,三三〇,六八一	六三,三六七,二五五	六〇,二九七,三二三	二,八四三,五七四	六三,一四〇,八九七	二二六,三五八	
十四年―十五年	六四,三〇四,五一二	七,一八五,三六八	七一,四八九,八八〇	六〇,四一三,七一〇	一一,〇四六,六二一	七一,四六〇,三三一	二九,五四九	
十五年―十六年	六九,八八八,八七三	三,六一九,五五四	七三,五〇八,四二七	五九,七五〇,七二七	一三,七二九,九四〇	七三,四八〇,六六七	二七,七六〇	
十六年―十七年	七六,四二五,六八七	六,六八一,一七一	八三,一〇六,八五八	六七,九一四,一七六	一五,一九二,六八二	八三,一〇六,八五八		
十七年―十八年	七二,一〇二,一九〇	四,五六七,四六四	七六,六六九,六五四	六〇,七二四,五五四	一五,九三八,五五四	七六,六六三,一〇八	六,五四六	
十八年―十九年	五六,四二九,六二二	五,七二七,二一三	六二,一五六,八三五	四七,六四三,〇三七	一三,四七二,二七七	六一,一一五,三一四	一,〇四一,五二一	
十九年―二十年	七一,〇九四,二六九	一四,二三一,八七五	八五,三二六,一四四	六七,六〇三,七九三	一五,六二〇,一六七	八三,二二三,九六〇	二,一〇二,一八四	
二十年―廿一年	七六,〇六八,〇九四	一二,〇九二,九八〇	八八,一六一,〇七四	六六,〇四二,六六九	一三,四一〇,三六七	七九,四五三,〇三六	八,七〇八,〇三八	
廿一年―廿二年	七四,二五三,四一二	一八,七〇三,五二一	九二,九五六,九三三	六六,四三九,七一六	一五,〇六四,三〇八	八一,五〇四,〇二四	一一,四五二,九〇九	
廿二年―廿三年	八二,三五五,四四二	一四,三三二,五三七	九六,六八七,九七九	六三,七八五,五六九	一五,九二八,一〇三	七九,七一三,六七二	一六,九七四,三〇七	
廿三年―廿四年	七八,五九三,四九八	二七,八七五,八五六	一〇六,四六九,三五四	六六,七五二,四三〇	一五,三七二,九七三	八二,一二五,四〇三	二四,三四三,九五一	
廿四年―廿五年	七六,二六四,八五三	二六,九六六,六三六	一〇三,二三一,四八九	六二,九三六,三一二	二〇,六一九,五七九	八三,五五五,八九一	一九,六七五,五九八	
廿五年―廿六年	八〇,七二八,〇二八	二〇,七三三,八九三	一〇一,四六一,九二一	六三,八一八,〇三〇	一二,九一六,七一〇	七六,七三四,七四〇	二四,七二七,一八一	

廿六年—廿七年	八五、八八五、〇八〇	二七、八八六、三〇〇	一二三、七六九、三八一	六四、五四五、六九九	二〇、〇三六、二七三	八四、五八一、八七三	二九、一八七、五〇九
廿七年—廿八年	八九、七四八、四五四	八、四三二、五七四	九八、一七〇、〇三八	六〇、四三一、三四六	一七、七〇七、二九七	七八、二二八、六四三	二〇、〇四一、三八五
廿八年—廿九年	九五、四四四、六五三	三、九八八、〇六九	一一八、四三三、七二二	六七、一四八、〇〇七	一八、一六九、一七三	八五、三一七、一七九	三三、二一五、五四一
廿九年—三十年	一〇四、九〇四、五〇一	八二、二一四、九二三	一八七、〇二九、四二五	一〇〇、七一三、八一六	六八、一四三、六九二	一六八、八五六、五〇九	一八、一六三、九一五
三十年—卅一年	一二四、三二三、九六四	一〇三、一六七、一五九	二二六、三九〇、一二三	一〇七、六九五、一二七	一一五、九八三、七一七	二三三、六七八、八四四	二、七二一、二七九
卅一年—卅二年	一三三、八六九、三三六	八七、一八四、七九二	二二〇、〇五四、一二七	一一九、〇七二、一四四	一〇〇、六八五、四三四	二一九、七五七、五六九	二九六、五五八
卅二年—卅三年	一七七、三三八、五三八	七六、九二五、九九六	二五四、二五四、五三四	一三七、五九〇、四一八	一一六、五七五、一一〇	二五四、一六五、五三八	八八、九八七
卅三年—卅四年	一九二、一七〇、〇八一	一〇三、六八四、七八七	二九五、八五四、八六八	一四九、一三四、一六七	一四五、六二五、八九二	二九二、七五〇、〇五九	三、一〇四、八〇九
卅四年—卅五年	二〇二、〇三五、一〇〇	七二、三三三、九五〇	二七四、三五九、〇四九	一六〇、三六三、五八三	一〇六、四九三、二四一	二六六、八五六、八二四	七、五〇二、三三五
卅五年—卅六年	二三一、二四〇、三三三	七六、一〇一、〇一六	二九七、三四一、三四八	一七一、〇五九、八〇八	一二八、一六六、九三三	二八九、二二六、七三一	八、一一四、六一八
卅六年—卅七年	二三二、八〇二、四九九	一九、八七九、四六三	二五一、六八一、九六二	一七八、四六四、一三一	六六、二八八、二三五	二四四、七五二、三四六	六、九二九、六一五
卅七年—卅八年	二二七、六二七、九九九	一一二、二三九、九九四	三三九、八五五、九一四	一七二、七三六、九一四	五一、四四四、三一六	二二三、一八一、二三〇	六、六七四、七六三

前記の歲計表に示す所は國庫の一般會計に屬するものなれども、此外に臺灣の財政官立諸學校の財政及び政府所轄の鐵道其他諸官業の財政に關するものは特別會計として整理せられ、此中に包含せず。

國庫金の取扱

財政の公示

一般會計と特別會計とを問はず、其收支現金は總べて帝國政府統一の金庫に於て管理す。此金庫の出納は日本銀行が其特典に對する義務の一として、政府に對し責任を以て取扱ふものなり。明治の初年に於て國庫金の取扱は頗る複雜にして敏捷なる能はず、從つて政府の收入金は人民の手中を離れて後、幾多の時日を經過したる上にあらずんば、容易に之を支出に使用することを得ざるの不便ありしは勿論、各官廳は孰れも特別の金庫を有し、其取扱人も亦各別なりしを以て、特り融通の不便甚しきのみならず、仕拂準備として各金庫に備ふべき現金多大を要するの不利ありしなり。然れども政府は漸を以て諸金庫の統一を圖り、十九年に至りて略ぼ遂に現行の制となれり。

◎帝國財政は一定簡易の會計法規により、明瞭に區分整理せられ、其結果は毎年會計檢査院の詳細なる檢査を經て帝國議會に報告せられ、國民一般明瞭に觀察することを得べし。之を開國の當時舊政府時代に行はれたる暗黑秘密にして腐敗亂雜なる財政の景況と比較するときは、其差天淵も啻ならざるなり。

租稅

德川時代の稅法

舊政府時代に於ける租稅は各地其制を異にし、甚だ錯雜を極めたるものなり。當時租稅の主たるものは地租にして、大抵米納なり。其他種々の雜稅あり、又一種の專賣制度あり、或は領主より資金を貸付し、物產を以て元利を返納せしめ、之を販賣して其益金を歲入とせるものもあり、又臨時歲入不足の場合には、强制的に御用金を課し、或は一種の特典に對し冥加金を納めしむるものあり。之を要するに、舊政府時代に於ては、租稅の制均一ならざりしと、物品納を主とせると、租稅の賦課は領主の任意に出でたるとに由り、往々負擔の苛重に陷り、其制幼稚にして腐敗、紊亂し易きものなり、故に國家經濟の發達上頗る妨害を爲しゝこと少からず。當時全體を通じて觀察するときは、諸藩の租稅は、德川政府直轄に屬する領內の租稅に比し寧ろ重く、租稅の性質は直接のもの多く、間接稅は僅々にして、其發達幼稚なり。

海關稅

海關稅の收入は總べて德川政府の歲入に屬せり。開國以前に在つては、外國貿易は長崎出島の一箇所に止め、支那、和蘭に數額を限り、許容せるものにして、當時は海

新政府の稅制統一

關稅の制備はらず、冥加金の如き性質のものなり。開國以後始めて條約に由り一定の海關稅を課することゝなりたれども、其制度の完全せるは維新以後に在りとす。

上述の如く明治政府となり、第一の事業は全國を通じて租稅の制を均一ならしめ、直接稅就中地租の負擔を輕減し、農民の狀態を改良し、農業の發達を圖り、歲入の不足は漸次間接稅を起して、之を補充するの方針を執ることゝ爲れり。因つて數年の調査を費し、明治五年に地租の改正を斷行し、全國の土地を丈量し、官民有の區分を明確にし、土地の私有權を認め、各所有者に地券を下付し、土地の收穫と金利とを參酌して地價を定め、其百分の三を地租として政府に納むることゝし、物品納の制を廢し、總べて貨幣納に改め、從來歲の豐凶によりて地租を增減したるを廢し、每年一定の稅額を納むることゝせり。尋いで全國各地に行はれたる雜稅二千餘種を廢止せり。

稅制改革の結果

右に述べたる租稅制度の改正は、我邦經濟發達上實に重大なる結果を生じたるものなり。第一に人民は士農工商の別なく同等の權利を有し、土地の私有權を明

確に認められ、其賣買は公許せられ、財産を安固にし、土地の改良利殖の念を頗る增長せり。第二に租稅の賦課は殆ど隨意に政府の指定する所なりしが、地租條例の制定により、全國を通じて皆均一と爲し、條例の改正なき限りは隨意に變更することを得ず。又官吏の私を營むを許さず、納稅者は明かに其負擔の金額を知ることとなれり。第三に物品納には荷造り運搬等非常の手數を要したれども、貨幣納となりて以來、納稅者は其產物を自由に賣買し得るを以て、大に手數を省き、政府も亦年々米價の變動に由りて歲入に增減を生じ、歲計上爲に意外の困難を來すの不便を免るゝを得たり。又舊時の制度は年々の收穫を檢定して、納稅額を定むるの方法なりしを以て、政府、人民共に手數を要するのみならず、官吏の腐敗等亦其弊を免れざりしと雖、地租は年の豐凶に係はらず、毎年一定となりしより、何等手數を要することなく、政府の歲入も始めて安全となれり。

地租改正の大事業は略ぼ明治十年を以て完成せり。右改正の實行は山間僻地に至るまで遺す所なく、其利害關係は殆ど全國總べての人民に及ぼし、就中最も守舊の念慮に富める農民の土地に就きて有せし數千年の習慣を、一朝にして打破すると在りしを以て、其結果の利益重大なるにも拘はらず、當初は未だ利害の存する所を了解するに及ばず、單純の思想より新政府を嫌忌し、爲に地租改正に對する反抗を來し、各地方に於て、往々竹槍、席旗の騷動を見るに至れり。政府は是等の反抗に關せず、非常の勇氣と熱心とを以て、當初の方針を斷行せり。尤も其間或は納稅者の希望により米納を便とするものは、米納を許したるが如き、或は凶年には地租の延納を許したるが如き、或は備荒貯蓄の制を設け、窮民に地租の貸與を許したるが如き、多少の緩和策を用ひたり。就中明治十年に地租の百分の三を減じて、百分の二分五厘と改め、約八百萬圓の地租を輕減したるが如きは、最も農民を滿足せしめ、因つて反抗の熱度を減少せり。

地租改正の事業は明治政府の租稅に對する方針の根源にして、將來の稅制の發達は全く之に基き、實に明治二十三年より實施せられたる帝國憲法の納稅義務に對する條文の精神は、此時既に定まりたるものと謂ふべし。實に地租改正の事業は他の重要なる財政上の改良事業、即ち華、士族家祿の處分、公債の整理、紙幣及び貨幣制度の整理、銀行行政の整理等と相竢つて、帝國經濟の發達上大なる原因を爲し

地方稅

たるものなり。

地租改正に繼いで、政府は地方稅の制度を定め、國稅と地方稅との經界を分明にし、其制定賦課を公平均一にし、舊政府時代に行はれたる不均一にして暗黑、秘密の弊害なからしめ、何人にても豫め明瞭に其負擔すべき稅額を知り、不當の課稅に對しては、其權利を主張し、理非を明白に判斷し得るの途を開きたり。

增稅及び新稅

明治十四、五年より朝鮮半島に對する問題は、漸く帝國軍備の擴張を要し、又不換紙幣の處分、其他經費の增加を要するもの少からず、因つて政府は酒稅を增加し、新たに煙草稅、菓子稅、醬油稅、所得稅、證券印稅等を賦課せり。是等新たに課せられたる租稅は、所得稅を除くの外、多くは皆間接稅に屬するものなり。明治十九年以後政府の財政漸く豐かなるに及んで、政府は田畑地價の特別修正を行ひ、地租約三百萬圓を輕減せり。尋いで更に地方稅の負擔たる監獄費を國庫支辨に移すの議ありしに、帝國議會の協贊を得る能はず、漸く近年に至り之が實行を見ることゝなれり。

日清戰役後の稅法

明治二十七、八年戰後經營の爲、巨額の歲入增加の必要を生じ、政府は酒稅を增加し、營業稅、登錄稅、葉煙草專賣法を起し、從前の國稅中稅額僅少にして徵收に不便なる車稅、船稅、菓子稅の如きは之を廢止し、又は地方稅に移し、國稅の整理を計りたり。

三十一年後の增稅

明治三十一年政府は戰後經營の必要上再び增稅を斷行し、三十三年北淸團匪事件の起るに及び、其軍事支辨の爲三度の增稅を斷行し、三十七年日露事件の起るに及んで、政府は更に非常特別稅として戰時稅を起し、又煙草の製造專賣法を實施せり。此の如く我邦に於ては明治二十七、八年戰役後遽に續々增稅を斷行するの止むを得ざるに至れり。之を既往に稽ふるに、明治元年より同十四年までは舊政府より引繼ぎたる租稅整理時期に屬し、其後二十一年までは歐米文明の主義に基く所得稅及び間接稅制度の創定を力め、則ち帝國稅法は茲に稍〻完備を告ぐるに至れり。此れより明治二十九年までは、財政餘裕を生じ、租稅は寧ろ輕減せられたり。然るに二十九年より今日に至るまでは、東洋の形勢上帝國の地位を安固ならしめ、且つ商工業の發達を圖るが爲、屢〻增稅を行ふの已むを得ざるに至れり。明治二十九年の增稅は約二千六百萬圓、同三十二年の增稅は約四千萬圓、三十三年の增稅は約二千百萬圓、三十七年の增稅は約七千五百萬圓とす、即ち八箇年間に通計約一億

六千萬圓の負擔を增加したるものなり。此增稅中明治三十三年に砂糖稅を起し、同三十七年に煙草製造專賣法を起したるものを除きては、其他は總べて舊稅法の稅率を增加したるに過ぎず。尤も從來無稅の麥酒に新たに麥酒稅を課したるが如き、舊稅法との權衡上新たに加はりたるもの亦之なきにあらず。

國民の彈力

八箇年間に一億六千餘萬圓の增稅は、一見頗る急激なりと雖、帝國政府は明治元年より同二十七、八年の戰役に至るまでの間に於て、專ら內政の整理を圖り、國力の培養、發達を力め、殊に明治三十年の貨幣制度改革により、金貨本位の重量を改正し、從前純金四分を以て一圓と定めたるを半減し、純金二分を以て一圓と爲したるにより、貨幣の稱呼の上に於て從前と其實價を異にするを以て、國民は租稅の增加に對し、甚しき痛苦を感ぜざるのみならず、之を通商貿易の進步に徹し、之を國民生計の改良に鑑み、又之を各地方自治機關に於て爭うて學校其他公益機關の設備に資を投ずるの事蹟に考ふるときは、國民は尙ほ租稅の負擔上許多の餘力を有するや明瞭なり。況や此增加せられたる租稅は、臺灣の經營より、淸韓兩國に於ける門戶の開放等、主として他日我商工業の販路を擴張するの目的に使用せられたるに於

てをや。

海關稅

帝國海關稅は開國當時平均二割の輸入稅を課したるに、舊政府時代に於て諸外國より種々の壓迫を受け、明治政府が舊政府より引繼を受けたる海關稅率は、輸入稅、輸出稅とも平均五分なりき。而して此五分稅は頗る窮屈なるものにして、條約により束縛せられ、帝國歲計の必要と商工業發達の必要とに應じて、自在に之を伸縮することを得ざるの制度なり。明治政府は多年條約改正の必要を唱道し、之を各國に交涉したりしに、米國政府は常に好意を表せるに拘はらず、其他諸國の同意を得ること能はず、空しく歲月を經過したり。然るに明治二十七年に至り、英國政府が我國條約改正の提議に同意せしより、他列國も亦之に倣ひ、漸く玆に條約改正の目的を達し、同三十二年一月より新海關稅を實施するに至れり。是に於て輸入稅は平均一割となり、輸出稅は其後間もなく全廢せられたり。

稅制の整頓

租稅に對する諸般の制度は漸く改良發達を加へ、近年に及び大に整頓を告ぐるに至れり。然れども我國商工業は年々長足の進步を爲せるを以て、內國稅及び海關稅共に之に伴ひ、將來改良を加ふべきもの甚だ少しとせず。臺灣に於ける內地

稅の制度は、帝國の他の部分と多少其趣を異にするもの、畢竟同地は我新領地なるを以ての故なり。然れども其領有以來着々改良を加へ、今日に至つては、內地一般の制と殆ど著しき懸隔なし。又沖繩縣は多年舊慣を維持したれども、近年漸く人文の發達を認め、內地と接近し來りたるを以て、數年稅法の改正調査に從事し、明治二十六年より略ぼ內地一般と同樣の制度を布くに至れり。

國債

舊時代の起債法

舊政府時代に於て德川政府並に諸藩の負債は其額尠からずと雖、之が統計は頗る明瞭を缺くのみならず、其起債の方法並に元利金支拂の條規に至つては、甚だ不備たるを免れず、蓋し舊政府時代に於ては、任意の負債は忽ち强制の御用金に變ずることあり、又元利金に至つても政府の命令を以て棄捐を命ずることあり。尤も諸藩主が其領內のみにて負債の調達を爲すこと能はず、大阪等の豪商、或は特權を有する寺社等より、歲入を抵當として借入金を爲したるが如き場合は、其領內人民より借入を爲したるとは趣を異にせり。要するに舊政府時代に於ては、一般に公

藩債の償還

衆に向つて公債を募集し、證書を發行し、且つ其賣買取引を許し、債權者、債務者雙方對等の取扱を受け、投資者の爲に便宜を與ふる如き方法は、絕えて之を見ること能はざりき。

明治政府となり、舊政府時代に起したる負債の整理に着手し、尋いで明治四年七月十四日廢藩置縣の令下るや、諸藩の負債も亦明治政府に於て引受處分することとなり、之が取調に數年を費し、遂に明治六年に至り、總べて舊藩債を明治政府の公債とし、弘化元年(一千八百四十四年)より慶應三年(一千八百六十七年)までの藩債を舊公債とし、明治元年以後四年七月廢藩までの公債を新公債とし、新舊公債證書發行條例を發布し、舊公債は無利子五十箇年の年賦償還とし、新公債は四分利付二十二箇年間に每年又は隔年に抽籤償還とし、從來數多の債主より金錢又は米穀其他の物件を以て、種々の方法に依りて借入れ、區々錯綜したるものを一定の法規の下に取纏め、一定の形式を有する證書を發行附與し、其賣買取引を自由にせり。弘化元年以前の舊藩債は明治政府の公債と認めず、是れ舊政府時代に於て既に棄捐を

金札引換公債

新舊公債證書條例の發布は、全く新たなる文明主義の基礎の上に、我邦公債の制度を樹立したるものなり。此條例の制定により、舊政府時代の無法なる借入金又は御用金の方法は全く跡を絶ち、純然法律の思想に基きたる公の貸借たることを認め、政府の負債に對する信用を頗る鞏固ならしめたり。爾來公債の制度は着々進歩し、新舊公債に次いで、政府は其發行せる紙幣銷却處分の爲、金札引換公債證書を發行せり。

秩祿公債

明治七年華、士族の家祿處分の爲、秩祿公債證書を發行し、尋いで家祿は米を以て給したるを、貨幣を以て給することに改め、明治九年金祿公債證書を發行し、華、士族の家祿は總べて公債に變換せり。

神官祿公債

同十年舊神官配當祿處分の爲、舊神官配當祿公債證書を發行せり。同十一年起業の目的を以て、起業公債證書を發行せり。此公債は一般公衆に向つて募集したるものにして、蓋し我國に於ける一般募集の方法に依れる公債の創始とす。

起業公債

從來の公債は一般に募集したるものにあらず、既に借入れたるもの、若くは家祿を所有せるもの等に向つて、整理の爲公債證書を發行して、之を交付せるに止まる。故に起業公債證書の發行は、我邦內國債の歷史上、新舊

鐵道及び海軍公債

公債に次いで一紀元とすべきものなり。此後鐵道建設の爲鐵道公債證書、海軍擴張の爲海軍公債證書の發行ありしが、是れ皆一般に向つて募集せるものなり。

整理公債

明治十九年整理公債條例の發布あり、此條例は從來既に發行せる六分以上利付公債證書を償還し、新たに五分利付公債證書を發行し、即ち高利の公債を低利に借替ふることを目的としたるものにして、是れ帝國財政の頗る整頓を告げ、財政に餘裕を生じ、不換紙幣は兌換となり、金融大に豐かに、金利の低落したる結果に外ならず。

軍事及び事業公債

整理公債條例は從來の公債證書條例の不備を補ひ、公債證書の取扱を簡易にし、公債行政上大に進歩を加へ、起業公債に次いで更に一紀元を爲すものなり。此條例は其後今日に至るまで帝國公債取扱に關する法規の根源たり。其後暫く帝國公債は銷却の一方のみにて、增加を爲さゞりしが、鐵道建設、二十七、八年の戰役、軍備擴張、製鐵所の創立、臺灣及び北海道經營等の爲、軍事公債、事業公債等の發行を見るに至り、其額近年頗る增加せり。

外債募集

以上述ぶる所は專ら內國發行の公債に係るものなり。舊政府時代に於ては外國に於て公債を發行せることとなし。舊諸藩の中には汽船、兵器等買入の爲、長崎、橫

濱等在住の外國商人より借入金を爲したるものありと雖、是れ決して外國債と稱するに足らず。此の如き瀋々區々の借入は頗る錯雜にして、弊害を生ずるの虞あるを以て、明治政府設立後、令を下し之を禁止せり。明治三年帝國政府は鐵道建設費に充つる爲、九分利付英公債百萬磅を英國倫敦に於て發行せり、是れ我國に於ける外國債の嚆矢なり。此公債の償還は帝國海關稅及び鐵道益金を以て之に充てたり、蓋し當時帝國政府の信用未だ厚からず、故に利子の高きは已むを得ざる所なり。明治六年帝國政府は七分利付英貨公債二百四十萬磅を倫敦に於て發行せり。此公債發行の目的は華、士族の家祿奉還處分の費に充てんとするものにして、其後數年の間は外債募集の事なかりしなり。十三、四年の頃紙幣下落を回復する爲、外債募集の議ありしが、其事行はれずして遂に止みぬ、蓋し國力微弱にして、財政の基礎未だ鞏固ならざる時代に於ては、外債募集の結果として、外國より政治上の干渉を招くの端緒を開きしこと、之を各國に徵するに、古今其例に乏しからざるを以て、我邦に在りては政府並に人民共に外債募集を好まざりしに由る。明治二十七、八年戰役後我國力大に發達し、財政亦大に鞏固を加へ、商工業其他經營上資本の缺乏

第一外債

第二外債

を感じ、外資輸入の論喧然として起り、同三十年政府は五分利付軍事公債證書四千三百萬圓を倫敦市場に於て賣却せり。其後更に四分利付英貨公債一千萬磅を倫敦に於て募集し、三十五年九月大日本帝國政府五分利付公債證書五千萬圓を再び倫敦に於て賣却し、三十七年又六分利付英貨公債一千萬磅を倫敦及び紐育に於て發行せり。此の如く近年外國債の募集續々行はれたるは、帝國の地位大に上進し、世界各方面に向つて大に商工業發展の時機に到達し、其資本は到底特り內國市場の能く供給し得る所にあらざるに是れ由れり。

內外公債に對する帝國政府の信用は甚だ鞏固なり、是れ帝國政府が各公債に對する契約の條項を最も嚴重に履行し、未だ曾て一日も怠りしことなきを以てなり。殊に明治十一年政府が減債方案を定めてより、一定の資金は嚴重に公債元利の支拂に充てられたり。二十三年帝國憲法の實施せらるゝや、公債元利の豫算は帝國議會に於て、政府の同意なくして保證せられ、第六十七條の明文によりて廢除削減すべからざる費目の一と認められ、憲法戰役後、尋いで今回日露の戰爭あり、軍費支辨の爲、公債の增加は免るべからざる所

三十年後の內外債

帝國政府の信用

にして、從つて公債の價格に影響を及ぼし、日清戰役前に在つては、五分利付公債は額面百圓に付き百十一圓餘の市價を保ちしことありしに、今日は額面に付き八十八、九圓となれり。然れども是れ決して帝國公債信用の薄きが爲にあらず、一時發行の輻湊したるが爲なり。

現在の公債高

現在に於ける帝國政府の公債發行總額は五億六千四百餘萬圓にして、人口一人に付き十一圓四十三錢に當る。此公債中多くは鐵道建設其他殖産的に使用せられたるものにして、戰爭の費用支辨の爲に發行せるものを除き、一般の歳計不足の爲發行せるものなし。帝國政府は公債の發行を爲さんとするに當りては、常に其使用の目的と、銷却の方法とに注意し、成るべく鐵道建設の如き殖産的目的を有するものにあらずんば、公債の發行を爲さず。戰爭の費用支辨の爲發行せる公債に就いては、特に元金償還の財源を增加し、償還の期限を成るべく短縮せり。帝國が明治元年以降今日に至るまで、僅々三十七年間に實に長足の進歩を爲せるに拘はらず、公債の發行額五億六千四百萬圓の比較的小額に止まり、而も此中には新舊公債の如き、華、士族家祿處分の爲に發行せる秩祿公債、金祿公債の如き、國政轉變に際し制度の更革上已むを得ずして發行せるものを包含することを思はゞ、將來帝國の發達上尚ほ巨額の公債を發行し得べく、其綽々として餘地あるや知るべきのみ。

貨幣

開國當時に於ける舊政府時代の貨幣制度は、甚だ亂雜なるものにして、殊に政府自から財政の窮乏を補はんが爲、其品質を粗惡にし、諸藩も亦貨幣の鑄造を爲し、其品位、價格甚だ錯雜を極め、流通の不便實に名狀すべからず。明治政府第一の事業は、實に貨幣制度の統一改良にありき。

明治政府の設立せらるゝや、直に貨幣制度の改良を計畫し、第一著手に各國の貨幣を蒐集して之を分析し、又香港に在りし英國造幣局の造幣機械を買入れ、造幣局を大阪に設置し、英國より造幣技師を招聘し、又人を米國に派遣して貨幣本位の利害を攻究せしめ、當時最新完全なる貨幣制度を制定實行せり。此制度によれば、金貨單本位にして、本位貨幣の品位を九百位とし、補助貨として小銀貨及び銅貨を發行せり。別に又貿易上通用便宜のため重量品位の墨銀と同一なる壹圓銀を鑄造

發行せり。新貨幣は明治四年以降發行せられ、德川政府及び諸藩發行の舊金銀貨幣は、其後間もなく流通を絶つに至れり。

銀貨本位

明治十年西南戰爭の爲、紙幣增發の結果として、其價格下落するや、金銀貨幣は市場に流通を絶ち、之を通用する場合には、紙幣に比して打歩を生じ、專ら外國貿易にのみ使用せらるゝの景況となれり。尋いで政府は壹圓銀貨の無制限通用を許し、明治十九年紙幣の交換を開始するや、銀貨交換と定めたり。故に法律上に於ては帝國の幣政は金貨並に銀貨併立の本位なれども、事實上は全く銀貨本位なりき。

金貨本位

明治二十七、八年戰役の結果、清國政府は二億兩の償金を帝國政府に支拂ふことゝなれり。是より先き銀の價格は漸く下落の一方に傾き、時に或は人爲の方法によりて、多少價格を回復することあれども、復日ならずして下落し、其間高低浮沈曾て定まる所あらず。本位貨幣として銀貨の不適當なること明瞭となり、各國政府に於ても漸く銀を排斥して、金貨本位を採用するの趨勢となれり。清國政府が償金二億兩の支拂を承諾するや、帝國政府は更に清國政府と協議し、右二億兩を一定の時價を以て英貨に換算し、磅を以て請取ることに改定せり。是に於てか帝國政府は一時に巨額の金貨を受領することゝなりたるを以て、此機會を利用して、金貨單本位の制度を實施せんことを企圖し、其計畫熟せるを以て、三十年十月より銀貨本位を廢し、之に代ふるに金貨單本位を以てせり、即ち現行の帝國貨幣制度是れなり。

現行貨幣制度

現行の貨幣制度に據れば、本位金貨は品位九百位にして、純金二分を以て壹圓と定め、通用のため五圓、拾圓、貳拾圓、三種の本位金貨を發行し、又補助貨として五拾錢、貳拾錢、拾錢の銀貨、五錢の白銅貨壹錢及び五厘の靑銅貨を發行せり。貨幣鑄造の技術は此三十七年間非常の進步を爲し、英國より雇入れたる造幣技術者は早く之を解傭し、其後造幣技術上の改良發明も亦尠からず。毎年一回大藏大臣は造幣局に臨檢し、其監督の下に貨幣の品位、重量に就きて嚴重なる試驗を行ひ、以て其成績を世に公にせり。其成績に徵するに、未だ曾て貨幣法に定められたる品位、重量の範圍に違ひたることあるを見ざるなり。

藩紙幣處分

貨幣の問題と共に紙幣制度の攻究を怠るべからず。舊時代にありては德川政府は財政の甚だしく困難に陷りしにも拘はらず、紙幣の發行は舊政府の財政家中

其議を唱へたる者なきにしもあらざりしが、遂に發行するに至らざりき。之に反して諸藩及び德川政府直轄の旗本領及び代官領に於ては種々の紙幣を發行し、其制甚だ不完全にして、價格も亦著しく下落せるものあり。維新前後に於ては非常の亂雜に陷り、其弊害擧げて言ふべからず。明治四年七月廢藩と同時に、明治政府は一切是等地方的紙幣の發行を嚴禁し、其既に流通せるものは、時價を以て速に引上げ銷却せり。

明治政府は元年其設立と同時に紙幣の發行を開始せり、所謂太政官札是れなり。蓋し明治政府は舊政府に代はりたれども、其初め租稅其他財源を確定して收入を得るに至るまでの間に於て、他に經費支辨の方法なきを以て、此手段に出でたるものなり。其初め太政官札の流通は一般に慊焉たらざる所にして、價格も亦下落せしが、中央政府の信用確實となり、贋造取締の方法具備するに及び、始めて圓滑の流通を見るに至れり。太政官札の外に政府は又民部省札、大藏省兌換證券及び開拓使兌換證券を發行せり。是れ皆多少發行の方法を異にすと雖、均しく政府發行の紙幣にして、後に至り政府發行紙幣と云へる名稱の下に、皆不換紙幣となり、明治十九年以降銀貨兌換となり、其後悉皆引上げ銷却に歸したるものなり。

紙幣の製造

最初發行の政府紙幣は其彫刻、紙質等製造の方法甚だ不完全なりしを以て、續々贋札を生ずるに至れり。因つて政府は明治四年以來紙幣寮を設置し、其改良に着手し、先づ獨逸國に新紙幣の製造を注文して之を發行せり。尋いで海外より技術者を聘し、抄紙、彫刻、印刷等の工場を設置し、我國に於て鮮明にして紙質强硬なる紙幣の製造、發行を見るに至れり。現今我國に流通する日本銀行兌換券の如きは、悉く皆官立印刷局の製造に係るものにして、近年抄紙、彫刻及び印刷業の頗る進歩發達を致せるもの、其初め政府が力を紙幣の製造方法改良に盡せるに起因する所多しと謂はざるべからず。

不換紙幣の整理

政府發行紙幣の流通高其最高に達したるは明治十一年にして、其高一億四千餘萬圓なり。是れ皆明治元年以來戰爭の費用、藩札の銷却、其他歲入不足補充に供用せられたるものなり。然るに明治十一年以來不換紙幣の弊害漸く現はれ、紙幣の下落となり、正貨の輸出となり、物價金利の騰貴となり、財政上の危險恐るべきものあるを以て、政府は不換紙幣の整理處分を急務なりと認むるに至り、遂に確乎たる

決心を以て其整理處分を斷行せり。今其整理處分の重要なるものを擧ぐれば、政府は出來得る限り歳計を節約し、又增稅其他種々の方法によりて、紙幣銷却の資金を造り、其一半を以て紙幣を銷却し、他の一半を以て外國爲替を購入し、其他種々の方法によりて正貨準備の蓄積を努めたり。又國庫出納上の便宜によりて豫備紙幣を發行するの方法を廢止し、代ふるに短期の公債たる大藏省證券發行の方法を以てせり。又各省の外國品購入、其他海外支拂に甚しく制限を設けて、正貨の輸出を防止せり。又官業中民間の經營に適當せるものは、之を民間の企業者に賣渡し、政府は賣却代金の收入を得ると同時に、民間工業の發達を圖りたり。又當時國庫に蓄積せる準備金は、多くは公債證書若くは貸付金となりたるを漸次處分し、之を現金に引直し、紙幣銷却の資金に充てたり。又橫濱正金銀行の事業を擴張せしめ、海外重要の地に支店を設置し、外國爲替の便宜を圖り、以て我國の輸出業を奬勵し、正貨の吸收を圖れり。又國立銀行の制度に改正を加へ、其發行紙幣は漸次銷却せしむるの方法を立てたり。又日本銀行を設立し、兌換紙幣を發行せしめ、其特權に對し、日本銀行をして二千二百萬圓を無利息を以て政府に貸付せしめ、之を以て政

府紙幣の銷却に充てたり。此の如く種々の方法を以て、大に紙幣の銷却と正貨準備の蓄積とに努めたり。

明治十八年の末に至り、政府の紙幣は減じて八千八百餘萬圓となり、之に對する準備正貨の蓄積は四千二百餘萬圓に達せり。是に於て政府は十九年一月一日より紙幣の兌換を開始し、爾後引續き專ら銷却を努め、二十三年三月に至りては、政府紙幣發行高は僅に四千萬圓となり、之に對し政府は對等の引替資金を有するを以て、政府紙幣の銷却處分は茲に一段落を告げたるものなり。爾來今日まで政府は專ら其發行紙幣の引上銷却に努め、三十一年六月法律第六號を以て、其通用期限を三十二年十二月三十一日限りと爲し、而して其引換期限は三十七年十二月までとしたり。今日に於ては所持人の交換を政府に申出づるもの極めて尠く、交換の期滿失效とならざるもの亦多かるべし。

紙幣銷却に就きて尙ほ一言すべきは、舊政府時代の藩札は其券面金額中驚くべき小額のものあり、一文或は一分、或は一厘等の如き是れなり。明治政府

民間發行紙幣

發行の紙幣中にも尙ほ一朱、二朱、一分、二分、拾錢、貳拾錢、五拾錢、壹圓の如き小額のものあり。抑〻小紙幣は携帶上或は便ならざるにあらずと雖、其製造費多額を要し、授受上損傷し易く、細民は之を粗末に取扱ひ、自然貯蓄の念慮を薄弱ならしむる等の缺點あり。就中正貨の流通を驅逐減少するは、國家經濟上最も不利とする所なり。元來紙幣は一覽拂預手形の性質を有するものにして、各國共に財政鞏固の國に於ては、大額面の發行のみを許容せり。故に政府が紙幣の銷却を爲すに當りては、專ら小紙幣の銷却禁止を先とせり。今日日本銀行兌換券中尙ほ壹圓、五圓の如き小額面の紙幣あるは、甚だ遺憾とする所なり。

以上述ぶる所は專ら政府發行の紙幣に關するものとす。請ふ、次ぎに民間發行紙幣の沿革を述べん。明治維新後爲替會社に於て金券、銀券、錢券、洋銀券等を發行せり。明治五年に至り、政府は米國の國立銀行制度に倣ひて國立銀行條例を制定し、金貨兌換の銀行紙幣の發行を許可し、是と同時に此條例に由るもの〻外、一切民間に於て紙幣若くは紙幣類似の手形發行を禁止せり。國立銀行發行の紙幣は、明治九年に至り、其金貨の兌換を更めて通貨兌換となし、即ち金貨のみに限らず、政府

紙幣を以ても交換し得るの特典を銀行に附與したるが故に、銀行紙幣は此れより遂に政府紙幣と同樣實際不換紙幣となりたるものなり。

銀行紙幣の發行は明治十三年の初に至り、最高三千四百餘萬圓に達せり。此れより政府は銀行紙幣銷却の方針を執り、遂に同十六年に至り、國立銀行條例を改正し、或る年限を期し悉皆銀行紙幣を償還し終はるの方法を設けたり。爾來銀行紙幣の流通高は年々減少し三十二年十二月九日限り政府は其通用を禁止し、今日に於ては交換の期滿失效に至らざるもの僅に四十餘萬圓を存するのみ、此中其散失に歸したるもの亦多かるべし。

右に述ぶるが如く、政府紙幣並に銀行紙幣は悉皆整理處分を了したるを以て、政府は明治十八年以來日本銀行をして兌換銀行券を發行せしめ、今日に在りては臺灣を除くの外、全國畫一の兌換銀行券の流通するあるのみ。日本銀行兌換券は最初銀貨との交換なりしが、明治三十年帝國政府は金貨本位を採用して以來、金貨兌換となれり。日本銀行は一億二千萬圓を限り、保證準備を以て兌換券發行の特典を有す。其以上は正貨對等準備にあらずんば、發行を許さず。尤も市場金融の都

臺灣銀行兌換券

合により、大藏大臣の認可を受け、一箇年五分以上の發行稅を支拂ふときは、一時或る金額を限り、制限外に保證準備の發行を爲すことを得るものとす。兌換券正貨準備は金貨若くは金地金を主とし、場合によりて銀貨若くは銀地金を加ふることを得るものとす。然れども銀貨若くは銀地金は價格に高低あるを以て、日本銀行が實際之を正貨準備に加へたる場合は極めて稀なり。日露開戰後海外支拂の多きが爲、日本銀行の正貨準備は多少減少を爲したれども、昨年は約一億二千萬圓を有せり。日本銀行兌換券の發行は極めて嚴重なる監督の下に在り、其通用上信用甚だ厚く、韓國及び淸國其他海外各地に於て差支なく流通せり。

臺灣は明治二十七、八年戰役の結果、淸國より讓受けたる領土にして、統治上特別の事情を有するを以て、政府は同地に臺灣銀行を設立し、是に紙幣發行の特典を附與せり。最初臺灣には壹圓銀貨の流通せるを以て、臺灣銀行紙幣も亦銀貨交換と爲したり。然るに臺臺の事情は領有後頗る進步發達し、諸般の制度は大に改良を加へ、其海外貿易も金貨國との關係七分となり、銀貨國との關係は僅に三分となれるを以て、最早圓銀流通の必要を認めず、且つ圓銀は臺灣總督の公定せる相場により、金貨と一定の交換比價を有するの方法なれども、此方法たる甚だ弊害多く、通用上の不便名狀すべからざるを以て、政府は明治三十七年七月一日以後圓銀の通用を廢止せるにより、臺灣銀行の兌換券も亦金貨兌換に改定せり。臺灣銀行の兌換券は發行高に對し、同額の正貨準備を具へざるべからず、而して五百萬圓を限り保證準備發行の特典を有し、金融市場の必要により、大藏大臣の認可を受くるときは、一箇年五分以上の發行稅を拂ひ、或る金額を限り、一定の期間制限外に保證準備の發行を爲し得るの規定なり。

以上述ぶる所に據り、開國當時と今日とを比較して、貨幣及び紙幣に對する帝國政府の制度は、如何に著大の發達を爲したるかを見るべし。

舊時代の銀行業

銀行

開國當時に於ける舊政府時代銀行の制度は甚だ幼稚なるものにして、殆ど銀行と稱すべきものなく、富豪なる商家の預金及び貸附金を爲したるが如きものにして、其他は質舖或は兩替舖或は政府の掛屋、爲替方の如きに過ぎず。當時運輸、通信

為替會社

の機關甚だ不完全にして、送金又爲替の如き甚しき不便を感じたり。諸藩の內には或は會所と稱し、或は商社と稱し、半官、半民の性質にして、國產の商業を營み、傍ら紙幣類似の手形を發行せるものありき。之を要するに所謂銀行と稱すべきものなく、之に類似する諸藩の制度は頗る幼稚にして、各地區々甚だ不完全を免れず。

國立銀行條例

明治政府時代となり、政府は通商司監督の下に、貿易の機關として東京、西京、大阪、横濱、神戸、敦賀、大津、新潟の八箇所に爲替會社を設立せしめたり。同會社の資本は富豪を勸誘して出資せしめ、政府より官金を貸付し、金券、銀券或は錢券の發行を許可し、爲替、貸付、預金等の業を營ましめたり、是れ維新後所謂銀行制度の濫觴なり。

私立銀行

明治五年國立銀行條例の制定あり、爲替會社は總べて解散又は同條例による銀行に轉業せしめたり。此條例の制定により、始めて完全なる銀行制度を見るに至れり。國立銀行の數は漸次增加して百五十有餘となり、其資本金は四千餘萬圓、而して其發行紙幣は三千四百餘萬圓に達せり。

國立銀行條例の制定は紙幣發行の特典を有する銀行にのみ適用し、他の紙幣の發行を爲さゞる銀行營業は之を自由とし、私立銀行として其營業を認め、別に特別なる監督の法令を設けざりき。

横濱正金銀行

明治十二年政府は資本家を勸誘して横濱正金銀行を設立し、政府も亦株主として之に加入せり。横濱正金銀行設立の目的は、海外に對する貿易機關の用を爲さしむるにあり。最初專ら正貨を以て取引せしむるの計畫なりしが、紙幣下落の爲其目的を達する能はざりき。此銀行は國立銀行條例に遵據して創立したるものなれども、紙幣の發行に至つては之を許さゞりき。然れども紙幣交換開始以來銀價の回復と同時に、其營業の革新を謀り、遂に明治二十年横濱正金銀行條例の制定ありて、我國に於て最も盛大なる外國爲替銀行となれり。

日本銀行

明治十五年中央銀行として日本銀行の設立あり、政府は株主として之に加入し、國庫金の取扱は專ら此銀行に委任することゝなり、純然たる政府の取引銀行となれり。政府は日本銀行に兌換券發行の特典を附與し、我國紙幣制度統一の任に當らしめたり、即ち前章述ぶる所の如し。

國立銀行の廢止

日本銀行の設立により、政府の紙幣發行銀行に對する方針は一變し、統一主義を執りたるを以て、國立銀行の制度を改正し、其發行せる銀行紙幣は漸次之を銷却せ

しむることゝなり、明治十六年國立銀行條例の改正を見るに至れり。此條例の改正により、國立銀行は最初附與せられたる營業年限を定め、其後は國立銀行として營業の繼續を許さず、從つて紙幣發行の特典を失ひ、單に普通の銀行として營業繼續を許せり。明治二十九年より同三十二年に至るの間に百五十の國立銀行は悉く營業滿期となり、今日に於ては國立銀行の名目を有するもの、一も存在するものあるなし。

國立銀行、橫濱正金銀行及び日本銀行を除き、其他の銀行業者に對しては、一般法に據るもの、外、政府は特別の監督法を設けざりしが、商工業の發達に伴ひ、大に金融機關を整理し、市場金融の便を計り、又廣く細民の貯蓄を奬勵し、其貯蓄金に對し、安全なる保護を與ふるがため、明治二十三年政府は銀行條例及び貯蓄銀行條例を制定せり。此二條例の制定により、銀行業は頗る發達を來し、銀行の數並に資本金額大に增加し、貯蓄預金も亦急速の進步を爲せり。

現今普通銀行の數は一千五百五、其資本金額三億二千二百二十八萬四千六百五十五圓なり。又貯蓄銀行の數は四百六十五にして、其資本金額六千八十七萬五千九百五十圓、其貯蓄預金高五千六百三十五萬八千百七十七圓なり。此他に政府所管の郵便貯蓄制度あり、其貯蓄預金額三千二百八十萬九千百四十八圓餘なり。我國に於ける貯蓄預金は之を歐米に比するに、大に遜色なくんばあらず。故に政府は細民貯蓄の奬勵を以て國民進步の急務となし、頻りに之が奬勵の方法を講じつゝあり。

農工業の改良發達上特種金融機關設立の必要あり、明治三十年以降日本勸業銀行、農工銀行及び日本興業銀行の設立を見るに至れり。是等の銀行は法律上種々の特典を有し、成るべく低利を以て永期の年賦貸付を爲し、土地の信用を高め、農民の負擔を輕減し、農工業の發達に便宜を與ふるものにして、日本勸業銀行及び農工銀行は專ら不動產を抵當とし、日本興業銀行は專ら有價證券に放資する組織なり。其設立以來既に數千萬圓の資金を融通し、其成績頗る見るべきものあり。又北海道は住民稀薄にして、植民的特種の事情を有するを以て、政府は同地に拓殖銀行を設立し、大に拓殖の事業を奬勵せり。又臺灣は帝國の新領土にして、內地と狀況を異にするを以て、政府は同地に臺灣銀行を設立し、紙幣發行の特典を與ふるは、已に

前に述べたるが如し。

以上は我國銀行に對する行政上沿革の大略なり。若し現在の狀況を以て之を開國當時に比するときは、諸般銀行制度の發達進歩其顯著なるを見るべし。

貿易

舊政府時代に於ける我國外國貿易は見るに足るものなし。蓋し德川政府の政略は事端を外國に構ふることを恐れ、又深く耶蘇敎の侵入を忌み、外國との交通を杜絶するの方針を執り、我商人の外國に渡航するを嚴禁し、遂に遠洋の航海に堪ふべき大船の製造を禁じ、外國より來る商船は漸次之を制限し、纔に長崎出島に於て支那、和蘭兩國民と僅少の貿易を爲すに止めたり。即ち當時の政略は全く鎖國主義にして、到底外國貿易の發達を見ること能はざりしものなり。殊に內地に在つても交通運輸の便頗る不完全にして、或は殊更に兵略上の必要より道路を嶮岨ならしめたるが如き、諸國の境界に往々見る所なり。故に內地間の商工業も其規模甚だ狹少にして、著大の發達を見ること能はざりき。今日我國が外國貿易上巨額

の商品需要に應ずること能はず、其製作、荷造等曾て一定する所なく、常に幾多の缺點を感ぜり、是れ目下孜々として其矯正に力めつゝある所以なり。

開國以來數年間は鎖國の論大に起り、國內政治上の紛擾甚しく、德川政府は爲に外國貿易の發達上、何等施設を爲すの遑あらざりき。明治政府となり、大に外國貿易擴張の必要を認め、明治元年通商司を置かれし以來、政府は汲々として通商貿易の發達に盡力し、會社及び銀行の設立を奬勵し、造船、航海其他諸般製造業を保護誘導し、專ら內國物產の輸出を增加することを努めたり。其結果貿易は輸出入とも漸次增加し、日本人所有の船舶九十七萬九千餘噸に達し、日本の船舶により、日本商人の手を經て輸出入する貨物の割合も、亦漸次增加を來せり。殊に近年に至り、淸韓兩國に對する貿易は、實に長足の進歩を爲せり。明治初年に在りて貿易の機關甚だ不備なりしが、近年各地貿易商人は互に團結して信用を重んじ、業務の改良を圖り、延いて內地諸製造家との關係を親密にし、商品の粗製濫造を警め、又廣く視察員を世界各國に派遣し、其商況を視察し、內外相應じて貿易の基礎を鞏固にし、以て其增大發達を企圖せり。

明治元年に於ける輸出入は合計二千五百萬圓に過ぎざりしが、三十六年に至りては六億六百萬圓に增進せり、實に長足の進歩と謂つべし。是れ皆我國に於ける明治元年以降諸般の制度、就中財政に關する租稅貨幣、銀行、國債等の制度改良の結果に外ならざるなり。

（明治三十七年稿）

陸軍史

公爵山縣有朋

第一篇　開國以前の陸軍

日本は聯珠の如く多數の島嶼に成り、熱帶より起りて寒帶に及び、斜に太平洋の西岸に蟠り、縱橫の峻嶺は群雄の割據に便に、早く各部の競爭に由りて武術を練磨せらる、故に之を統一して一大帝國となすには、強大なる武力を要せり。太初に於て諾、冊二尊瓊矛を執りて八洲を循服せられし以來、盛んに稜威を伸べて神武帝に及び、九州より東征し、中央の大和地方に不逞の諸酋長を擊破し、都を磐余の橿原に奠め、帝國の基礎を確立し、大伴、久米の二部に京畿を總領して宮門を護らしめ、尙武の道を定め、衞府の制此に始まれり。崇神天皇（第十代）に至り、祭政を分離し、四道將

軍を置きて四邊を征服し、垂仁天皇(第十一代)兵器を祭幣と爲して神社に納め、武庫となし、又屯倉を設けて屯戍に備へらる。是時に當り、皇兄豐城命は東國を征し、景行天皇(第十二代)及び日本武尊は西征東伐して寧日なく、遂に東山都督、越國造、筑紫國造をして東夷、北狄、西蠻を鎭めしめたり。西北は僅に對馬海峽を隔てたる新羅が漸く朝命に抗し、任那に我太宰府を設くるに及んで、競爭の端を發き、仲哀天皇(第十四代)の西征と爲り、神功皇后の渡韓(西曆二百年)と爲り、因つて朝鮮を平定し、屬邦として駐屯軍を置き、國威を海北に發展するに至れり。北邊は京城を隔つる稍〻遠く、交通不便にして、奥羽地方は容易に皇化に靡かず、日本武尊の東征も其一部に過ぎず。又邊隅にては東夷、北狄と交戰休むなく、是れ却つて後年まで國民の武勇に一致する心を養成する保育場と爲れり。國內に在つては國造、伴造等相爭うて交戰已まず、浮浪盜賊の良民を困しむるを以て、孝德天皇大化元年(六百四十五年)兵政統一を圖り、刀劍弓矢を帶ぶるを禁じたれども、國民尙武の風を減殺するの弊を來し、漸次之を寬かにするに至れり。

律令の起草は、天智天皇の韓地に軍を出だし、唐と交戰の際にあり(六百六十一年)。

兵農の分立

封建の起因

天武天皇は英毅なる栗隈王を兵政長官となし、實施せられたれば、軍防令は實地經驗に由つて修定せられ、最も詳備なりとす。古來の習例を整備して六衞府を置き、三邊に防人を設け、持統天皇三年(六百八十九年)全國の人民四分の一を點して兵と爲し、武事を演習せしめ、文武天皇大寶元年(七百一年)に隊伍の編制成り、一軍團を千人と爲し、更に之を旅隊、火伍等に區分し、各長を置く。又騎射に習熟せる者を以て騎隊を作りしに、大和民族は騎馬にて狩獵せる者多かりしを以て、容易に之を編制するを得たり。且つ當時征隼、征夷の軍を用ひ、東西を征服、開拓する際なりければ、京都貴族は尙武の氣象殊に盛んに、就中軍制に至りては大に定まれり。

光仁天皇寶龜十一年(七百八十年)諸國の兵賦を定め、人民武才ある者を選び、武藝を專修して徵發に應ぜしめ、其羸弱なる者は皆農に歸せしむ。是に於て兵農漸く分れ、强健なる豪族は家子、郎黨を養ひて鄕曲に雄視し、此に始めて武門、武士とぞ稱しける。爾後永く繼續せる泰平は物質上、文學上に發展せりと雖、衞府の軍務は奢侈の潮流に搖盪せられ、素朴なる風尙は消盡し、其馴致する所、武官の優柔なること文臣の如く、祖先より傳承せる尙武の本質を失ひ、所謂武道は擧げて邊境戍衞の頭

領と其卒伍とに歸し、遂に番代する衞士の暴橫を制する能はざるに至れり。醍醐天皇延長五年(九百二十七年)に定まれる延喜式に於ける兵部の制度を見るに、其形式は整頓せりと雖、遂に空文に歸し、朱雀天皇承平三年(九百三十三年)より京師盜賊起り關東、西海に反亂並び發して、朝威の衰頽となり、六衞の本質は武門、武士に賴りて都府を警備し、此れより全國兵馬追捕の權は從つて其手中に推移したり。此間に隱然武力の中心點たりしものは源平二氏なりき。而して中央集權は漸次に消散して封建の狀態を胚胎し、總州の千葉氏、奧州の安倍氏、西海の原田氏、阿多氏の如き、一大酋長として現出し、中央政府の駕馭以外に立つに至れり。千葉、安倍等を討伐せる源氏、原田及び阿多を服從せる平氏は此間に武力を養成し、二氏の衝突は遂に平氏を滅ぼして、源氏の覇府を鎌倉に開くに至り、始めて封建の形勢を確立し、武人政治となりしかば、子孫武職を世襲して、一般の國民に武術を講ぜしめ、更に其進歩を見るに至れり

第十二世紀の末源平二氏の交戰に、源氏は鎌倉の根據地を距る百二十餘里の山河を越えて、遠く平氏を京都に擊破し、其西走を追ひ、更に百餘里を經て之を西海に

殲滅したり。而して當時用兵の法如何を究むるに、大に見るべきものなくんばあらず。尋いで藤原泰衡を奧羽に討つや、更に數層の難關ありて橫はれり。彼は累世朝命の及ばざる所、殊に山嶺險難の地に據りしが、賴朝は平氏を討滅せし餘威を驅つて之を討じたり。史に徵すれば、之に要したる兵數巨大なるものゝ如く、人煙稀薄にて、沿道の物資は大兵を支ふるに足らず、故に古來是地を化外に拋棄せしに、此困難を排して其目的を達したるは、如何に其軍容盛んにして、節制の見るべきものありしかを察するに足らん。源氏幕府は早く自滅し、北條氏によつて繼承せられ、質素勤勉なる家風は以て能く我武士道を涵養せり。弘安四年(一千二百八十一年)元寇は火器を使用し、十餘萬の大兵を率ゐて襲來し、一擧帝國を併呑せんと期し、舳艫相銜み、長蛇の勢もて對馬に入るや、島主は僅に百餘の兵を提げて之に當り、一族の肝腦悉く地に塗るれども、遂に一人の戈を投じて降を乞ふ者なかりき。而して胡兵の進んで筑、肥の海岸に上陸するや、近國の諸侯は中央政府の命を待たずして防禦に協力し、縱橫奮鬪之を海に殲滅し、永く其覬覦を絕たしめたるは、日本武士の國難に當りて、共同一致以て外寇を擊破する氣力の沛然として遏むべからざる

兵器

を見るに足る。古來帝國民族の本質も亦偉ならずや。

日本の兵器は古來弓刀の二種にして、遠距離には弓を用ひて對戰し、近距離には刀を用ひて接戰したり。神功皇后の征韓(二百年)より弩を發明して邊防に用ひたれど、久しく實用すること無きを以て、第九世紀の比までに廢たれたり。第十四世紀の終り、南北爭亂の末に至つて、始めて槍を製す、突擊兵器としては唯一の長技なりと雖、携帶に不便なるを以て、初めは將校の間に使用するに過ぎざりしに、第十六世紀の中葉群雄割據するに及んで、所在交戰已む時なき戰國を形成せしかば、戰術自然の要求は兵器と共に進歩し、長槍は戰場に於て主要の位置に立つに至れり。又盾は木板製にて停止間の弓矢防ぎに用ひ、敵の刺擊は刀槍にて禦げり、故に刀槍は突擊防禦兩用の兵器たり。是等の兵器中に刀は距離極めて敵に接近し、且つ左右の間隔を要し、編伍動作に便ならざれば、隊列を成して馳突することは、當時の企圖にあらずして、戰陣は聯絡したる個人の格鬪なりしに、長槍隊の出でしより、遂に變化を生じ、密集したる槍隊の運動を見るに至りたれども、要するに只一部隊のみに過ぎざりき。天文十二年(一千五百四十三年)葡萄牙人大隅の種子島に渡來して

鳥銃を傳へ、火器を戰線に用ふるや、携帶の兵器を以て防禦すべからず、因つて戰場を攪亂すること絶大にして、從來の戰法を根柢より破壞せんとせり。當時交戰已む時なければ、皆此利器を熱心に講究し、甲乙輾轉非常なる速力を以て其製造法を併せて傳播し、未だ十年を出でざるに、早く已に全國に普及したり。殊に當時外國の交通は扨置き、內地は割據の戰爭により、道路の通ぜざるに拘はらず、此の如き結果を得しは、如何に帝國將士が兵器選擇に熱心に、且つ機敏なるかを知るに足らん。則ち銃器は戰場の主用となり、弓矢を防ぐ甲冑は復抗すべからず。勇士の挺身突擊も輕卒の一彈に殪るゝに由り、遂に戰場の勝利は筋骨より智識に轉ずるに至れり。然れども猶ほ裝藥に時間を要し、銃劍の裝置なきを以て、突擊に抗する力を缺き、弓矢刀槍の餘地を存せしが、是が爲に隊列整理の法を漸次研究し、第十六世紀の中葉に甲越二雄の交戰十餘年に亘り、共に智勇兼備し、部下には智能の士輩出し、隨つて用兵の法大に進めり。文祿元年(一千五百九十二年)征韓の役は唯帝國將士の武勇を海外に發揚するのみにて、兵器の進歩には毫も得る所なかりき。其頃より築城術大に興り、其遺物は今に壯觀を留めけるが、亦遠く西洋に由來すと云へり。

要するに德川氏三百年の封建は藩主と武士とを結合し、忠義愛國の心を養成せしこと少からず、蓋し其間上流の一部は飽食暖衣歲久しき昇平に武力を銷磨し、精力を耗盡せしめたるは、平安時代に於ける朝臣の如きものありしと雖、中流以下は銳氣充滿して、竊に時機の到るを待ちぬ。獨り惜むらくは武術の練磨主として刀槍の技に偏し、而して職工は士人に賤視せられしを以て、兵器の進歩に至つては更に見るべきものなく、鳥銃の如きも尙ほ依然として舊形を留めにき。

以上は國初以來軍政及び兵器變遷の大略なり。日本武士の品性は武勇のみを以て世に處したるにあらず、文學の鼓吹に陶冶せられ、詩歌を以て世に著はれたるものも少からず。又仁愛を重んじ、義俠を尙び、常に謙讓にして、名譽心最も盛んなりき。其格鬪に臨みては、互に住所姓名を呼び、一騎打にて儼然と輸贏を爭ひ、死後の名譽を子孫に遺さんと期す。故に仇敵と雖妄りに侮辱を加へず、互に禮儀を守りて接戰す。若し夫れ狙擊と暗殺との如きは甚だ武士の恥づる所なり。第十一世紀の中葉に源義家奧州を征し、一矢を敵將安部貞任に放たんとして、和歌を呼びかけ〳〵るに、貞任は悠然馬を控へて顧み、答歌に守城の苦を陳じければ、彼は直に矢を收めて逃れしめたり。邊陲の武人と雖、尙ほ如何に優雅なりしかを想見するに足らん。貞任亡びて、弟宗任降りければ、義家直に扈從として共に微行を試みたり。以て日本武士の襟度高朗にして、頗る相信賴するの厚きを知るに足る。上古神功皇后征韓の訓令に、降を殺す勿れ、傷を重ねしむる勿れとあり。神武の東征に方つても、當初抵抗せし輩と雖、一旦降を納るゝや、曾て親任せらるゝに附隨の將士と異なることなく、猶ほ禁衞の榮職に任ぜられし者あり。足利尊氏の如きを以てすら、敵將楠正成の首を遺族に遺れりと聞く。日本武士の敵に對し寬弘にして人道に厚きは、其天性に出で、毫も異とするに足らず、以て其由來する所の遠きを見るべし。

今次日露の交戰に見るも亦然り。一部の戰局未だ結ばず、其追擊に急なる時に於ても、『リューリック』の戰員を救護したること、平時に友艦の溺者を救護するに異ならざるが如き、亦日本武士の本能を發揮する機會を得たるに過ぎず。又其俠風の高きは武田、上杉二氏の交戰中に、武田氏が北條氏に鹽の通路を斷たれて、人民の困苦せるを聞き、敵の上杉氏は自國の食鹽を送つて缺乏なからしめたるも、亦其一例なり。以て本邦武士の品性が如何に純潔にして、慈愛に富めるかを察するに足るべ

し。

第二篇　開國以後の陸軍

第一節　幕府時代

第一期　革新期

回顧すれば日本帝國は國を鎖ざして太平洋の西表に眠れること二百餘年、寛政元年(一千七百八十九年)露國が千島を侵しゝより、外國船の往來なきにあらずと雖、未だ以て泰平の夢を破るに至らざりしに、嘉永六年(一千八百五十三年)米艦の來航は實に炎夏の霹靂とも云ふべく、其愕然として驚き牀を起つや、曾て鬱積したる大和民族が尚武の氣象は洪波の大堤を決するが如く、茲に活躍の歩を進めたり。初め鎖國の際には長崎に和蘭の交通を許して、外國の呼吸を通じ、從つて軍事の氣脈も亦通ぜりと雖、幕府は島原の亂に鑑みて、士人の洋學講究を許さゞりしに、時勢漸く迫り、米艦渡來の十三年前(天保十一年、一千八百四十年)に長崎の人高島四郎太夫

(秋帆)は兵學の研究に身を委ね、幕府に建言し、清國の常に歐軍に破らるゝは、兵器の古風にして戰鬪に堪へざるに由る、我國も兵器、戰術を改めずんば、遂に國防を全うする能はざるを以て、軍事の大改革を斷行せんことを切論せり。又彼は和蘭より銃砲を購入して、其術を門弟に授け、自ら教練を加へ、之を率ゐ東上して、幕府の實見に供する等、洋式の用ふべきを盛んに勸めしに、姑息の有司は採用するを得ざりしが、亦大に幕府を警醒し、慧眼の士は其技術を敬慕して、師事する者漸く輩出し、是に於て帝國兵制革新の曙光は東天に紅を潮せり。彼は門人江川太郎左衞門と力を合せて銃砲鑄造をなし、國防策を立つる等、軍國の爲に盡す所大なりしと雖、頑冥なる有司に阻碍せられ、天保十三年(一千八百四十二年)には禁檻に呻吟するに至れども屈撓せず、遂に西洋兵式の開祖となりしに、不幸にして中途に倒れ、其主義は門人江川氏の熱誠に依つて發展したり。江川氏は慧眼にして門地あり、子弟を教練し、銃砲を鑄造し、國防策を立て、閣老の信任を得て、當時幕府の長城として目せられ、下田、品川等の砲臺は皆其設計に成れり。氏は米艦渡航後二年、即ち安政二年(一千八百五十五年)を以て病歿せり。此に氏の熱誠は幕府をして兵制改革の端緒を開き、

火藥製造

砲臺築造

漸々海に陸に文明の利器を購入し、國防の充實を圖り、大に銃砲製造所を起すに至らしめ、諸藩も亦銃砲鑄造を競ひ、初めは威力薄弱なる滑口砲なりしが、遂に施條砲を造るに至れり。是より先き火藥製造は稍、見るべきものあり、文政八年(一千八百二十五年)に大粒火藥を製造して木筒に用ひ、頗る功を奏せしに、江川氏は人を歐洲に遣はし、火藥製造法を傳習し、白耳義より器械を購入せしめしが、慶應三年(一千八百六十七年)に歸朝せしを以て、其器械を王子村に据付け、火藥製造所を建設せり、是れ實に今の瀧野川火藥製造所の濫觴なり。又海岸防禦を計畫して、嘉永六年(一千八百五十三年)に伊豆の下田、神津島、江戸の品川等に砲臺を築き、安政二年(一千八百五十五年)には箱館に、又龜田に五稜郭を設けて北海道に備へ、文久二年(一千八百六十二年)兵庫和田岬に石堡塔の建設等防備に務め、各藩にも亦沿海築堡頻りに起れり。今より之を見れば、其備砲は滑口の舊式にて、製造粗漏を極め、敵艦を防止する威力を有せざれども、其經始にて舊築城法を棄て、横墻を設け、側射を防ぐ等、新築城に移れる端緒は此に始まれり。然るに外艦の壓力は漸次に強度を示し、文久三年(一千八百六十三年)鹿兒島の砲撃となり、翌年英、米、佛、蘭聯合艦隊の下關合撃となり、

三兵隊の組織

外國士官の傭聘

帝國防備の益、切實にして、我戎器、武具の戰鬪に堪へざるを實驗せしめ、改革派の爲には大後援となれり。文久二年(一千八百六十二年)に至り、幕府は洋式に據つて三兵隊を組織せり、其數は步兵八千三百六人、砲兵二千四十五人、將士一千四百六人、合計一萬三千六百二十五人なり。又西洋の制に倣ひ、陸海軍將校の階級を定め、駐屯外兵に就きて教練を傳習し、或は人を西洋に派遣して制度を調査せしめたり。當時國內は外交の壓力により物論沸騰し、元治元年(一千八百六十四年)京都の變となり、長州征討の軍となり、長兵は其時既に輕裝に改めて、運動自在なるに、幕軍は尙ほ甲冑を着するものあり、故に大兵を擧げしと雖、征服の功を奏するを得ず、是に於て益、兵制改善の機運を促し、慶應三年(一千八百六十七年)佛國士官を傭聘し、大に改革を圖りしに、各藩亦競うて兵備に熱中したり。尋いで維新の騷亂となり、以て明治の新時代に移りたり。

第二節　明治時代

第二期　建設期

維新當初の兵制

幕府が創設に努めたる歩、騎、砲の佛式軍隊は幕府と共に崩壊したれども、維新の治に就くと共に、代つて執政者の手に依つて再び設立せられたり。當時各藩の兵も既に洋式に訓練せられたるを以て、洋式採用には異論なかりしが、薩摩は英式、紀州は普式、其他蘭式ありて、之を一定するは頗る容易ならざりき。當時は尚ほ各藩割據の遺風を存し、政權は中央政府の握る所と雖、兵力の柱梁となり、威嚴を維持すべきものは、僅に薩、長、土の三藩より徵召したる少數の兵を措きては、他にあらざりき。政令は既に一に歸したれども、各藩互に反目して自重の計をなし、土州兵は去り、薩州は出兵を中止し、只餘す所は僅に長藩の二大隊あるのみ。是より先き長藩の大村益次郎は、參與を以て兵部大輔に任じ、封建を打破し、賦兵は歐洲に倣うて、四民平等に徵兵せんと企てたれども、常職を解きて家祿を收めらるゝ藩士は、維新の騷亂を鎭めて凱旋せる將士なれば、之を斷行するは容易の業にあらず。彼は又夙に藩兵に長たる將校の新智識を訓練する任に堪へざるを認めて、明治元年(一千八百六十八年)八月兵學寮を京都に起し、青年を敎養して他日の幹部に充てんと企圖せり。(此兵學寮は翌年大阪に移れり)　又全國に六鎭臺を置きて、變に備ふる策を

立つる等、卓識の畫策多かりしに、不幸にして兇手に斃れたり。

山縣有朋、西鄕從道は兵制調査のため歐洲を巡歷し、三年(一千八百七十年)八月歸朝し、共に軍政改革に任じ、陸軍は佛式を採用し、四年薩、長、土三藩の兵を東京に徵して御親兵となす、是れ近衞兵の濫觴なり。尋いで各藩の兵を解散し、更に東京、東北(仙臺)大阪、鎭西(熊本)四鎭臺を置き、要地に分營を置き、各藩より鎭臺兵を徵召し、是に於て兵權一に歸し、中央政府の基礎確立し、廢藩置縣を斷行するに至れり。五年兵部省を廢し、陸軍、海軍二省を分置し、士族の兵職を解き、徵兵の制を定め、常備三年、後備第一、第二各二年、通じて七箇年、士民一般兵役に服せしむ、是れ我國軍制振興の一大美事なり。然れども之を實行するに當り、非常の難關は前途に橫はれり。其一は藩兵は士族世襲の職務にして、祖先以來祿を受けて家をなし、其武功は彼我の信賴する所なるが故なり。但改革の爲に幸なりしは、大祿を有する門閥は懦弱にして將校の名望を繫ぐに足らず、又兵卒として行伍に列するを得ず、實際局に當つて事を處理するものは、中流より挺身せる者多きを以て、斷行するに障害を見ざりき。其二は父祖より武職を解せざる農工商の子弟が戰場の苦難に處し、果して武名を

六鎮臺

重んじ、節を全うし得るや否を危ぶむもの多かりき。然れども山縣は現に歐洲の兵制は是に由つて隆盛なるを目擊し、將來多大の兵を養成するには、一部民族に限るべからざるを洞察し、且つ幕府の洋式隊に農民を混じ、長州も亦農民を隊伍に充て、共に能く成功したる實例は、頗る其決心に確證を與へたり。

六年（一千八百七十三年）全國を區劃して六軍管となす、但北海道は未開墾地なるを以て之を除き、各軍管に鎭臺を置く、今の東京、仙臺、名古屋、大阪、廣島及び熊本師團司令部所在地是れなり。又軍管內を二師管に分ち、營所及び分營を置く。是年より始めて徵兵令に據つて兵を徵集し、諸兵種を編制す、其數は步兵十四聯隊、騎兵三大隊、砲兵十八小隊、工兵十小隊、輜重兵六小隊、海岸砲兵九隊にして、其兵員は平時に三萬一千六百八十人、戰時には四萬六千三百五十人を備へ、又外に近衞兵を置く。當時創業に最も困難なりしは幹部の補充にして、兵學寮は短期卒業生を出だしてこれに隨ひ、舊藩士の壯兵を罷め歸らしめ、才能あるものを留めて幹部に充てたり。是の如き事情なりしかば、進級法を定むるを得ず、故に僅一年に滿たざるに、下士より大尉に昇るあり、或は才能不適の故を以て、懲罰に

あらずして降等せしめらるゝもあり。又各藩の兵士は將校と同一素質の同輩なるに、少しく門地あるか、或は僅に先習たる理由に由つて上下を判別し、而して列中の兵卒も亦上將の眼識に由つて拔擢せられ、數月にして忽ち將校の榮を得るもの少からざりき。此の如く秩序確立せざる間にも、軍隊は武士道を以て充たされ、上下相信賴し、孜々として進步の實を擧げ、軍規、風紀を嚴密に維持したり。翌年始めて步兵聯隊に軍旅を授與し、八年（一千八百七十五年）近衞兵の編制を改め、步兵二聯隊、騎兵一大隊、砲兵二小隊、工兵一小隊、輜重兵一小隊となし、北海道に屯田兵の制を設け、開拓使をして傍縣の士族を募り、之に充てしむ。

大阪の兵學寮は四年（一千八百七十一年）東京に移し、其多佛國より士官を傭聘し、譯官には兵書を飜譯せしめ、兵制を調査せしめたり。七年（一千八百七十四年）陸軍省中に參謀局を設け、九年に進級條例、檢閱條例並に恩給條例を完成する等、帝國軍隊は舊制、舊慣の難關を打破して、歐洲に於て經驗せられたる最良の方法を移植するを得たり。是の如くして根株を植ゑたれども、是れ眞に萠芽に過ぎざるのみ、其本幹展び、其枝葉繁り、美果の結熟を見んには、尙ほ多くの年月を待たざるを得ざり

徵兵と壯兵

き。

十年(一千八百七十七年)西南の亂には軍隊の編制年猶ほ淺くして、後備兵を充實するに至らず、補充方法も確立せず、創業の際に當つて遽に出師を實行せざるべからざるに至れり。我國古來の戰爭に於ける輜重小荷駄、即ち後方兵站事務の法は傳ふる所少し、歐洲の方法は地理、國情を異にし、適合の研究資料に乏しきが爲、軍隊の給養に非常の苦心を重ね、駄馬と人夫とに頼りて輸送の大部を支辨したり。戰爭は八箇月に亘り、軍隊は疾病と死傷とにて著しく減員するに、戰面益〻擴大し、新たに軍隊を編制するの已むなきに至り、壯兵を募り、僅に數週練習して出戰せしめたり。此壯兵は概ね舊藩士の廢藩後に各種の事業に移りし者なれば、必ず武士志操を存して士氣大に揚り、徵兵に對して異彩を放つべしと人皆信じたりしに、實地は豫想に反し、秩序ある敎育を受けたる徵兵の沈着にして勇敢なる動作には、遠く及ばざるを發見するに至れり。蓋し士族も平民も均しく大和民族にして、尙武の血性に富めるを以て、一旦軍隊に入り練習を經るや、其本質を發揮するに毫も差異なきなり。此現象は徵兵制度に絕大の確信を與へて、國民の自信力を養成せること

十一年の改正

改正徵兵令

勘からざりき。殊に戰は敗勢あるに關せず、官兵の敵に降るものなきは、日本武士の精華として大に誇る所なり。當時の歩兵は口徑十四・九『ミリメートル』の『スナイドル』銃にて、初速僅に三百五十九『メートル』に過ぎず、而も『インピール』を改造せるものを用ひ、久しき間の使用に命中の精確を失ひ、大砲は黄銅製口裝式の四斤山野砲にして、近衞砲兵十二門のみ七『サンチ』半鋼鐵製『クルップ』砲を有するに過ぎざるが爲、亦發火力强大ならず、此戰役にて砲兵力の不足を示したる等、軍隊編制と策戰上とに於て、改良を要する甚大なることを敎示したり。

十一年(一千八百七十八年)陸軍軍務を三大部に區分し、陸軍省、參謀本部及び監軍本部を置き、陸軍省は軍政を總理し、參謀本部は專ら國防及び作戰の機務を規畫し、而して監軍本部は軍令出納の事を掌り、將官三名を置きて各二鎭臺を管轄し、戰時は二鎭臺の兵を合して一團を編制し、其指揮を掌らしむ。又砲兵の增設を計れり。

十二年徵兵令を改正し、常備、豫備各三年、後備四年、後備五年にて十二年に改正し、尙ほ免役の條多く、代人等の制ありしに、十六年(一千八百八十三年)に更に現役三年、豫備四年、後備五年にて、服役七年は十年となれり。遂に免役料を廢せり、是に於て始めて必任

義務の實を全うするに至れり。

軍隊の教育訓練は前述の如く、明治元年既に京都に兵學寮を設け、將校の短期教育を圖り、是を階梯として他日深遠なる學理によりて完全なる將校を得んと期し、幼年子弟を收容し、翌年大阪に移し、三年十月佛式にて軍隊を編制するが爲に、大藩九人、中藩六人、小藩三人、總數四百二十三名を召集し、又海外留學生十名を佛國に派遣し、兵學を修めしめ、爾來年々派遣せり。四年佛國士官を聘し、軍政上、教育上に始めて新生面を開けり。是年教導團を起して下士を養成し、又軍樂生徒を教習す。兵學寮には優等生十七名卒業し、少尉心得勤務を命じ、他は翌年四月卒業し、各隊に配布して教練に從事せしむ。又造兵司に於て諸工生徒を收容し、工長の教育を始む。六年兵學寮は戸山出張所を設け、各鎭臺より士官、下士を召集し、訓練を施して教練の進歩を計り、後に陸軍戸山學校と改稱し、各隊より將校、下士を召集し、教導大隊を置き、戰術、射撃、體操の三科を分ちて專攻せしめ、以て各隊の整一進歩を計る教場となせり。是年獸醫及び蹄鐵生徒を兵學寮に收容し、翌年馬醫學舍を設立せり。八年（一千八百七十五年）に至り、兵學寮を廢し、各種の學校を分立して本省の直

轄に移し、是に於て士官學校は正規の教育法に由つて完全なる將校を養成するに至れり。又軍醫學舍を設立せしに、當時軍醫の數多からず、少數生徒を教授するの不利なるを察し、每年十名の學生を東京醫科大學に依託することゝなして廢止せり。九年には各種の學校整備し、生徒の總數二千一百三十一名に至り、十年西南の亂に臨時召集隊に附屬せる特進の士官、下士を臨時學生として戸山學校に召集し、必要なる學術を教授し、十三年電信生徒を電信隊に收容養成せり。曩に派遣せる海外留學生は六年以來逐年歸朝して、外人教師と相須つて歐洲の學術を注入し、是年より其人員を增加し、二十二名を派遣し、各種の學術を傳習、調査せしめしかば、年末には留學生四十四名の多きに及べり、以て當時如何に歐洲の學術を軍務に注入するに鋭意熱心なりしかを知るに足らん。

十五年（一千八百八十二年）勅諭を陸海軍人に頒ち、尋いて宇內の形勢に鑒み、陸海軍擴張の詔あり、爾來大に國防計畫を一新し、軍隊編制を改め、其擴張に著手せり。現今の編制は實に此時に胚胎するものとす。此の如くして教育の基礎確立し、歸朝留學生も年々增加し、既に各種の方面に外國教師を待たずして進むに至り、十六

軍事智識の發展

年に陸軍大學校を設け、高等帥兵術を教授し、高等司令部の要員を養成せり。又陸軍士官學校は毎年生徒約七十名づゝを入學せしめしに、軍隊の增設に充てんが爲、更に二百名に增加し、再び軍醫學舍を開き、地方醫學校の卒業生を召集して講習生となし、以て軍醫の補充に當てたり。十七年に至り增設隊に充てんが爲、下士の秀逸にして將校に堪ふる者を各隊より拔擢し、臨時學生となして戶山學校に入學せしめ、少尉に任じ、以て之が準備に應ぜしめたり。而して將校、下士の敎育には最も力を致し、將校には外國語を研究せしめ、參謀旅行、幹部演習、戰術實施を行ひ、又兵書を飜譯して頒布し、毎年檢閱使を特派して軍隊敎練並に大尉以下の學術檢閱を施行せり。當時の學識高き將校は、其官階低しと雖重用せられ、靑年士官を誘掖せること頗る大なりき。

佐賀の變、臺灣の事及び西南の役を經て、軍隊の士氣發揚し、自信力增大せりと雖學術研究の熱心は却つて冷却し、一時兵學の頓挫を來さんとせり。然れども慧眼なる當局者は各種の學校を起して、盛んに學術を奬勵し、年少氣銳の卒業將校の增加するに隨ひ、漸次に倨傲心は消滅せり。歐洲戰史を究むるに及んで、大戰爭は一

二實驗者の智囊の能く充たすに足らざるを覺知するに際し、淸國より朝鮮に加ふる壓力は帝國の利益と衝突し、早晩大陸に於て大戰の起るべき推想は、將校をして益〻軍事智識の增進に銳意ならしむるに至れり。然れども軍隊の實際を觀れば猶ほ幼稚にして、十三年(一千八百八十年)に村田步兵銃を發明し、十八年に改良を加へ、二十年(一千八百八十七年)に及んで、始めて之を全軍隊に支給するに至れり。又演習には步兵は射擊の應用充分ならず、騎兵の數甚だ少く、搜索、警戒の外は戰鬪をなすに適せず、砲兵は材料、技術共に精巧を缺き、而して演習統監の講評も亦極めて單簡なりき。

第三期　發達期

十七年(一千八百八十四年)に至り各鎭臺の步兵聯隊を漸次旅團に編制し、之に應じて他の兵種も擴張せられ、次第に師團編制の基礎をなせり。帝國民は往昔乘馬を好み、其術に熟練せる者多かりしを以て、乘馬隊の義勇兵團を作ること容易なりしに、德川氏に至り平民の乘馬を禁じ、唯一箇の荷物として駄馬に載せらるゝを得

るに過ぎざりければ、國民は漸く馬と離れ、從つて馬匹の衰頽となり、維新に至りて軍馬の購求に大困難を極め、騎兵隊は近衞と東京鎭臺とに各二箇中隊ありしのみなりしに、是に於て各鎭臺に配附するに至りたり。

要塞砲兵

十九年(一千八百八十六年)全國の海岸面を分ちて五海軍區となし、各區に鎭守府及び軍港を設くるに及んで、陸軍に港灣防禦の任務を生じ、島嶼に警備隊を置き、臨時砲臺建築部を置き、沿海要所に砲臺を築き、要塞砲兵を配布せり。

師團編制

斯く帝國の軍備は陸海の兩面に著々進捗し、作戰に共同の必要を生じ、是に於て參謀本部を擴張して、陸海兩軍の作戰計畫をなすに至れるは、軍事上一段の進歩と云はざるべからず。二十一年(一千八百八十八年)に至り各兵充實し、鎭臺を師團司令部と改稱し、歩、騎、砲、工、輜重兵を配屬し、獨立策戰の力を有せしめたり。然れども是等兵種が戰時に當つて、野戰師團と後備師團とを完結するには、亦數年の後を要したり。是に於て帝國陸軍は屯田兵を除き、野戰軍七師團並に要塞砲兵數隊とに加ふるに鐵道大隊を以てし、大陸的策戰に堪ふるの基礎は茲に始めて定まれり。

教育の進歩

此間の教育は十九年(一千八百八十六年)軍醫學舍を開いて學生、下士生徒並に醫官の講習に充て、又軍吏學校を開いて軍吏を養成し、砲兵射撃學校を起し、二十一年に乘馬學校を設け、又要塞砲兵幹部練習所を設け、將校、下士を入學せしめて、要塞に必要なる學術を授け、二十三年(一千八百九十年)砲工學校を設けて、該兵科の士官に更に高尚なる學術を授け、又經理學校を起し、各兵科の中尉を入學せしめて、高等經理官の養成をなせり。其他被服工長學舍、陸地測量部修技所を設くる等、各種の方面に學術の教養を勉め、二十六年(一千八百九十三年)の終りには學校の數十六、學生、生徒の數二千六百二名に上れり。又操典並に野外要務令に改正を加へ、運動を簡單にし、百事戰爭を主とし、各官に獨斷專行の餘地を與へ、大に各自の智能を發揮せしめ、二十二年(一千八百九十九年)には教育順序教令を改正し、將校團教育令を定め、定期檢閲を廢し、每年冬期に問題を課し、研究答案せしむる等、大に教育の面目を改新せり。而して此間に於て我陸軍の戰術及び帥兵術を進捗せしむるに與りて最も力ありしは、即ち獨逸將校メッケル氏にして、其功績は今尚ほ感謝を以て記憶せられ居るなり。

一年志願兵

二十二年(一千八百八十九年)更に徵兵令に改正を加へ、一年志願兵の制を定め、豫

協會

備將校の補充に充つ。此間に月曜會、砲工協同會は有志の將校によつて組織せられ、各種の方面に向つて研究を謀り、其記事の刊行、飜譯、出版等は軍隊の發達に資したること少からず。二十二年之を將校全體の交際機關とせる偕行社に移して、更に擴張し、研究の機關となせり。

日清戰役當時の軍容

二十七年(一千八百九十四年)朝鮮問題より、清國と戰を開くに至りし事實は歷史に讓り、只當時の軍容を示さん。二十六年に戰時編制を改正し、翌年度の動員計畫より之に據ることゝせり、即ち戰時に帝國の陸軍は現役、豫備役、後豫役を以て野戰隊、守備隊及び必要によりては國民軍を編制す。其野戰一師團は步兵十二大隊、近衞は八大隊、騎兵三中隊、砲兵六中隊(野砲四中隊、山砲二中隊、近衞は野砲四中隊)、工兵二中隊より成り、獨立作戰し得べき諸機關並に輜重を附し、其總員將校以下一萬八千四百九十二人、馬四五千六百三十三頭とす、故に野戰七個師團の總員將校以下十二萬三千餘にして、野砲百六十八門、山砲七十二門なり。守備隊は後備諸隊、屯田兵團、要塞砲兵隊、對馬警備隊より成り、要塞及び邊境の要點並に兵站線路の守備に任じ、必要には野戰隊を增加す。而して野戰師團及び守備諸隊は戰役中其隊に生ずる人馬補充のため、各其補充隊を有す。此の如く當時の帝國軍は前揭諸部隊を動員、編制し、人員二十二萬五百八十人、馬匹四萬七千二百二十一頭、及び野戰砲二百九十四門を整備し得べき狀態にあり。然るに用兵上の必要より地理其他の事情を酌量し、多少の變更を來し、實際本戰役に參與せし人員は將校以下二十四萬餘にして、此外雇員六千四百九十五人、雇人夫十萬餘を使用せり。此戰役は十五年(一千八百八十二年)の詔勅にて編制したる軍隊を以て戰をなし、未曾有の偉勳を奏し、能く交戰の目的を達し、帝國の光榮を四表に發揚せしめたり。然れども戰鬪の將校には、彼我の眞價を秤量する注意は間斷なく其腦裏に往來して、勝敗の原因を研究し、猶ほ連勝の間に立ちて、正しく自己の缺點を認識し、之が爲作戰上に善良なる敎訓を與へ、而も靑年將校の敢爲にして敏捷なる動作は、學理に熱中せる將士の理論の毫も實際を謬る危險なきのみならず、寧ろ學理研究の不足を感ぜしめ、延いて將來の戰爭には更に進步せざるべからざるものあるを發見せり。故に此戰役は大實習學校の觀を呈し、各種の方面に向つて研究の步を進めたり。然れども敵兵の幼稚なるに由つて、各種切實の問題を生ずるに至らず、且つ當時帝國軍も亦兵器改良

日清戰役の兵數

日清戰役の効果

兵器

は其過渡期に屬し、歩兵は僅に二個師團に無煙火藥の連發銃を給せりと雖、其師團の滿洲に上陸し、未だ戰線に入らざるに、休戰となりて平和に歸し、僅に其一部を以て臺灣を征服したるに過ぎず。機關砲も亦然り。砲兵は黃銅製の後裝式なれども、亦未だ無煙火藥を使用するに至らず。因つて將來の新兵器に對する戰鬪を推斷するには、深遠なる研究を要せしに、帝國將校は多年研究の結果にて、能く當時の戰況を咀嚼し、筋肉肥大に、頭腦堅實し、徐に將來の戰爭を迎ふるに至れり。

第四期　擴張期

二十七、八年の戰は戰場廣大にして、兵力の不足を感じ、宇內の形勢より益、擴張を促され、二十八年更に徵兵令を改正し、服役十二年を十二年四箇月となし、豫備徵員を廢して、補充兵役を設け、國民兵役を第一、第二に區分せり。二十九年軍備を擴張し、屯田兵を師團編制となし、更に五箇師團を增して十三箇師團となし、都督部條例を發布し、三箇の都督部を置いて師團を統轄せしめ、臺灣守備に三箇の混成旅團を置けり。三十一年元帥府を置いて至高顧問に任じ、是まで騎兵、砲兵を師團に屬せしに、是に於て更に獨立の旅團を設置し、以て將來に於ける軍の砲兵並に捜索騎兵團の用に備へたり。要塞砲兵を擴張して海防を充實し、其技術に屬する諸隊も亦新設し、或は增設し、二十七、八年の經驗により、諸隊の編制より兵器、彈藥、裝具に至るまで改良刷新を加へ、將來の戰爭に遺算なからんことを企圖せり。此大擴張を充實するには、數年の後を待たざるを得ず。因つて此間に學校を擴張し、軍隊は敎育に熱中せしを以て、進歩の實大に擧れり。然るに亦三十三年の北淸事變により、歐米の軍隊と共同作戰する好機會を得て、其戰鬪の經過は短時日なれども、能く其眞價を實見するを得て、將來の作戰に絶大なる經驗を與へたり。此間に歩兵銃は改良を重ね、砲兵は速射砲を採用し、兵器、裝具の改良完成を告げ、則ち士氣大に奮ひ、遂に今次日露戰役の勝利を收むるの氣運に進みしなり。

次に陸軍衞生事業は、明治四年(一千八百七十一年)兵部省に陸海軍醫寮を置きしより改善を計り、兵食を改良し、十九年に至り醫官を召集し、講習の道を開く等、數度の改善を經て、二十七、八年戰役には衞生事務の上に發明する所少からず。此間帝國赤十字社も亦發達し、戰時衞生の勤務に貢獻したるを以て、遂に今次の大戰に於

ける傷病者を收容して、遺憾なく救護を全うするに至れり、事は石黑男爵の『赤十字事業』に詳なり。

陸軍司法制度は明治元年(一千八百六十八年)に軍防事務局に裁判所を設けしより、幾多の改良を經て、憲兵隊を設置して專ら軍事警察に、任じ、各師團に一箇或は數箇の軍法會議を設置し、管內佐官以下の犯罪を判決し、高等軍法會議を東京に置き、將官及び其相當官の犯罪並に再審の判決をなせり。陸軍刑法は四年(一千八百七十一年)陸海軍刑律を定め、十四年懲罰令と共に改定せられ、爾來修正を加へ、二十一年(一千八百八十八年)に治罪法を改定し、再審の道を開く等大に進歩を來し、以て今日に至れり。

兵器製造に於ては幕府時代より旣に興り、諸藩亦競つて銃砲を製造せりと雖、未だ幼稚にして實地に適用するに足らず。明治元年に兵器司を置き、專ら兵器、彈藥の製造を管理せしめ、爾來數度の改正を經て、遂に砲兵本廠となり、大阪には砲兵支廠を置きて、砲熕、彈丸を製作し、東京の本廠に於ては小銃並に彈藥の製造に着手し、火藥製造所を宇治、板橋、王子、板鼻等數箇所に設けて製作に從事せしめ、漸次軍隊の需要を充すに至れり。當初は概ね兵器を外國に仰ぎしに、十三年(一千八百八十年)に至り、村田步兵銃を發明せし以來は、總べて工廠の製品を以て辨じ、有坂式速射砲の發明等、技術も亦大に進步し、三十五年には十二『インチ』鋼砲を製造するを得、是に於て兵器製造の獨立を遂ぐるに至れり。但速射砲の改裝に當り、一部外品を仰ぎしは、宇內の形勢より急に兵器改良を促され、爲に內地の製造を待つに遑あらざりしを以てなり。

次に經理の狀態を述べん。開國以前には文武官寮に晝然たる區別あらざるを以て、軍事費の計算の如き亦之を擧ぐるを得ず。當時の公租は米穀を主とせしかば俸祿も石數を以て稱へ、萬石に百人を出師の率となし、而して官僚は世襲なりしが故に、經理は極めて簡易にして疎略なりき。其洋式に倣ひ軍隊を設くるに至りては、固より舊套を遵用すべからず、軍隊編制より兵器、裝具に至るまで、全然一變して、昔日の例を案ずるを得ず。兵權を朝廷に收むる初めに、歐洲の制に倣ひ、歲入四分の一を以て軍備充實を謀らんことを期せり。當時帝國の收入は約七百五十萬石にして、一石を八兩(兩は今の貳圓)とし、六千萬兩なれば、其中一千五百萬兩を陸海

兩軍經費の基礎とせんと欲したれども、當時は諸藩尙ほ兵を擁し、政府は幕府の收入二百五十萬石を得るに過ぎざるを以て、當初は五百萬兩を以て豫算を立てざるを得ざりき。此額を平分して、陸海軍の經費に充つる策を立てたれども、新政府は幕府破壞の後を承けて、內政の統一に忙はしく、行政諸費の支出多端にして、當初は豫定の軍事費を投ずるを得ず、四年（一千八百七十一年）廢藩より始めて軍隊の統一成り、豫算を確立するに至れり。初めは壯兵なりしと、百事創設なるとを以て、兵員に比して多額の經費を要したり。爾後經理の沿革を述ぶれば、行政機關は軍隊の創設以來、數多の變遷を經たり。中央經理機關は明治二年（一千八百六十九年）兵部省に會計司を置き、四年に陸海軍分離して、陸軍會計局を置いて經理に專任せしに、十九年（一千八百八十六年）に官制を改め、之を會計、經理、被服、糧食等に關する一切の事務を管理する所となし、各隊に於ては將校を以て經理委員を組織し、委任經理となせり。是に於て各隊自治の制始めて備はれり。二十四年（一千八百九十一年）會計局を經理局と改め、豫算、決算、出納、給與、被服、糧食、建築等に關する事項、金錢、物品、會計の檢查並に經理官の敎育を掌らしめたり。經費は歲入の增加に隨うて漸次膨脹し、以て今日に及べり。

今左に明治元年以後に於ける陸軍經費一覽表を附し、其趨勢の概況を示さん。

累年經費總額

年度	區分	經常	別途	非常	計
元年	自明治元年一月至明治同年十二月	一〇三八、一一〇、〇八六圓			一〇三八、一一〇、〇八六
二年	自明治二年一月至明治同年九月	金一、四四七、九二五、九〇四			金一、四四七、九二五、九〇四
		米六、二三八、〇七六石			米六、二三八、〇七六石
三年	自明治二年十月至明治三年九月	金一、三九一、七〇六、一七一			金一、三九一、七〇六、一七一
		米五、三〇九、一五五、一			米五、三〇九、一五五、一
四年	自明治三年十月至明治四年九月	金二、五三八、四六五、五八八			金二、五三八、四六五、五八八
		米七、九二八、九五九、七三			米七、九二八、九五九、七三

以上は陸海軍諸官の旅費、賄料、廳中費（元年より四年までは官吏の月給は大藏省に於て支拂ひたるを以て算入せず）及び諸隊軍艦の諸費、兵器、彈藥、其他軍務に係る平時經費の總額なり。維新の戰費は各藩自身に出費せる等複雜にして計上するを得ざるを以て之を略す。

年度	區分	經常	別途	非常	計
五年	自明治四年十月 至明治五年十二月	圓 七、二七九、七三六、七七七	—	—	七、二七九、七三六、七七七
六年	自明治六年一月 至同年十二月	八、一二八、一四〇、九二四	—	一六、六五一、四七六	八、一四四、七九二、四〇〇
七年	自明治七年一月 至同年十二月	七、七八一、九六九、二一〇	八九一、七三九、六四〇	三四九、〇〇八、七〇〇	九、〇二二、七一七、五五〇
八年	自明治八年一月 至同年六月	三、七七四、三二〇、九三一	—	三、四五六、四二四、七二三	七、二三〇、七四五、六五四
八年	自明治八年七月 至九年六月	六、九五九、七三五、六九三	二七一、三〇四、一一〇	—	七、二三一、〇三九、八〇三
九年	自明治九年七月 至十年六月	六、九〇四、八二八、九九一	二六二、七六二、九二三	—	七、一六七、五九一、九一三
十年	自明治十年七月 至十一年六月	六、〇三五、九四〇、二七五	八八、九一一、一八二	三〇、三五八、一三三、七四七	三六、四八二、九八五、二〇四
十一年	自明治十一年七月 至十二年六月	六、四〇九、〇〇四、八一四	二三〇、七三八、九五八	—	六、六三九、七四三、七七二
十二年	自明治十二年七月 至十三年六月	七、七六六、九一九、四六四	九八、五三九、六三六	—	七、八六五、四五九、一〇〇
十三年	自明治十三年七月 至十四年六月	八、四三四、五二九、七九六	四〇、五七八、九九一	—	八、四七五、一〇八、七八七
十四年	自明治十四年七月 至十五年六月	八、一七九、七二二、〇五一	五五九、〇六〇、一九三	—	八、七三八、七八二、二四四
十五年	自明治十五年七月 至十六年六月	八、二七八、一四四、七七八	一、一九六、〇八三、一一二	—	九、四七四、二二七、八九〇
十六年	自明治十六年七月 至十七年六月	九、六九一、一三四、一二六	五七〇、七二四、五一八	—	一〇、二六一、八五八、六四四
十七年	自明治十七年七月 至十八年六月	一〇、七六四、五九三、一〇九	七七一、一八九、九五九	—	一一、五三五、七八三、〇六八
十八年	自明治十八年七月 至明治十九年三月	一〇、一二四、一一七、八九二	七三三、二四〇、九一五	—	一〇、八五七、三五八、八〇七
十九年	自明治十九年四月 至明治二十年三月	一二、六三三、一五一、八二九	三七八、四九三、九三八	—	一三、〇一一、六四五、七六七
二十年	自明治二十年四月 至明治廿一年三月	一一、八四三、六一八、五一四	五六五、九一七、一五七	—	一二、四〇八、五三五、六七一
二十一年	自明治廿一年四月 至明治廿二年三月	一一、八二二、二一七、一〇六	九三九、九一九、三九三	—	一二、七六一、一三六、四九九
二十二年	自明治廿二年四月 至明治廿三年三月	一二、一〇六、三一二、九六二	一、九三八、一二四、七九一	—	一四、〇四四、四三七、七五三
二十三年	自明治廿三年四月 至明治廿四年三月	一二、〇八〇、九八四、五七〇	一、七四一、六九〇、九八八	—	一三、八二二、六七五、五五八
二十四年	自明治廿四年四月 至明治廿五年三月	一二、六五六、七四一、三六二	一、五二三、四二六、三五〇	—	一四、一八〇、一六七、七一二
二十五年	自明治廿五年四月 至明治廿六年三月	一二、四九八、二三六、三三四	二、一三七、〇一六、三五九	—	一四、六三五、二五二、六九三
二十六年	自明治廿六年四月 至明治廿七年三月	一二、四一九、八二九、〇九一	二、三〇一、三九七、一二〇	—	一四、七二一、二二六、二一一
二十七年	自明治廿七年四月 至明治廿八年三月	七、八二八、〇七三、六〇八	二、五〇八、八六二、一三四	—	一〇、三三六、九三五、七四二
二十八年	自明治廿八年四月 至明治廿九年三月	八、四一〇、二一〇、七八六	一、六〇五、七二三、六九八	—	一〇、〇一五、九三四、四八四
二十九年	自明治廿九年四月 至明治三十年三月	二二、六一三、五八九、七二〇	三〇、六二八、九三四、三〇八	—	五三、二四二、五二四、〇二八
三十年	自明治三十年四月 至明治卅一年三月	二八、七四六、二六二、八二二	三一、四〇一、七二五、二一六	—	六〇、一四七、九八八、〇三八
三十一年	自明治卅一年四月 至明治卅二年三月	二九、四四七、五五三、〇一四	二一、三三五、五八一、二七九	—	五〇、七八三、一三四、二九三
三十二年	自明治卅二年四月 至明治卅三年三月	三五、五七七、三〇九、六七一	一六、九七三、八八八、一一六	—	五二、五五一、一九七、七八七
三十三年	自明治卅三年四月 至明治卅四年三月	三六、一二三、八九一、七九五	二一、九三四、二二六、三八〇	一六、七八〇、〇九三、〇七一	七四、八三八、二一一、二四六

三十四年	自明治廿四年四月至明治廿五年三月	三七四三、九一〇、七七一	一三、四七七、三〇九、四三八	七、四七〇、九五九、四一二	五八、三八一、七七九、六一二
三十五年	自明治廿五年四月至明治廿六年三月	三九二、六九、六六九、一八九	八、二三二、七四〇、四三一	二、〇四九、六四九、七〇三	四九、四四二、〇五九、三一三
三十六年	自明治廿六年四月至明治廿七年三月	三九三、三五五、三八八、三二六	六、八二二、〇九三、七九一	一、一四七、〇八〇、六五四	四六、八八四、五六二、七七一

備考

經常費は本省及び各部隊に係る各年の經費にして、別途費は臨時の事項又は豫算外の事業に際し、別途に支出せし諸費なり。其一二を擧げなば、七年度に近衛及び各鎭臺兵營建築費、八年度に朝鮮事件費、九年度に熊本縣下暴動費、十一年度に近衛砲兵暴動費、及び十年の役負傷患者費、十二年度に金澤兵營燒失に對する再築費、十四、五兩年度に軍器改造費及び朝鮮事件費、十五年度以降東京灣砲臺建築費等なり。又非常費は內外國或は地方の事變に際し、出師戰鬪に係る諸費にして、六年度に北條、福岡、大分諸縣の人民暴動鎭撫費、七年度に佐賀縣の逆徒征討費、八年度に臺灣蕃地處分費、十年度に西南の役戰鬪費等なり。

二十二年（一千八百八十九年）度以降に臨時費の增加は砲臺建築費、製砲費、兵營建築費等に增額を生ぜしに由る。

二十七、八年（一千八百九十四、五年）度に經常費の減じたるは日淸戰役により、動員後の經費は非常費の範圍に移れるに由る。

二十七、八年戰役非常費は一億七千一百二萬餘圓にして、戰爭終結後も武器、裝具、被服より糧食、馬匹に至るまで復舊を要する等、經費支出は漸を逐ひ整理せるを以て、隨つて非常費に屬する支出は數年に亘れり。加ふるに償金皆濟に至るまでの擔保たる駐屯兵の費額等もありたり。故に二十七年六月一日に始まり、二十九年六月三十日に終るものとし、同日までに支拂ひたる分一億六千四百五十二萬餘圓にして、同日以後は一般會計に移せり、其額は六百五十萬餘圓にして、是は前例の如く各年に分別し難し、因つて特にこゝに抄出す。

二十九年以降經費の增加したるは、軍備の擴張のため兵員の增加に由る。又臨時費は兵營の新設、要塞の設備、兵器の改良等、新事業の多きに由る。非常費途は三十三年北淸事變に出兵したるに由る、而して其數年に亘りしは、事後軍隊の駐屯したるに由れり。又臺灣に土匪討伐の頻年起れるも亦臨時費中に編入し、別に區分を設けず。

紙數は詳論を許さず、而も現時軍隊の狀態は未だ公開の時期に達せず。但如上叙述したる所に由らば、我帝國陸軍の一斑を知悉すべきに庶幾からん歟。

二條城

京都二條堀川の西にあり。德川家康が其上京中自己の居城となし、又聖下の鎭營となさんが爲、諸大名に課して築かしめしものにして、慶長八年に落成せり。其後幾多の變遷を經たれども、其殿舍の主なるものは今に存在し、規模の宏壯なる、用材、彫刻、繪畫等の優秀なる、人目を奪ふものあり。

（子爵秋元興朝氏藏）

名古屋城

名古屋城は德川家康その子義直を此地に封ずるに當り、諸大名に課して築造せしめしものにして、慶長十五年に落成せり。五層の天守中空に聳え、最上層の屋上に金鯱を置く、結構最も壯大なり。現今其本丸は離宮となり、城内には第三師團の兵營を設けらる。

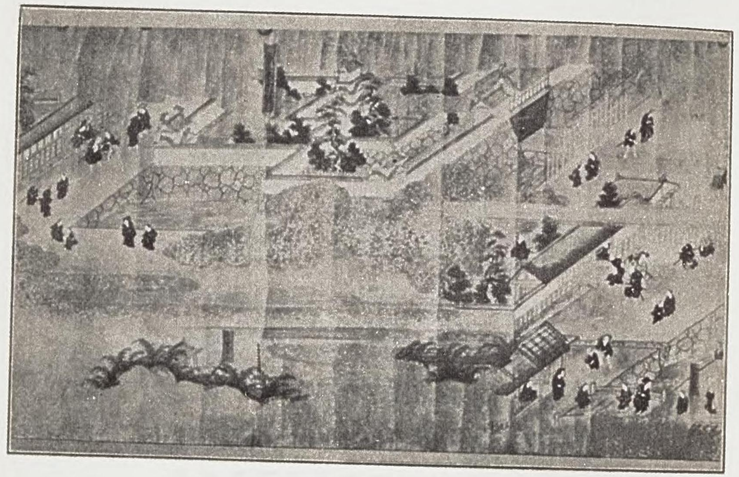

馬關砲擊の圖

幕末開港攘夷の説紛々たるに際し、世論大に攘夷に傾き、朝廷もまたその意ありしが、幕府は其難きを知れり。然るに文久三年五月十日長門藩は下ノ關を通過せし米、佛、蘭等の軍艦、商船を砲擊して、更に一大難件を生じ、遂に同月三十日より六月四日に至るまで、英、米、佛、蘭四箇國聯合艦隊の砲擊を受けたり。本圖は即ち當時の光景を同艦隊乘組員の親しく撮影したる原版より油繪に描寫せるものに係る。

（侯爵井上馨氏藏）

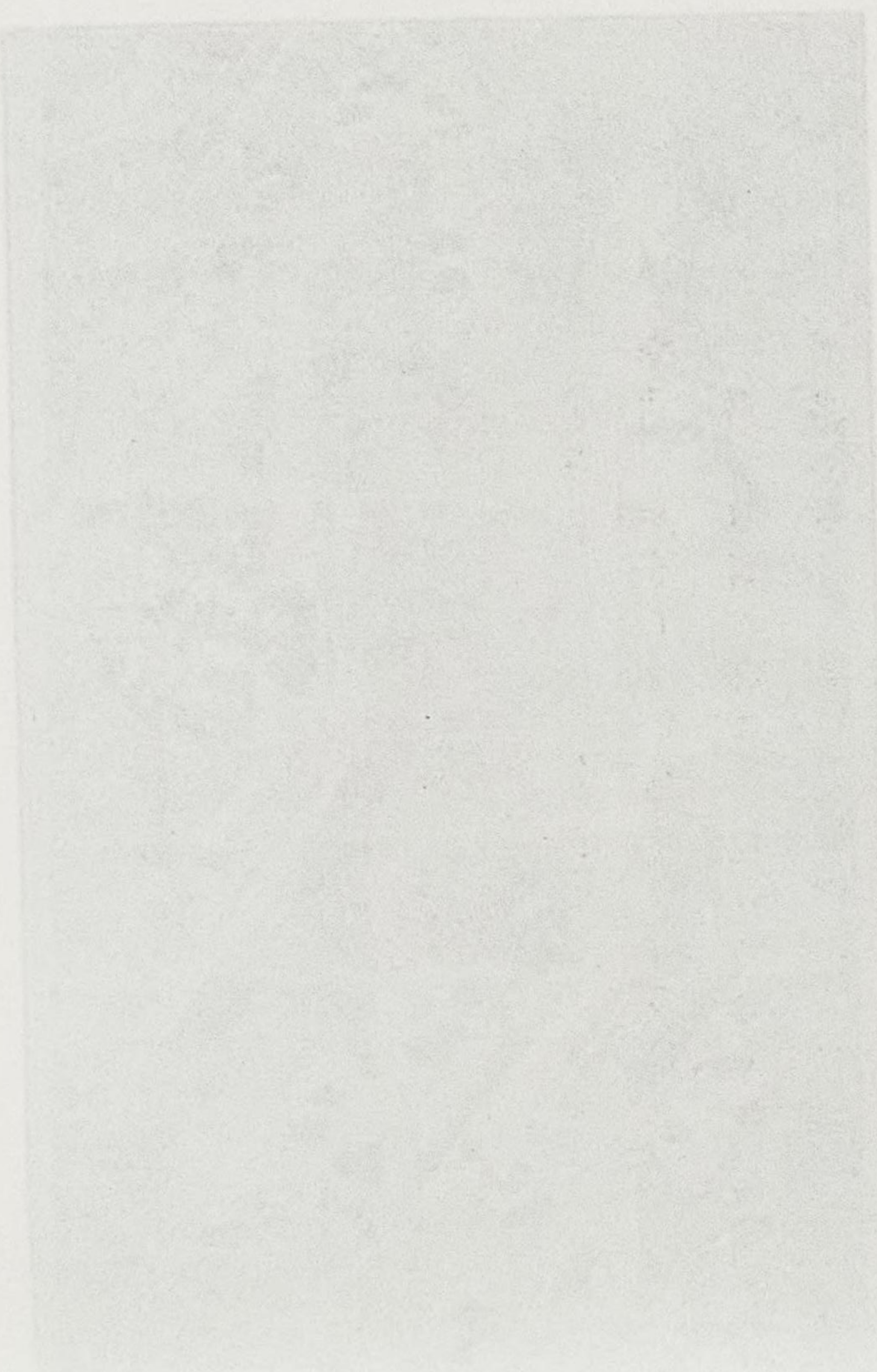

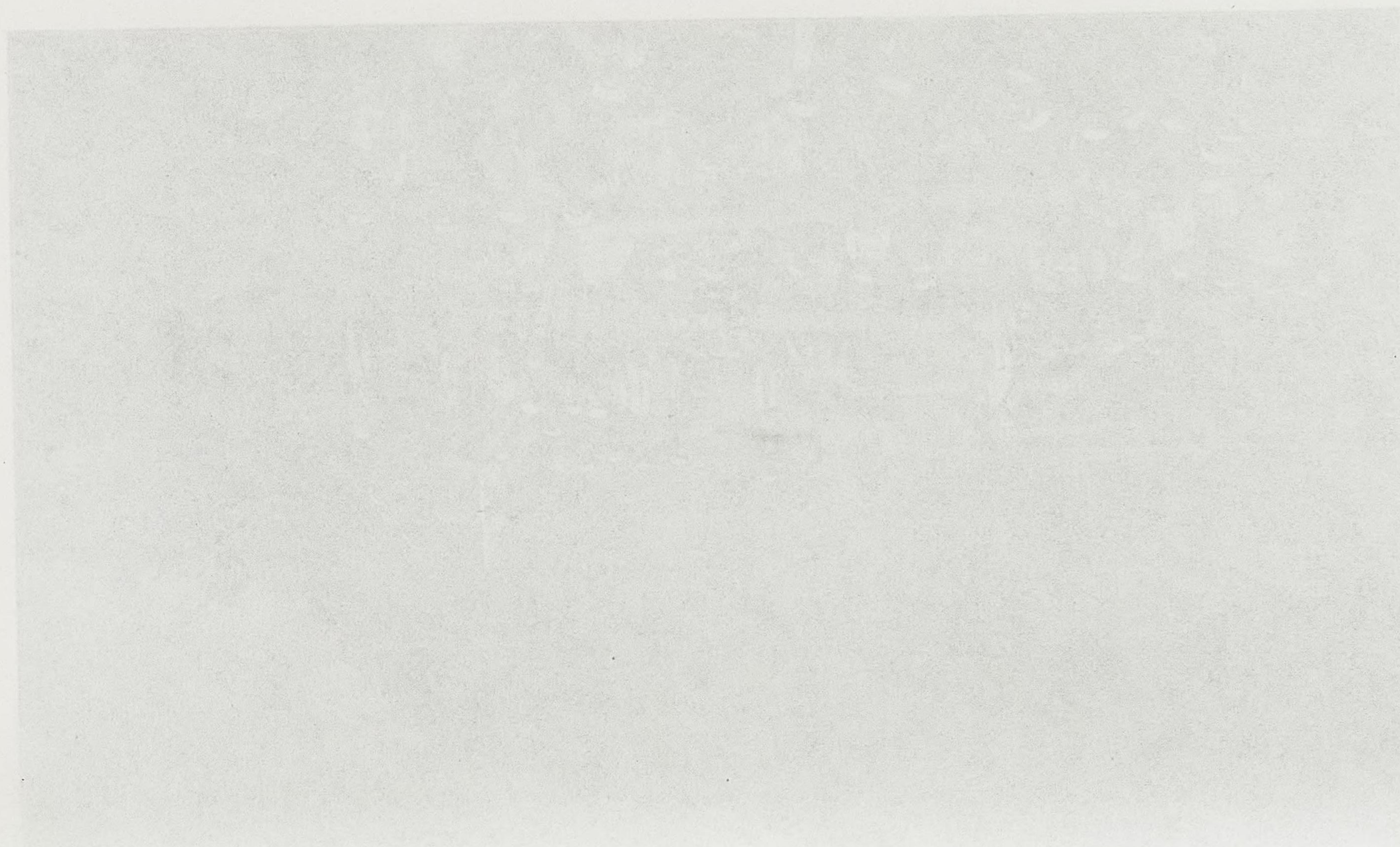

勝安芳

勝安芳は舊幕府旗下の士にして、夙に辛苦して西洋學を修め、略ゝ海外の事情に通じ、つひに幕府の要路にあげらる。戊辰戰役の時、官軍の將に江戸城を攻めんとするや、安芳德川慶喜の爲に、其恭順の意を明かにし、以て戰爭の慘禍を避く、後明治政府に仕ふ。　我邦海軍の創設に就いて其功多し。

（伯爵勝精氏藏）

大村益次郎

大村益次郎は長門藩士にして、戊辰戰役の際西郷隆盛と共に官軍を督して勳功あり。　尋て兵部大輔に任ぜられ、力を兵制の改革に盡したり、陸軍制度の立つは其力に賴ること多し。　明治二年京都に在りて刺客に傷けられ、後遂に卒す。

（子爵大村德敏氏藏）

海軍史

伯爵　山本權兵衞

四境を繞りて滔茫たる海の邦土に在りては、其住民の生活上の必要よりして、舟楫を操縦し、航海に習練し、自然に海事思想を振作するは、固より其所なり。我帝國は無數の島嶼より成り、屈折斗回、到る處に良灣、佳港を擁し、進取活潑の氣象に富める民族の棲息地となりたれば、夙に海上を家となし、波濤を枕となし、遂に船艦を以て四方に雄飛するに至るは、殆ど天の命ずる所なり。太古の事は邈として詳かならざれども、史に所謂諾、册二尊の國土經營に際して坐乘し給ひたる天の浮橋の如き、素盞烏尊が海原の新羅に往來し給ひたる浮寶の如き、又高橋、打橋の如き、少名彦名尊の常世國より渡航せし天の羅摩船、或は海神豐玉彦の八尋鰐の如き、其他鳥船、磐楠船の如き、皆大小船舶の種類にして、有史以前より早く已に海上を健歩し、我沿

上古の海軍

海より支那大陸、朝鮮半島に向つて往來の盛んなる、以て其跡を徵するに足る。

神武天皇九州より舟師を以て東征し、吉備に到り、大に舟を師調へて浪速に着し、更に紀伊に回航し、熊野より大倭に打入り給ひたるは、即ち艦隊行動にして、海上權應用の嚆矢なり。斯くて大倭に皇基を奠め給ひ、十世を經て崇神天皇に至り、造船を奬勵し、次の垂仁天皇の韓國に日本府を置かれたるは、帝國の勢力を該半島に樹立せられし基源なるべし。越えて景行天皇及び日本武尊の熊襲親征、蝦夷征服は、多く海路に由り給ひ、仲哀天皇親ら舟師を率ゐて、熊襲、新羅を征せんと大蠹を筑前香椎に進め、神功皇后其遺志を奉じて、舟師新羅を壓伏し給へるより、海上權を發展し、應神天皇西曆二百七十年―三百十年)に至り、海北を服屬し、官吏並に軍隊の往來繁く、海事の隆盛を來し、船舶、海員の增加著しく、諸國に海人部、舟部を置きて、海員、船舶を管理せしむ。之を海事職司の濫觴とす。爾來四百餘年間韓半島を服屬し、土地を拓き、屯倉を設け、其間に舟師を送りしこと十五回に及び、鎭西の舟師、造船等爲に大に發達し、又齊明天皇(六百六十年)に至り、阿倍比羅夫舟師二百隻を率ひて、渡島を討平らげ、肅愼の兵と戰ひ、之を破れり。然るに韓國に於て我勢力の北進するや、

南洋群島との交通

海賊追捕

支那の勢力南下して此に衝突し、遂に海陸の戰端を開きしに、高麗、百濟支ふること能はず、因つて其君臣を我國に收容して交誼し、爾後我政府は漸く外征に倦み、出師の壯圖茲に絕ちて、鎖國の狀態に年所を送れり。

然れども海國民族の海上雄飛の志は、沿海漁業を以て自ら足れりとせず、南洋群島の交通開けて、西國の熊襲、隼人と競爭起り、貢租の海運を停め、元正天皇養老年中(七百十七年―七百二十三年)に至り隼人を征服して、山陽、南海の海運を許しゝに、聖武天皇天平二年(七百三十年)より海賊追捕の必要を生じたり。海上警察の事容易ならず、捕へんとすれば散じ、縱てば集まり、二百餘年を經て、朱雀天皇承平六年(九百三十六年)に伊豫の藤原純友海賊を聚めて西國を擾亂し、遂に誅に伏せしと雖、其餘波は洶涌して猶ほ鎭まらず。崇德天皇保延元年(一千百三十五年)に武將平忠盛に命じて、海賊を鎭壓せしめ、未だ之を剿滅すること能はざりしと雖、平氏は因つて以て西國に威權を收むるに至れり。此の如く帝國は長き年間、鎖國の狀態なるに拘はらず、海上鎭壓の必要より、海國の特長たる海軍思想を發展し、大に遠征冒險の氣象を激勵せられ、其結果として南海に在廳船所を設け、水師を鍛鍊するに至れり、中

源平の海戰

國に關船の起原は蓋し此時なるべし。尋いで源平二氏の政柄を爭ふに及んで、平氏は鎭西を本據とし、源氏は伊豫及び周防の在廳船所を收めて、壇浦の水戰に源氏は八百四十隻、平氏は五百餘隻を以て雌雄を決せりと云ふ。是れ上古に比し、稍〻大なる規模を以て海戰の行はれたるものなり。

西國の船奉行

源氏の鎌倉幕府を開くに及んで、西國に船奉行を設けて、海軍を統轄せしむ。海賊追捕の經驗ある沿海の豪族が、各便要の地に水營を設け、海學を始めたるは既に此時よりなるべし。

元寇

然るに文永、弘安(一千二百七十四年―八十一年)の際、胡元が多くの戰艦にて十萬の水師を派し、我玄海を蔽うて來寇しければ、西國の舟師は多年海賊追捕に研磨したる水戰操舟の技能を發揮し、勇鬪猛戰せしと雖、彼は多數の巨船、精銳の武器を有し、衆寡相當らず、危急卵累も啻ならざりしに、一夜颶忽として颶風怒號し、激浪掀飜、彼の船艦は盡く筑、肥の海に殲滅したり。以て久しく歐亞の大陸に殘暴を逞うしたる蒙古民族の氣を挫屈せしめ、我九州北邊及び壹岐、對馬を根據とし、日本海を堅鎖し、朝鮮、支那を控制するの機運に逢着したり。有名なるヴェニスの大旅行家マルコポーロが東洋の消息を歐洲に傳へたるは、此頃の事とす。

足利時代

延元元年(一千三百三十六年)足利尊氏九州、南海及び周防船所の舟師を以て、兵庫に上陸して京師を侵し、遂に南北朝の大亂となるに及んで、南朝の准大臣北畠親房熊野及び南海の舟師を以て、九州の征西府と聯絡し、北朝の勢力を挫けり。足利氏の亂となるに及んで、東國の要港まで競うて水師兵船を發展して、海上權を爭ひ、西國の船舶は朝鮮、支那に出沒し、特に備後の梶原氏の如きは、盛んに朝鮮と交通したり。

葡人の來航

喜望峰の發見(明應六年、一千四百九十七年)ありしより、葡萄牙の商船多く東洋に航し、ヒンドーなる者來りてより、西歐と貿易の門戸は開かれ、我商舶も三桅船を製造して、遠航海を企つるに至れり。豐臣氏政權を執るに及び、天正十六年(一千五百八十八年)海洋取締を嚴にし、波上の冒險者を禁遏せしかば、彼等は海運に轉業し、貿易時代に入れり。

文祿の征韓

文祿元年(一千五百九十二年)の征韓役に船手の大將は伊豫の藤堂、加藤、來島、淡路の脇坂、志摩の九鬼及び紀伊の水師にて、初めは敵船を摧破せしに、其將李舜臣善く戰ひ、我軍終に大敗し、爲に陸上に連勝せる陸軍の諸隊は後方の連絡を失ひ、延いて班師の止むなきに至れり。然れども海上の活動は海國男兒の心腸を熱し、臺灣又は呂宋群島經略の壯圖を畫するものを生じたるも、亦此時代なり